

令和元年度

# 包括外部監査結果報告書

学校教育に関する財務事務の執行について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 塚崎俊博

金沢市議会議長	野本	正人	様
金沢市長	山野	之義	様
金沢市監査委員	林	充男	様
金沢市監査委員	中村	哲郎	様
金沢市監査委員	黒沢	和規	様
金沢市監査委員	山本	由起子	様

令和2年3月30日

金沢市包括外部監査人

塚崎俊博

地方自治法第252条の27第2項に定める、平成31年4月1日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第252条の37第5項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の方法	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	1
7	監査人補助者	1
8	利害関係	2
9	監査の結果と意見	2
第2	監査対象の概要	3
1	金沢市の学校教育の現状	3
2	金沢市学校教育振興基本計画	3
3	学校教育施策の概要	6
4	教育施設及び予算等の状況	9
5	教育施設及び予算等の他自治体比較	11
6	監査対象事業等の選択方針	13
7	組織	16
第3	外部監査の結果	19
	第1章 教育総務課所管事業	19
1	私学振興費	19
1-1	私立学校振興費	19
2	小学校管理費	20
2-1	学校施設管理費 施設保守管理費	20
2-2	学校施設管理費 学校用地借地解消事業費	22
2-3	学校施設管理費 学校用地借上料	23
2-4	学校施設管理費 校費	27
2-5	管理物品整備費	28
2-6	学校安全管理総合対策費	28
2-7	学校施設改修費	29
3	小学校教育振興費	31
3-1	特別支援教育就学奨励費	31
3-2	児童就学奨励費	32
3-3	へき地通学児童輸送費	33
4	小学校建設費	34

4-1	森山町小学校校舎改築事業費	34
4-2	戸板小学校校舎増築事業費	36
4-3	米丸小学校教室改修事業費	37
4-4	小学校大規模改造事業費	38
4-5	学校施設改良事業費	40
4-6	小学校エコ改修事業費	43
5	中学校管理費	45
5-1	学校施設管理費 施設保守管理費	45
5-2	学校施設管理費 学校用地借上料	46
5-3	学校施設管理費 校費	47
5-4	学校施設改修費	48
6	中学校教育振興費	48
6-1	生徒就学奨励費	48
6-2	遠距離等生徒通学費補助	49
7	中学校建設費	51
7-1	泉中学校建設事業費	51
7-2	中学校大規模改造事業費	53
7-3	学校施設改良事業費	54
8	学校保健費	57
8-1	学校環境衛生管理費	57
8-2	児童生徒医療援助費	58
9	学校給食費	59
9-1	共同調理場費 共同調理場施設衛生環境改善事業費	59
9-2	共同調理場費 施設設備整備費	63
9-3	共同調理場費 管理運営費	65
9-4	単独校調理場費 施設設備整備費	68
9-5	単独校調理場費 管理運営費	70
9-6	学校給食援助費	71
第2章 学校職員課所管事業		73
1	教育指導費	73
1-1	小中一貫英語教育事業費	73
1-2	コミュニティ・スクール推進費	74
2	小学校管理費	75
2-1	学校施設管理費 校舎管理体制整備費	75
3	学校保健費	76
3-1	教職員健康診断費	76
第3章 学校指導課所管事業		78
1	教育指導費	78
1-1	金沢型学校教育モデル実践費 金沢ベーシックカリキュラム実践推進費	78

1-2	金沢型学校教育モデル実践費 金沢ふるさと学習推進費	80
1-3	小中一貫英語教育充実費	82
1-4	いじめを許さない学校づくり推進費	85
1-5	特色ある学校づくり推進費 スクールサポーター活用推進費	91
1-6	特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費	93
1-7	特色ある学校づくり推進費 学校図書館管理システム運営費	95
1-8	教育総合推進費 心の教育推進費	97
1-9	教育総合推進費 心と学びの支援員派遣費	98
1-10	特別支援教育推進費 小中学校医療的ケア推進費	100
1-11	特別支援教育推進費 特別支援教育充実費	102
1-12	教科指導費 教育課程実施状況調査費	104
1-13	教科指導費 教科書・指導書購入費	106
1-14	金沢の科学再生事業費 (公財)金沢子ども科学財団運営費補助	107
1-15	西町教育研修館管理運営費	110
2	小学校教育振興費	113
2-1	教材整備費 学校図書更新費 (小学校)	113
2-2	教材整備費 教材整備費 (小学校)	116
2-3	大型教材整備費	118
2-4	情報教育機器整備費 (小学校)	120
2-5	特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費 (小学校)	122
2-6	特別支援教育振興費 特別支援教育就学奨励費	123
2-7	理科教育設備整備費 (小学校)	124
2-8	学校体育振興費 小学校体育行事開催費	127
3	中学校教育振興費	128
3-1	教材整備費 学校図書更新費 (中学校)	128
3-2	教材整備費 教材整備費 (中学校)	131
3-3	情報教育機器整備費 (中学校)	133
3-4	特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費 (中学校)	135
3-5	理科教育設備整備費 (中学校)	136
3-6	部活動振興費 中学校部活動大会派遣援助費	139
3-7	部活動振興費 中学校部活動振興費	140
4	学校保健費	142
4-1	学校保健検診費	142
4-2	学校保健センター費	143
4-3	日本スポーツ振興センター共済掛金	145
4-4	日本スポーツ振興センター医療給付金	146
5	体育振興費	147
5-1	中学校体育連盟運営事業交付金	147
第4章	学校監査	149

1	学校監査の概要	149
2	資金取り扱い状況	149
3	学校徴収金	151
4	備品等管理	152
4-1	備品管理	152
4-2	薬品管理	154
5	教職員勤怠管理	155
6	学校図書管理	155
第5章 過年度の指摘、意見等への対応状況		157
1	学校の特別教室の利用について	157
2	学校開放制度について	158
3	共同調理場のコスト管理について	159
指摘事項・意見一覧		160

# 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（テーマ）

学校教育に関する財務事務の執行について

## 3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

今日、教育を取り巻く環境は、情報化、グローバル化などにより急激に変化しており、子ども達には、時代の変化に対応するための多様な能力を備えることが強く求められている。こうした社会の変化や教育をめぐる様々な課題に対応するため、金沢市では平成27年に学校教育の一層の振興を図り、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を策定した。今後も金沢市の魅力を一層高め、持続させていくためにも、地域や社会の未来を担う人づくりを推進していくことがますます重要となってくる。

このような状況を鑑みて、学校教育に係る事務を精査し、適正かつ効果的に行われているかどうかについて検証することは、有益であると考え選定した。

## 4 外部監査の方法

### （1）監査要点

- ①財務事務の執行が関係する法令・条例等に基づいて適正に行われているか。
- ②契約（請負、委託）に係る事務が適正に行われているか。
- ③事務事業の執行が適正かつ効果的・効率的に行われているか。
- ④補助金の支出が関係法令等に準拠して適正に行われているか。

### （2）主な監査手続

主として担当課への質問、実施事業事務を記録した文書等（電子データを含む）の閲覧、必要に応じて現地視察、現物確認等を実施した。

## 5 外部監査の対象期間

原則として平成30年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成31～令和元年度の一部についても監査の対象とした。

## 6 外部監査の実施期間

令和元年6月11日から令和2年3月18日まで

## 7 監査人補助者

窪田隆之（公認会計士）

深澤智士（公認会計士）

細見孝次（公認会計士、弁護士）  
木戸正裕（公認会計士）  
田嶋隆大（公認会計士）  
大貫一（公認会計士、学識経験者）

## **8 利害関係**

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## **9 監査の結果と意見**

監査の結果については、合規性、効率性等の観点から、是正が必要と思われるものについては「指摘事項」、組織及び運営の合理化等に資するものについては「意見」として記載した。



## 第2 監査対象の概要

### 1 金沢市の学校教育の現状

21世紀は、新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれている。

学力向上という側面での金沢市の学校教育の状況を推察するに、平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)において、石川県が都道府県別ランキングで全国1位となっている中で、金沢市は石川県平均と同程度ということが公表されており、この側面では金沢市の学校教育は良好と思われる実績を上げている。

しかしながら、「知識基盤社会」においては、課題を見いだし解決する力、知識・技能の更新のための生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境と共に生きることなど、変化に対応するための能力が求められる。このため、子ども達が「知識基盤社会」を生きていく上で必要な学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育て、「豊かな人間力」を育むことが重要である。

このような時代の要請に対応するため、金沢市では学校教育の一層の振興を図り、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を平成27年1月に策定し、この計画に基づき、総合的な施策を実践することとしている。

### 2 金沢市学校教育振興基本計画

金沢市学校教育振興基本計画の体系は次頁のようなものとなっている。

基本理念

明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり  
 ～「心」と「力」を育む学校教育～

めざすべき  
 金沢の子ども像

基本的方向性

取り組むべき施策の考え方

- 1 自ら学び、自ら考え、創造する子
- 2 正しく判断し、責任を持って行動する子
- 3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子
- 4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子
- 5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子
- 6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子

方向性 1  
 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

- 1-1 道徳教育(心の教育)の充実
- 1-2 人権教育の推進
- 1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実
- 1-4 学校図書館教育の推進
- 1-5 情報モラル教育の充実
- 1-6 人間性を育む部活動の充実

方向性 2  
 確かな学力を育む教育に取り組みます

- 2-1 学力の向上
- 2-2 キャリア教育の推進
- 2-3 情報教育の推進

方向性 3  
 健康や体力を育む教育に取り組みます

- 3-1 健康教育の推進
- 3-2 体力の向上
- 3-3 学校給食の充実

方向性 4  
 ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組みます

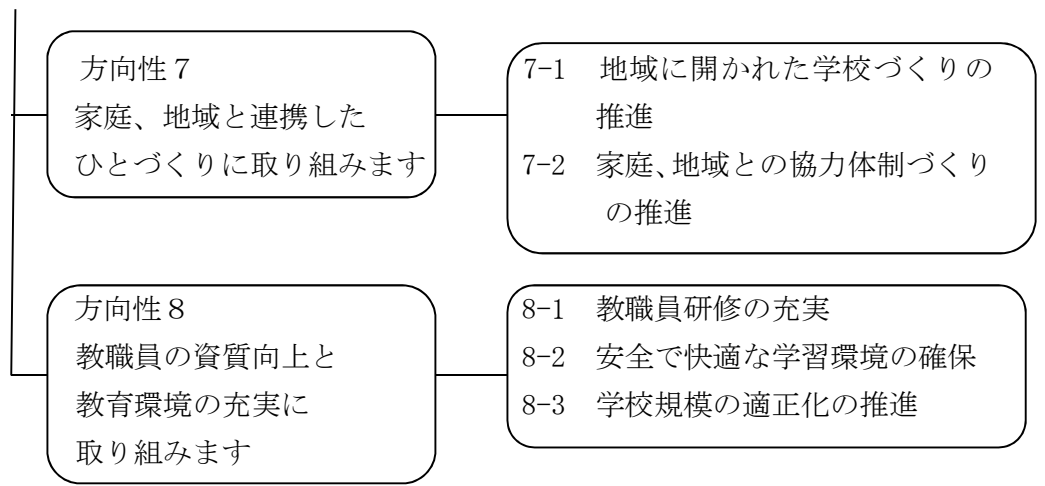
- 4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実
- 4-2 国際理解教育の充実
- 4-3 科学教育の充実
- 4-4 ユネスコスクールとしての取組の推進
- 4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進

方向性 5  
 特別支援教育の充実に取り組みます

- 5-1 特別支援教育の充実
- 5-2 インクルーシブ教育の推進

方向性 6  
 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組みます

- 6-1 発達相談に基づく支援体制の充実
- 6-2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実
- 6-3 相談・支援機能の充実



### 3 学校教育施策の概要

「金沢市学校教育振興基本計画」に基づいて、施策として以下のようなことが実践されている。

#### (1) 金沢型学校教育モデルの実践

##### ①金沢型学習プログラム

全小中学校の基準となる学習内容を明確にすることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成や金沢への愛着と誇りが持てる教育を推進することを目的とする。

##### ア 金沢ベーシックカリキュラム

今年度は2020年度より小学校で使用する教科書の採択及び教科書の内容に合った教育課程の策定を行う。各学校においてはこれを基準として、児童生徒の実態や地域の特色等を踏まえ、「特色ある学習内容」を加え、学校独自の教育課程を編成・実施する。

##### イ 金沢ふるさと学習

金沢の持つ伝統や文化、自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、金沢について学び、考え、かかわり、広めることを通して、金沢のまちに愛着と誇りを持ち、まちづくりの担い手を育むことを目指す。

##### ウ 金沢「絆」活動

「金沢『絆』会議」の開催、「金沢『絆』プロジェクト」の実施、「金沢『絆』の日」の設定の3つの取組により、「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら児童生徒の心と力を磨く児童会・生徒会活動を推進する。

##### ②金沢型学習スタイル

全小中学校の基本となる学習方法や指導方法を明確にすることにより、児童生徒に必要な資質・能力を育成することを目的とする。具体的には、「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」を教員、保護者、児童生徒に周知し、これに基づく授業実践を推進する。

##### ③金沢型小中一貫教育

小中連携をさらに充実・発展させ、9年間を見通した連続性・系統性のある教育活動を展開することにより、児童生徒の「学び」と「育ち」をつなげることを目的とする。具体的には、全ての中学校区において行う共通の「基盤となる取組」と、その基盤の上に、各中学校区の実情や児童生徒の実態、地域の特色等を踏まえた独自の「特色ある取組」の大きく2つの取組を推進する。

#### (2) 特色ある学校づくりの推進

学校2学期制の実践により得られた成果を継承しながら、平成26年度より学びのステップを大切に「新たな3学期制」を実施し、危機管理能力を育むため、全小中学校で地域・PTAと連携した防災教育に取り組むほか、教職員を対象とした危機管理能力向上講習会を開催し、危機管理体制のさらなる強化を図っている。加えて、コミュニティ・スクール推進会議を設置し、中学校への拡大を検討する。また、昨年度よりユネスコスクールの趣旨を生かし、小中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を実施している。

#### (3) 部活動への支援

スポーツ・文化活動を通して、豊かな人間性と健全な身体の形成を図るため、中学校の部活動を支援する。

##### ①大型備品の整備

市立中学校の部活動に使用する大型備品を計画的に整備する。

##### ②大会等への参加支援

関係協議団体が主催する全国大会、北信越ブロック大会及び石川中央都市圏内を除く区域で開催される県大会等の参加に要する経費の一部を助成する。

### ③部活動指導員の配置及び部活動指導者の派遣

部活動指導の充実に向けて、退職教員等を部活動指導員として配置するとともに、地域のスポーツ人材を運動部に派遣する。

## (4) 開かれた学校づくりの推進

### ①「スクールサポーター」活用の充実

児童生徒の授業等への興味や理解をより一層深めるため、地域の人材や大学生などを授業に効果的に活用する。

### ②「全市一斉学校公開週間」の実施

全市立小・中・高等学校で6月3日～9日の間、学校を公開し、広く地域の方々に授業の様子等を参観していただく。

### ③「スクールフォーラム21」の開催

教職員と保護者、地域住民が一堂に会し、各学校が学校評価を踏まえ、教育ビジョンや教育活動の状況等を説明するとともに、一緒に学校づくりに取り組むための話し合いの場を全小中学校で設ける。

## (5) 心の教育、人権・同和教育の推進

道徳科をはじめ、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて取り組みを推進するとともに、専門講師による教員対象の研修会を開催し、人権・同和教育に関する理解と関心を深める。部落差別に対し生徒が正しい知識と公平・公正な態度を身につけるために、中学校24校にDVDを配布する。

## (6) いじめ・不登校・問題行動への対応

### ①いじめ防止対策推進法の施行に伴う取組

「金沢市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等に関する機関及び団体が情報を共有し、連携強化を図るための「金沢市いじめ問題対策連絡協議会」を開催するとともに、いじめの防止等の対策や重大事態が発生した場合には、「金沢市いじめ防止等対策委員会」が事実関係の調査を行う。

### ②生徒指導支援室の取組

専任の指導主事や危機管理アドバイザーを配置し、児童生徒の問題行動や保護者からの相談等に対して、関係機関と連携し迅速かつ適切な対応を行い、学校のサポート体制を強化する。

### ③いじめを許さない意識高揚に向けた取組

ネットいじめ防止講演会、いじめに関するアンケート及びhyper-QUアンケートを実施し、いじめや不登校の未然防止と早期対応に活用する。

### ④「心の絆サポーター」の派遣

問題行動等への対応や相談体制の充実を図るため、心の絆サポーターを派遣し、教職員と連携して問題の改善にあたる。

### ⑤「心と学びの支援員」の配置

相談室等別室に登校する児童生徒の学級への円滑な復帰に向け、心のケアと学習の支援体制を強化する。

## (7) 教育の情報化

国の整備基準を踏まえ、教育用コンピュータを全小中学校に配備している。パソコン教室のコンピュータを計画的にタブレット型に切り替えるほか、校務系・学習領域系のネットワーク分離など、教育用ネットワークのセキュリティ強化を図る。さらに2020年度より小学校で導入されるプログラミング教育に必要な教材を整備し、情報活用能力の育成及びモラル教育を推進する。

#### (8) 学校図書館の充実

##### ①学校司書の配置

学校司書の資質向上のため必要な専門知識や技術を習得する研修会等を開催することにより、子どもたちのより豊かな読書活動を推進するとともに、学校図書館のさらなる活用を目指す。

##### ②小中学校の児童生徒用図書整備

図書更新計画(2018～2022年度)に基づき、古い図書を更新し、学校図書館の蔵書充実を図る。

#### (9) 小中一貫英語教育の推進

##### ①新たな英語副読本の作成

新学習指導要領の全面実施に向けて開催された小中一貫英語教育検討委員会の答申を元に、検定教科書との併用を踏まえた新たな副読本を作成する。

##### ②小中一貫英語教育の充実

平成16年度から構造改革特区として、21年度からは教育課程特例校として小中一貫英語教育を推進している。また、24年度からは小中学校9年間を見通した新しい英語教育カリキュラムのもと、コミュニケーション能力の育成に向け、一層の推進・充実を図っている。

ア 小学校では市採用の英語インストラクターが担当とともに指導にあたるほか、中学校では外国語指導助手(ALT)を活用し、指導体制の充実を図る。

イ 中学校では小学校の学びを踏まえ、「聞く」「話す」を「読む」「書く」に円滑につなげるよう指導している。また、市独自の英語副読本を活用し、ふるさと金沢を英語で発信できる力の育成を図る。

#### (10) 理科学教育の振興

##### ①(公財)金沢子ども科学財団※への支援

※児童生徒の課外における科学的な活動などを支援するとともに、その普及・発展に努め、「科学の心」を育むことを目的に平成12年12月に設立。

専門的な知識を有するボランティアとの連携・協力のもと、自主カリキュラムを企画、運営する。

##### ②理科教育機器等の整備

理科教育振興法に基づき、全小中学校の理科教育に必要な機器等の整備を行う。

#### (11) 特別支援教育、へき地教育の充実

①学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒を支援するため、小中学校へ看護師を派遣する。

②市全体の特別支援教育の指導力向上のため、中央小学校芳齋分校及び小將町中学校特別分校を実践拠点校に指定し、教員の実践的な研修や教材開発、指導方法の研究を実施している。

③特別支援教育支援員及び特別支援教育サポーターの派遣により、特別な教育的支援を要する児童生徒への支援の強化を図る。

④適切な指導を行うため、特別支援学級、通級指導教室等を設置する。

⑤小規模の複式学級における教育の研究及び他校との交流事業を実施する。

#### 4 教育施設及び予算等の状況

##### (1) 学校教育施設

金沢市は、小学校と中学校の学校教育においては児童生徒数で95%近くを占める中心的な役割を果たしている。その他の区分の学校教育では、民間、国または県が中心となっている。

令和元年5月1日現在

区分			学校数	学級数	児童生徒学生数	教職員数
幼稚園	国法		1	5	114	9
	私立		22	156	2,788	388
小学校	国法		1	20	647	29
	市立		53(1)	897	23,292	1,401
	私立		1	6	106	18
中学校	国法		1	12	473	24
	県立		1	9	358	21
	市立		24(1)	361	10,994	740
	私立		2	1	306	77
特別 支援 学校	盲ろう学校	県立	2	36	63	71
	養護学校	国法	1	9	62	31
		県立	2	112	430	229
高等 学校	全日制	国法	1	9	363	24
		県立	11	235	9,126	657
		市立	1	18	715	65
		私立	6	195	6,966	582
	定時制	県立	1	15	333	49
短期大学		私立	1	-	231	38
大 学 (大学院含む)	国法		1	-	10,376	2,550
	公法		1	-	715	68
	私立		4	-	8,835	629
計			138(2)	-	77,293	7,700

※( )は分校で外数

国法は国立大学法人金沢大学が設置する附属小学校等

公法は公立大学法人金沢美術工芸大学

大学の中には短期大学を含む

幼稚園の中には幼稚園型認定こども園を含まない

(出典) 金沢の市政 (金沢市議会事務局編)

以降、この第4項に記載した表中の数値は同書に依っている

##### (2) 構造別保有面積

小学校、中学校の非木造化については、ほぼ完了した状況である。わずかに残っている木造校舎のうち1,054㎡は、近年に建築した木造平屋建の小学校低学年棟で、昔ながらの材料を使用し地域と共存する意図を持って構想し建築された校舎である。その他は校舎に付随する倉庫・物置

等である。

令和元年5月1日現在

校種別	構造	木造 (㎡)	非木造			合計 B (㎡)	非木造率 A/B (%)
			A				
			鉄筋 (㎡)	鉄骨その 他 (㎡)	小計 (㎡)		
小学校	校舎	1,475	278,092	4,250	282,342	283,817	99.5
	屋体	66	68,033	624	68,657	68,723	99.9
中学校	校舎	296	160,862	1,770	162,632	162,928	99.8
	屋体	0	46,625	200	46,825	46,825	100.0

### (3) 教育費予算

教育費予算は、老朽化して建替時期を迎えている校舎の建替工事の有無の影響が大きい。令和元年度は、森山町小学校の建替工事、約18億円が予算化されている。

#### 教育費および学校建設費

区分	一般会計		教育費		一般会計 に対する 比率(%)	小・中学校建設費		一般会計 に対する 比率(%)
	金額 (千円)	対前年 度比(%)	金額 (千円)	対前年 度比(%)		金額 (千円)	対前年 度比(%)	
平成29年度 当初予算額	169,730,000	98.5	18,354,088	93.9	10.8	1,934,994	57.5	1.1
平成30年度 当初予算額	168,710,000	99.4	18,335,634	99.9	10.9	792,234	40.9	0.5
令和元年度 当初予算額	172,100,000	102.0	20,025,002	109.2	11.6	4,001,030	505.0	2.3

#### 教育費予算額内訳

	平成29年度当初予算額 (千円)	平成30年度当初予算額 (千円)	令和元年度当初予算額 (千円)
教育総務費	2,214,500	2,132,636	2,312,593
小学校費	2,393,668	2,358,762	4,775,480
中学校費	2,645,967	1,594,005	2,353,557
高等学校費	808,321	842,071	785,881
大学費	1,232,471	1,305,211	1,107,526
社会教育費	5,590,752	5,535,208	5,126,343
保健体育費	3,468,409	4,567,741	3,563,622
計	18,354,088	18,355,634	20,025,002



(4) 年度別教育児童生徒1人当り経費

小学校費、中学校費の1人当り経費は大きく変動しているが、学校建設費を除くと、小中学校費の1人当り経費は、平成29年度 89,201円、平成30年度 91,132円、令和元年度 91,233円となり、僅かずつながら増加している。

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	当初予算額(千円)	児童生徒数(人)	1人当り経費(円)	当初予算額(千円)	児童生徒数(人)	1人当り経費(円)	当初予算額(千円)	児童生徒数(人)	1人当り経費(円)
小学校費	2,393,668	23,354	102,495	2,358,762	23,540	100,202	4,775,480	23,292	205,026
中学校費	2,645,967	11,451	231,069	1,594,005	11,141	143,076	2,353,557	10,994	214,076
高等学校費	808,321	718	1,125,795	842,071	717	1,174,437	785,881	715	1,099,134
大学校費	1,232,471	719	1,714,146	1,305,211	726	1,797,811	1,107,526	715	1,548,987

※児童生徒数は各年度5月1日現在

5 教育施設及び予算等の他自治体比較

前項に記載した金沢市の学校教育の全体的な状況を、他の中核市と比較した。比較する中核市は、人口が金沢市に近い規模の都市で、地理的位置が偏らない次の5市を選択した。また、中核市平均がわかる数値については、その比較も行った。

住民基本台帳登録人口

平成30年4月1日現在

市名	金沢市	柏市	富山市	岐阜市	福山市	大分市
人口(人)	452,844	417,218	417,227	410,297	468,987	478,222

(1) 学校数

小学校、中学校は市が中心的役割を果たすという形態は他中核市も同じである。その他の学校教育は、民間、国または県が中心となるが、幼稚園については市立が半分程度を占める都市もあるところ、金沢市は市立幼稚園を有していない。

平成30年5月1日現在

項目 市名	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		大学		特別支援学校	
	市立	その他	市立	その他	市立	その他	市立	その他	市立	その他	市立	その他
金沢市	0	26	55	2	24	4	1	19	0	6	0	3
柏市	0	23	42	0	21	4	1	14	0	6	0	1
富山市	10	15	66	1	27	2	0	21	0	2	0	8
岐阜市	2	35	46	2	22	5	1	22	1	3	1	6
福山市	27	20	79	3	35	6	1	25	1	2	0	3
大分市	28	21	54	1	26	5	0	22	0	3	0	5

※高等学校は全日制以外も含む

大学は4年制以上、公立大学法人はその他に含む

(出典) 教育要覧(中核市教育長会編)

以降、この第5項に記載した表中の数値で他に記載のないものは同書に依っている

## (2) 構造別保有面積

学校施設の非木造化は、全国的にはほぼ完了に近い状況であるが、金沢市は全国平均よりも非木造化がさらに進んでいる。

		鉄筋 (千㎡)		鉄骨 (千㎡)		木造 (千㎡)	
小学校	金沢市立	346	98.2%	5	1.4%	1	0.4%
	全国公立	88,489	88.8%	9,847	9.9%	1,300	1.3%
中学校	金沢市立	207	98.9%	2	0.9%	0	0.1%
	全国公立	53,622	89.3%	5,897	9.8%	528	0.9%

### ※校舎・屋体の合計面積

全国値は政府統計平成30年度学校基本調査より

## (3) 教育費予算

平成30年度で比較すると、金沢市の小中学校費が一般会計に占める割合、及び児童1人当り小学校費は比較対象とした5中核市に比べて最も低くなっており、中核市平均も下回っている。但し、4.(3)に記載したように、小中学校費はその年度の校舎建替事業の多寡により大きく変動する。令和元年度の金沢市の小中学校費の一般会計に対する割合は4.14%であり、また、児童1人当り小学校費は205,027円である。この数値は他都市に比して低くはない。

平成30年度

項目 市名	一般会計歳出 総額(千円)	教育費総額 (千円)	教育費総額		一般会計に占める 小中学校費の割合(%)
			うち小学校費(千円)	うち中学校費(千円)	
金沢市	168,710,000	18,335,634	2,358,762	1,594,005	2.34
柏市	124,460,000	12,851,642	3,021,660	1,291,752	3.47
富山市	156,803,824	12,124,157	5,524,901	1,784,874	4.66
岐阜市	156,230,000	15,199,592	3,580,960	1,757,482	3.42
福山市	166,833,000	23,355,435	6,027,459	2,368,448	5.03
大分市	180,737,000	14,692,077	3,674,318	1,477,405	2.85
中核市平均	149,686,101	13,431,305	3,080,166	1,468,078	3.04

## 児童生徒1人当たり校費

平成30年度

項目 市名	市立小学校	市立中学校
	児童1人当り小学校費(円)	生徒1人当り中学校費(円)
金沢市	100,202	143,076
柏市	137,304	130,757
富山市	270,895	168,131
岐阜市	177,345	173,066
福山市	236,668	209,079
大分市	142,709	126,350
中核市平均	156,632	158,283

#### (4) 児童生徒教職員数

金沢市は、1校当り児童生徒数、教職員1人当り児童生徒数とも、人口同規模の中核市との比較ではほぼ中位となっている。両数値とも中核市平均を上回っているが、金沢市は人口規模では中核市での上位にあるため、自然な結果である。人数に着目した側面では、標準的である。

平成30年5月1日現在

項目 市名	市立小学校		市立中学校		市立高等学校	
	児童数(人)	教職員数(人)	生徒数(人)	教職員数(人)	生徒数(人)	教職員数(人)
金沢市	23,540	1,412	11,141	754	717	66
柏市	22,007	1,191	9,879	636	0	0
富山市	20,395	1,235	10,606	690	0	0
岐阜市	20,192	1,399	10,155	775	479	49
福山市	25,468	1,612	11,328	765	580	51
大分市	25,747	1,455	11,693	861	0	0

項目 市名	市立小学校		市立中学校	
	1校当り児童(人)数	1教職員当り児童数(人)	1校当り生徒数(人)	1教職員当り生徒数(人)
金沢市	428	16.7	464	14.8
柏市	524	18.5	470	15.5
富山市	309	16.5	393	15.4
岐阜市	439	14.4	462	13.1
福山市	322	15.8	324	14.8
大分市	477	17.7	450	13.6
中核市平均	397	15.6	394	13.4

## 6 監査対象事業等の選択方針

本監査では、学校教育部のうち小中学校を管轄している教育総務課、学校職員課、学校指導課の三課が所管する全133事業から、予算額が500万円以上の73事業を抽出し監査対象とした。

また、学校往査を行うこととし、小学校53校中3校、中学校24校中3校を抽出し、現地において監査を行った。抽出した小中学校各3校は、小規模校、中規模校、大規模校をそれぞれ1校ずつ選択した。

さらに、過去の外部監査の横断的テーマ（公有財産管理等）において、教育委員会所管事業の一部が監査対象となっているので、その際の指摘事項、意見について、その後の状況を監査対象とした。

### 監査対象事業一覧

平成30年度 対象事業	事業名		当初予算 (千円)
私学振興費	私立学校振興費		20,828
小学校管理費	学校施設管理費	施設保守管理費	198,423

		学校用地借地解消事業費	60,000
		学校用地借上料	25,733
		校費	210,012
	管理物品整備費		5,100
	学校安全管理総合対策費		11,340
	学校施設改修費		48,000
小学校教育振興費	特別支援教育就学奨励費		5,510
	児童就学奨励費		76,009
	へき地通学児童輸送費		23,143
小学校建設費	森山町小学校校舎改築事業費		1,728,000
	戸板小学校校舎増築事業費		168,200
	米丸小学校教室改修事業費		9,000
	小学校大規模改造事業費		16,000
	学校施設改良事業費		90,000
	小学校エコ改修事業費		6,000
中学校管理費	学校施設管理費	施設保守管理費	90,336
		学校用地借上料	122,807
		校費	130,488
	学校施設改修費		26,000
中学校教育振興費	生徒就学奨励費		125,850
	遠距離等生徒通学費補助		6,110
中学校建設費	泉中学校建設事業費		1,280,000
	中学校大規模改造事業費		15,000
	学校施設改良事業費		60,000
学校保健費	学校環境衛生管理費		11,142
	児童生徒医療援助費		6,250
学校給食費	共同調理場費	共同調理場施設衛生環境改善事業費	31,000
		施設設備整備費	31,000
		管理運営費	611,008
	単独校調理場費	施設設備整備費	14,100
		管理運営費	18,207
	学校給食援助費		278,000
教育指導費	小中一貫英語教育事業費		143,077
	コミュニティ・スクール推進費		19,533
小学校管理費	学校施設管理費	校舎管理体制整備費	129,178
学校保健費	教職員健康診断費		14,310
教育指導費	金沢型学校教育モデル実践費	金沢ベーシックカリキュラム実践推進費	9,400
		金沢ふるさと学習推進費	5,440

	小中一貫英語教育充実費		12,930
	いじめを許さない学校づくり推進費		7,350
	特色ある学校づくり推進費	スクールサポーター活用推進費	5,430
		新3学期制実践費	5,680
		学校図書館管理システム運営費	26,758
	教育総合推進費	心の教育推進費	7,632
		心と学びの支援員派遣費	22,525
	特別支援教育推進費	小中学校医療的ケア推進費	10,197
		特別支援教育充実費	116,350
	教科指導費	教育課程実施状況調査費	7,130
		教科書・指導書購入費	10,700
	金沢の科学再生事業費	(公財)金沢子ども科学財団運営費補助	41,132
	西町教育研修館管理運営費		10,482
小学校教育振興費	教材整備費	学校図書更新費	27,000
		教材整備費	52,700
	大型教材整備費		10,000
	情報教育機器整備費		312,584
	特別支援教育振興費	特別支援学級等運営費	9,877
		特別支援教育就学奨励費	10,030
	理科教育設備整備費		8,800
学校体育振興費	小学校体育行事開催費	8,334	
中学校教育振興費	教材整備費	学校図書更新費	16,600
		教材整備費	30,200
	情報教育機器整備費		142,848
	特別支援教育振興費	特別支援学級等運営費	6,223
	理科教育設備整備費		16,600
	部活動振興費	中学校部活動大会派遣援助費	9,800
		中学校部活動振興費	6,200
学校保健費	学校保健検診費		21,869
	学校保健センター費		12,800
	日本スポーツ振興センター共済掛金		32,720
	日本スポーツ振興センター医療給付金		24,700
体育振興費	中学校体育連盟運営事業交付金		17,000

## 7 組織

監査対象として取り上げた学校教育部の平成 31 年 4 月 1 日現在における組織名、人員、分掌事務は、以下のとおりである。

課等・係	人数	分掌事務
教育総務課	課長 1 名 課長補佐 1 名	
企画庶務係	5 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項</li> <li>2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項</li> <li>3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項</li> <li>5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項</li> <li>6 公告式に関する事項</li> <li>7 公印の管守に関する事項</li> <li>8 職員(学校及び共同調理場の職員(以下「学校職員等」という。)を除く。)の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項</li> <li>9 教育予算執行の総括に関する事項</li> <li>10 事務局の文書の收受に関する事項</li> <li>11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項</li> <li>12 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項</li> <li>13 他の部に属しない事項</li> </ol>
施設管理係	14 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育財産の総括管理に関する事項</li> <li>2 義務教育施設の管理に関する事項</li> <li>3 通学路の整備に関する事項</li> <li>4 学校の環境衛生管理に関する事項</li> </ol>
学校事務係	5 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通学区域の設定及び変更に関する事項</li> <li>2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項</li> <li>3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項</li> <li>4 学齢簿の管理に関する事項</li> <li>5 就学援助に関する事項</li> <li>6 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関する事項</li> </ol>
学校給食係	5 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食の計画及び指導に関する事項</li> <li>2 学校給食の管理運営に関する事項</li> </ol>
教育施設等整備室	室長 1 名 6 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育施設の建設に関する事項</li> <li>2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項</li> <li>3 学校給食の施設整備に関する事項</li> <li>4 玉川こども図書館等の整備に関する事項</li> </ol>

学校職員課	課長 1 名 課長補佐 1 名 主席管理主事 2 名	
学校職員係	60 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校職員等の人事及び服務に関する事項</li> <li>2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>3 学校職員等の健康管理に関する事項</li> <li>4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項</li> <li>5 教職員団体等との交渉に関する事項</li> </ol>
学校指導課	課長 1 名 課長補佐 2 名 主席指導主事 2 名	
企画庶務係	7 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項(教育総務課が所管する事項を除く。)</li> <li>3 教材、教具等の整備に関する事項</li> <li>4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項</li> <li>5 他係に属しない事項</li> </ol>
小学校指導係	7 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校に関する次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 学校運営の指導助言に関する事項(学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。)</li> <li>イ 児童の管理に関する事項(学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。)</li> <li>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</li> <li>エ 人権教育の推進に関する事項</li> <li>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</li> <li>カ 健康教育の推進に関する事項</li> <li>キ 学校の保健計画に関する事項</li> </ol> </li> </ol>
中学校指導係	8 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校に関する次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 学校運営の指導助言に関する事項(学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。)</li> <li>イ 生徒の管理に関する事項(学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。)</li> <li>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</li> <li>エ 人権教育の推進に関する事項</li> <li>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</li> <li>カ 健康教育の推進に関する事項</li> <li>キ 学校の保健計画に関する事項</li> </ol> </li> </ol>

	学力向上対策係	3名	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
	生徒指導支援室	室長1名 7名	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項



### 第3 外部監査の結果

#### 第1章 教育総務課所管事業

##### 1 私学振興費

##### 1-1 私立学校振興費

###### (1) 概要

###### ①目的

私立学校が「特色ある学校づくり事業」を行い、市民のニーズに応える学校づくりと教育条件の維持向上を図ることにより、これから入学しようとする市民の選択肢を広げ、また学校の健全な経営を促進する。

###### ②事業概要

金沢市私立学校運営費補助金交付要綱に基づき、人件費及び教育研究経費を補助対象経費として、私立小学校、私立中学校、私立高等学校へ補助金を交付する。

###### ③事業対象及び選定条件

金沢市に私立小学校・中学校・高等学校を設置する学校法人を対象とし、次のいずれにも該当するもの。

- ア 石川県私立学校経常費補助金交付要綱に規定する補助金の交付決定を受けている
- イ 市税を完納している
- ウ 特色ある教育活動を行っている

###### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額 (千円)	学校数 (校)	金額 (千円)	
平成26年度 私立小学校	3,400	1	3,400	
私立中学校	6,800	2	6,800	
私立高等学校	11,030	6	11,028	
平成27年度 私立小学校	3,400	1	3,400	
私立中学校	6,800	2	6,800	
私立高等学校	11,030	6	11,028	
平成28年度 私立小学校	3,350	1	3,350	
私立中学校	6,750	2	6,750	
私立高等学校	10,580	6	10,580	
平成29年度 私立小学校	3,350	1	3,350	
私立中学校	6,700	2	6,700	
私立高等学校	10,629	6	10,629	
平成30年度 私立小学校	3,350	1	3,350	
私立中学校	6,750	2	6,750	
私立高等学校	10,728	6	10,728	

## (2) 監査手続

- ①事業の趣旨及び内容について担当者に質問を行った。
- ②平成 30 年度の当該事業の支出全 9 件について起案書類等を閲覧した。

閲覧資料：概算払精算調書、決裁伺書、補助金確定通知書、補助事業実績報告書補助金変更承認通知書、補助事業変更承認申請書、支出負担行為伺書、補助金交付決定通知書、市税滞納状況調査承諾書、補助金交付申請書、金沢市私立学校運営費補助金交付要綱

## (3) 監査結果

①補助金額は（学校当り金額）＋（人数当り金額×児童生徒数）となっている。全国的に数多くの自治体で行われている事業であり、補助金の算定基準について他自治体の実態調査も行われていた。特記すべき事項は発見されなかった。

②平成 30 年度の支出全 9 件について関係資料を閲覧し、支出事務手続自体の問題は検出されなかった。

平成 30 年度において全 9 件のうち 6 件で補助事業変更承認申請書が提出され、それを受けて変更承認通知書が交付されていた。変更内容はすべて補助対象外経費の金額変更であった。

## 2 小学校管理費

### 2-1 学校施設管理費 施設保守管理費

#### (1) 概要

##### ①目的

小学校の施設設備の維持管理を行い、安全等の確保を図る。

##### ②事業概要

###### ア 小学校施設設備管理事業

小学校の施設設備の維持管理を行う事業

###### イ 小学校校舎無人化対策事業

機械警備により校舎の安全管理を行う事業

###### ウ 小学校樹木管理事業

小学校校地内における樹木の維持管理を行う事業

###### エ 小学校除雪対策事業

降雪時における小学校の通学路、学校給食搬入路の確保及び山間地学校の施設を維持するため、除雪を行う事業

##### ③事業対象及び選定条件

ア、イ、ウ：全ての小学校が対象

エ：小学校除雪対策事業は下記が対象

i. 通学路 積雪 30cm 以上の通学路（国道、県道及び市道の除雪路線を除く）

ii. 施設 小学校 10 校（山間部に位置する小学校）

共同調理場 8 校（学校併設調理場）

④過去5年間の決算の状況

ア 小学校施設設備管理事業

	予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	188,060	107	180,686
平成 27 年度	195,477 (当初) △13,000 (補正)	111	177,124
平成 28 年度	194,445	122	174,835
平成 29 年度	181,210	128	172,301
平成 30 年度	178,380	131	172,293

イ 小学校校舎無人化対策事業

	予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (学校数)	金額 (千円)
平成 26 年度	11,240	58	10,225
平成 27 年度	9,852	57	9,858
平成 28 年度	9,859	56	9,899
平成 29 年度	9,874	56	10,162
平成 30 年度	10,063	56	10,201

ウ 小学校樹木管理事業

	予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	12,000	39	10,095
平成 27 年度	12,000	32	9,310
平成 28 年度	12,000	38	9,163
平成 29 年度	13,000	34	9,362
平成 30 年度	10,000	36	9,468

エ 小学校除雪対策事業

	予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	280	14	928
平成 27 年度	280	13	556
平成 28 年度	280	11	800
平成 29 年度	280 (当初) 5,000 (補正)	35	5,056
平成 30 年度	280	2	86

## (2) 監査手続

①委託費支出の適切性の確認のため、委託費の支出関係書類等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、決裁伺書、請負業務結果報告書（完了届）、請負契約書、業務委託契約書

## (3) 監査結果

①施設保守管理の委託費支出として、特記すべき事項は発見されなかった。

## 2-2 学校施設管理費 学校用地借地解消事業費

### (1) 概要

#### ①目的

小学校用地の一部を購入し、借地の解消を図る。

#### ②事業概要

購入予定地の不動産鑑定、土地売買契約の締結

#### ③事業対象及び選定条件

借地状態にある小学校用地全てが対象となる。平成30年度は、地権者から借地解消について合意を得た花園小学校土地9筆分（3,224㎡）について実施した。

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	-	-	-
平成27年度	-	-	-
平成28年度	-	-	-
平成29年度	-	-	-
平成30年度	60,000	2	59,644

## (2) 監査手続

①支出金額の適切性を確認するため、関連する資料を閲覧した。

②借地解消による効果を、経済性の観点も含め検討を行った。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、決裁伺書、契約書、不動産鑑定評価書、不動産意見書、賃貸借契約書 等

## (3) 監査結果

①特記すべき事項は発見されなかった。

②平成30年度の借地解消（花園小学校）による効果は、次のとおり花園小学校の借地割合が47.2%から13.3%に減少し、学校用地の安定性に大きく寄与している。

### 平成 30 年度土地取得による借地面積の解消状況

	所有者数	筆数	借地面積	対校地面積割合 (校地面積 9,495 m <sup>2</sup> )	H29 借上料 (1 年分)
取得前	12 人	20 筆	4,491 m <sup>2</sup>	47.2%	5,137 千円
取得後	10 人	11 筆	1,267 m <sup>2</sup>	13.3%	1,451 千円
増減	△2 人	△9 筆	△3,224 m <sup>2</sup>	△33.9%	△3,686 千円

経済性に関しては、不動産鑑定料等も含め取得のために 59,644 千円を支出し、この結果、年間借上料が 3,686 千円減少することとなった。

単純計算では将来の支出、約 16 年（＝事業費 59,644 千円÷年間借上料 3,686 千円）分の借上料で土地を取得したことになる。

花園小学校は校地の 13.3%が未だ借地状態であるが、花園小学校の借地にかかる全ての賃貸借契約書を確認したところ、契約満了まで長いものは残り 33 年ほどあった。今回の 59,644 千円の取得に係る支出は、仮に 33 年後に学校地を移転し、所有者に返還する場合に比べ、単純計算では 61,994 千円（＝年間借上料 3,686 千円×33 年間－59,644 千円）の支出を削減したことになり、大きな前進と言える。

ただし、逆に考えると、現在も続く借地の状態については、経済的に如何に問題があるかが伺える。当該問題については、「**2-3 学校施設管理費 学校用地借上料**」の項に記載した。

## 2-3 学校施設管理費 学校用地借上料

### (1) 概要

#### ①目的

校地内のうち民有地を、学校用地として使用するため借上を行う。

#### ②事業概要

民有地借上料算定基準（総務局総務課作成）に基づき算定した借上料を、各地権者へ支払う。

#### ③事業対象及び選定条件

金沢市の小学校のうち 5 校（旧東浅川小を含む）は敷地の一部が借地となっており、各学校の状況は下記一覧のとおりである。なお、校地借用校は昭和 10～30 年代にかけ金沢市に編入された地域の学校や、児童生徒急増に対応するため建設した学校である。

小学校 校地借用校 一覧（令和元年度現在）

学校名	貸付人 人数	筆数	学校敷地面積 (m <sup>2</sup> )	うち借地部分 (m <sup>2</sup> )	借地割合 (%)
小坂小	7	9	12,516	5,217	41.7
旧東浅川小	2	2	8,209	29	0.4
医王山小	2	2	9,993	224	2.2
四十万小	1	2	20,606	510	2.5
花園小	10	11	9,495	1,267	13.3
合計	22	26	60,819	7,247	11.9

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	28,178	25	28,173
平成 27 年度	28,178	25	28,173
平成 28 年度	28,178	24	27,883
平成 29 年度	27,883	24	27,879
平成 30 年度	25,733	24	25,727

(2) 監査手続

- ①支出額の実在性・正確性を確認するため、関連する資料との突合を行った。
- ②経済性の観点から、借上料の算定根拠となる民有地借上料算定基準を含め、金額の多寡を検討した。
- ③経済性の観点から、前記「**2-2 学校施設管理費 学校用地借地解消事業費**」において実際に借地を解消した案件について、解消前に支払っていた借上料と土地買取価格との比較・検討を行った。

閲覧資料：支出負担行為伺書、民有地借上料算定基準、借上料計算シート、契約書

(3) 監査結果

- ①支出額の実在性・正確性を確認するため、平成 30 年度の支出額について関連する資料との突合を行った結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②経済性の観点から、借上料の算定根拠となる民有地借上料算定基準を含め、金額の多寡の検討を行った結果は次のとおりである。

ア. 民有地借上算定基準

民有地借上算定基準は、総務局総務課が策定しており、下記のとおり規定されている（一部抜粋）。

<p>民有地借上算定基準（一部抜粋）</p> <p>1. 基準借上料年額</p> <p>継続借上料＝従前の借上料（税を除く）×スライド率 ＋ 税          スライド率：(消費者物価指数変動率＋地価変動率) / 2</p> <p>新規借上料＝借上財産の相続税評価額×期待利回り ＋ 税          期待利回り：先例地借上料 / 当該先例地の相続税評価額</p> <p>一時借上料＝借上財産の相続税評価額×期待利回り（3.7%） ＋ 税          （期間 18 ヶ月）</p>
---

## 2. 調整措置

従前の借上料との調整（調整措置①）

基準借上料が従前の借上料を上回る場合

従前の借上料×1.05 と基準借上料のいずれか低い方の額

基準借上料が従前の借上料を下回る場合

従前の借上料×0.8 と基準借上料のいずれか高い方の額

近傍類似の賃貸実例による修正（調整措置②）

従前の借上料との調整をした額が、近傍類似の民間賃貸実例に比して著しく差がある場合は、民間賃貸実例を勘案して修正することができる。

## 3. 特例措置

特別の事情があるため、この基準により処理することが適当でないと認められる場合には、別の算出方法によることができる。

ただし、この基準により算定した借上料を上回る場合は別途財政課と協議すること。

学校用地借上料は、基準でいう継続借上料に該当し、

$$\text{借上料} = \text{従前の借上料 (税を除く)} \times \text{スライド率} + \text{税}$$

で算定され、支払われている。そもそもの計算のベースとなる「従前の借上料」が経済的に妥当なものか否かについては、基準上は「近傍類似の賃貸実例による修正（調整措置②）」が規定されているが、「従前の借上料との調整をした額が、近傍類似の民間賃貸実例に比して著しく差がある場合は、民間賃貸実例を勘案して修正することができる。」との「できる」規定となっており、実際に、「著しく差があるか否か」の調査および「修正するか否か」の検討は行われていない。

### イ. 地価と借上料との比較

校地の借地は小学校と同様に、中学校においても存在する。このため、中学校用地借地も合わせて、金沢市全体での学校用地借地にかかる経済性について検討した。

i 各学校の借地の状況（小学校、中学校のうち借地のある学校のみを記載）

学校名	貸付人数	学校敷地面積 (㎡)	うち借地部分 (㎡)	借地割合 (%)	年間借上料 (千円)
小坂小	7	12,516	5,217	41.7	20,161
旧東浅川小	2	8,209	29	0.4	16
医王山小	2	9,993	224	2.2	30
四十万小	1	20,606	510	2.5	2,533
花園小	10	9,495	1,267	13.3	※ 1,451
北鳴中	7	26,550	5,812	21.9	31,817
清泉中	16	30,475	12,878	42.3	89,472
森本中	1	25,214	824	3.3	1,514
合計	46	143,058	26,761	18.7	146,994

※ 平成30年借地解消分を除いた金額

ii 各学校の借地部分の時価と年間借上料の比較

学校名	貸付人 人数	土地時価 (千円) ※	年間借上料 (千円)	固定資産 税等 (千円)	差引 (貸付人側 の純収益) (千円)	実質 利回り
小坂小	7	262,908	20,161	2,190	17,971	6.8%
旧東浅川小	年間借上料が少額(16千円)につき検討省略					
医王山小	年間借上料が少額(30千円)につき検討省略					
四十万小	1	23,772	2,533	198	2,335	9.8%
花園小	10	17,757	1,451	122	1,329	7.4%
北鳴中	7	307,892	31,817	2,535	29,282	9.5%
清泉中	16	832,332	89,472	6,934	82,538	9.9%
森本中	1	14,232	1,514	97	1,417	10.0%

※土地の時価の算定にあたっては、一般的に、土地の時価の70%程度が固定資産税評価額といわれていることから、簡易的に固定資産税評価額を0.7で割り返した値を時価と見做している。

iii 一時借上料適用利率との差額

民有地借上算定基準で規定されている一時借上料適用利率を用いた場合の借上料との比較検討を行った。

基準で用いられている一時借上料適用利率は相続税評価額に乗じる値であるため、土地の時価に対する率としては、一般的に、時価の80%程度が相続税評価額といわれていることから下記のとおり補正される。

$$3.7\% (\text{一時借上料適用利率}) \times 0.8 = 2.96\%$$

当該補正後の利率2.96%を土地の時価に乗じた結果は下記のとおりである。

学校名	貸付人 人数	土地時価 (千円) ※	一時借上料適用利率 (補正後 2.96%) による場合の借上料 (税金部分除く) (千円)	実際に支払われて いる借上料 (税金部分除く) (千円)	差額 (千円)
小坂小	7	262,908	7,782	17,971	10,189
旧東浅川小	年間借上料が少額につき比較省略				
医王山小	年間借上料が少額につき比較省略				
四十万小	1	23,722	702	2,335	1,633
花園小	10	17,757	525	1,329	804
北鳴中	7	307,892	9,113	29,282	20,169
清泉中	16	832,332	24,637	82,538	57,901
森本中	1	14,232	421	1,417	996
差額合計					91,692



上記結果からは、一時借上料適用利率を用いて借上料を試算した場合に比べ、年間 91,692 千円多く支出されたこととなる。

**【意見】**

現状、支払っている借上料（賃借料）については、近傍類似の民間賃貸実例に比して多額に支払われているものと考えられることから、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。

**2-4 学校施設管理費 校費**

(1) 概要

①目的

公金支出の特例である資金前渡制度にて学校運営を財政面から支援し、学校長裁量に基づく教育現場での即時対応及び教育環境の維持向上を図る。

②事業概要

校費は児童数や学級数等の学校規模に応じて各校へ配当している。各小学校で、資金前渡制度等運用基準及び校費事務取扱要領に基づき、資金前渡金請求から精算までの一連の事務を執行している。なお、一定額を超える緊急修繕や備品の購入については教育総務課にて執行する。

③事業対象及び選定条件

金沢市立小学校の全校（中央小学校芳齋分校を含む）を対象とする。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	学校数（校）	金額（千円）
平成26年度	209,997	58	184,150
平成27年度	209,530	57	176,677
平成28年度	210,260	56	190,409
平成29年度	209,758	56	180,673
平成30年度	210,012	56	192,647

(2) 監査手続

- ①事業費支出の適切性を確認するため、支出負担行為何書、納品書等を閲覧した。
- ②支出の状況を確認するため、学校別の配当額・精算額の状況を確認した。

閲覧資料：支出負担行為何書、見積書、納品書、検査調書、契約書 等

(3) 監査結果

- ①事業費支出の適切性を確認するため、支出負担行為何書、納品書等を閲覧した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②学校別の配当額・精算額について、特記すべき事項は発見されなかった。

## 2-5 管理物品整備費

### (1) 概要

#### ①目的

更新計画に基づき防災性能を有したカーテンを整備し、火災時における学校施設の安全性及び遮光による教育環境の向上等を図る。

#### ②事業概要

既設置の防災カーテン取付面積を採寸した後、学校要望を踏まえ、予算の範囲内で更新又は整備を実施する。

#### ③事業対象及び選定条件

更新周期（約9年）に基づき対象校を選定している。

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	面積（㎡）	金額（千円）
平成26年度	5,100	3,966.4	4,085
平成27年度	5,100	4,870.1	5,084
平成28年度	5,100	4,594.1	3,631
平成29年度	5,100	4,522.2	3,258
平成30年度	5,100	4,745.7	3,361

### (2) 監査手続

①事業費支出の適切性を確認するため、支出負担行為伺書、防災カーテン更新履歴を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、防災カーテン更新履歴

### (3) 監査結果

①事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

## 2-6 学校安全管理総合対策費

### (1) 概要

#### ①目的

学校における児童の安全確保と学校の安全管理対策を促進する。

#### ②事業概要

- ア 学校行事における受付配置と巡回警備の実施（委託）
- イ 安全管理対策を目的とした施設の改修

#### ③事業対象及び選定条件

- ア 受付配置・巡回警備は全校で実施、各校で行事を選定
- イ 施設の改修は点検結果や学校要望をもとに選定

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	（件数）	金額（千円）
平成26年度	11,756	636	9,644
平成27年度	11,720	740	9,552
平成28年度	11,620	766	7,695
平成29年度	11,620	772	6,120
平成30年度	11,340	865	7,263

#### (2) 監査手続

①委託費支出の適切性の確認のため、委託費の支出関係書類等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、請負契約書

#### (3) 監査結果

①委託費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

### 2-7 学校施設改修費

#### (1) 概要

##### ①目的

小学校の施設改修等を行うことにより、校舎、体育館等の建物機能を維持するとともに、児童の安全を確保する。

##### ②事業概要

###### ア 小学校校舎改修費

校舎の破損の著しい箇所を修繕・整備する。

###### イ 小学校屋外施設改修費

屋外施設の経年劣化等に対応する。

###### ウ 小学校特別支援学級施設整備費

特別支援学級に対応する施設整備を行う。

###### エ 小学校施設一般改修費

突発的に不具合が発生した際に修繕を行う。

###### オ 小学校原材料費

学校施設補修用の原材料に要する費用。

###### カ 小学校通学路改修費

指定通学路で児童の安全を期すための整備を行う。

##### ③事業対象及び選定条件

各種法定点検の結果をもとに学校要望を踏まえ、安心・安全の観点から優先順位を決めている。

④過去5年間の決算の状況

ア 小学校校舎改修費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	20,000	103	33,395
平成 27 年度	20,000	175	52,795
平成 28 年度	20,000	153	37,942
平成 29 年度	20,000(当初) 5,000(補正)	144	31,973
平成 30 年度	20,000(当初)11,000(補正)	122	38,418

イ 小学校屋外施設改修費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	12,000	58	22,014
平成 27 年度	12,000	81	28,690
平成 28 年度	12,000	81	26,565
平成 29 年度	12,000	73	24,405
平成 30 年度	12,000	108	29,828

ウ 小学校特別支援学級施設整備費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	3,000	12	5,308
平成 27 年度	3,000	24	8,622
平成 28 年度	3,000	21	6,495
平成 29 年度	3,000	20	6,175
平成 30 年度	3,000	18	6,316

エ 小学校施設一般改修費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	10,000(当初)8,000(補正)	102	26,336
平成 27 年度	10,000	68	16,836
平成 28 年度	10,000	61	18,192
平成 29 年度	10,000	35	8,829
平成 30 年度	10,000	39	10,190

オ 小学校原材料費

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 26 年度	3,000	4	278
平成 27 年度	3,000	24	1,874
平成 28 年度	3,000	27	2,282
平成 29 年度	2,000	16	1,219
平成 30 年度	2,000	4	278

カ 小学校通学路改修費

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 26 年度	360	2	998
平成 27 年度	360	4	1,302
平成 28 年度	360	2	281
平成 29 年度	1,000	2	750
平成 30 年度	1,000	2	723

(2) 監査手続

①事業費支出の適切性を確認するため、予算関連書類等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為何書、見積書、工事完了届、請書 等

(3) 監査結果

①施設改修等の事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

### 3 小学校教育振興費

#### 3-1 特別支援教育就学奨励費

(1) 概要

①目的

教育の機会均等の趣旨に則り、特別支援学級・通級教室への通学の特殊事情に鑑み、必要な援助を規定し、特別支援教育の普及奨励を図る。

②事業概要

学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を支給する。

ア 支給項目は原則就学援助費と同じだが、支給額は交通費を除き就学援助費の 1/2

イ 所得額が生活保護基準額の 2.5 倍以上は、交通費のみ支給する。

③事業対象及び選定条件

金沢市内の小学校の特別支援学級等に在籍する児童の保護者で、生活保護、就学援助認定者を除く保護者

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	認定者（人）	金額（千円）
平成26年度	4,430	147	4,871
平成27年度	4,880	152	4,663
平成28年度	5,010	150	4,608
平成29年度	5,140	154	4,604
平成30年度	5,510	161	5,029

(2) 監査手続

①事業費支出の適切性を確認するため、予算関連書類、実績報告書等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、決裁伺書、補助金実績報告書、交付決定通知書 等

(3) 監査結果

①特別支援教育就学奨励費としての支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

### 3-2 児童就学奨励費

(1) 概要

①目的

経済的理由により、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、学用品等を支給し経済的な負担を軽減することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

②事業概要

学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を支給する。

③事業対象と選定条件

金沢市内の小学校に在籍する児童又は就学予定者の保護者で以下の要件に該当する者

ア 一定の所得未満の者（生活保護基準額の1.3倍未満）

イ 児童扶養手当の受給者

ウ その他、国民年金保険料や固定資産税を減免された者等

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	認定者（人）	金額（千円）
平成26年度	77,700	4,153	76,853
平成27年度	75,300	4,003	74,356
平成28年度	69,900	3,776	68,958
平成29年度	107,200	4,171 入学前支給内数(461)	103,652
平成30年度	76,009	4,004 入学前支給内数(410)	82,915

※給食費・医療費を除き、印刷製本費・人件費を含む

平成29年度より入学前支給を実施、同年にはシステム改修費を含む

(2) 監査手続

①事業費支出の適切性を確認するため、予算関連書類、見積書等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、納品書 等

(3) 監査結果

①児童就学奨励費としての支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

### 3-3 へき地通学児童輸送費

(1) 概要

①目的

児童生徒数の減少に伴う学校統合等により、通学距離が延伸した地域における児童の通学の便及び安全の確保を図る。

②事業概要

児童を送迎するため、市が所有するスクールバスの運行管理業務を委託する。また、タクシー会社にスクールタクシー運行業務を委託する。

③事業対象及び選定条件

主に中山間地において、学校統合等により通学距離が延伸となった通学区域に居住する児童が対象となる。現在、条件に該当し支給を行った学校は6校である。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	学校数 (校)	金額 (千円)
平成 26 年度	17,860	6	15,293
平成 27 年度	22,600	6	19,631
平成 28 年度	23,573	6	20,730
平成 29 年度	23,913	6	21,367
平成 30 年度	23,143	6	22,459

(2) 監査手続

①事業の趣旨及び内容について担当者に質問を行った。

②平成 30 年度の当該事業の支出全 22 件について起案書類等を閲覧した。

③事業が適正に行われていることを確認するため、運行管理記録及び業務報告書類の一部を指定し閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、随意契約理由書、入札通知書、見積合せ通知書、契約締結伺、委託契約書、見積書、予定価格書、車輛管理責任者等選任報告書、日常点検表、運行管理報告書、児童輸送委託業務結果報告書、児童輸送業務仕様書

### (3) 監査結果

- ①児童生徒数が減少を続ける時代にあって、学校統合は避けて通れないものとなっている。そのため、特に中山間地において遠距離通学を余儀なくされる事態が生じることとなり、児童及び保護者に係る時間的経済的負担を緩和するための施策として当事業が行われている。その趣旨及び内容について、問題は検出されなかった。
- ②平成 30 年度の支出全 22 件について関係資料を閲覧し、支出事務手続の問題は検出されなかった。
- ③スクールバスの運行管理報告書、スクールタクシーの児童輸送業務委託結果報告書を閲覧し、その内容に問題は検出されなかった。

## 4 小学校建設費

### 4-1 森山町小学校校舎改築事業費

#### (1) 概要

##### ①目的

森山町小学校はもっとも古い部分が昭和 31 年に建設され、建築から 60 年以上が経過し、耐震性に問題があり老朽化も著しく構造上危険な状態にあった。当該校舎は耐震基準を満たしていないため、国の補助制度を利用しながら、建替工事を行うものである。

##### ②事業概要

建設地：森山 2 丁目地内

規模：鉄筋コンクリート造 3 階建

敷地面積：11,981 m<sup>2</sup>

延床面積：5,890 m<sup>2</sup>

管理・教室棟、プール教室棟で構成し、現校舎地内で建替工事を行う。屋内運動場棟は耐震補強工事済み（平成 25 年度）で、既存施設を継続使用する。

##### ③事業対象と選定条件

金沢市では、平成 21 年 1 月発出の金沢市学校施設整備計画検討会【報告書】で、金沢市立の小中学校校舎・体育館の耐震化計画を作成しており、そこで老朽度、耐震基準、耐震性、地域状況などを総合的に判断し、改築又は整備が必要な建築物の優先順位付けを行っている。当時判断された優先度に従い、順次校舎等の補強、改築を進めている。森山町小学校は建替の判断がなされたため、平成 29 年度までに仮設校舎を設置、プール解体及び旧校舎解体を行った。平成 30 年度及び令和元年度で新校舎の建築工事が行われている。

##### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算・補正予算		決算	
	金額（千円）		主な工事の内容	金額（千円）
平成 27 年度	(当初)	32,800	基本設計	(現年) 10,432
平成 28 年度	(H27 年から繰越)	15,822	解体工事实施設計 改築工事实施設計（土 木、建築、設備）	(繰越) 15,822
	(当初)	70,900		(現年) 41,440
	(補正)	285,400		



平成 29 年度	(H28 年から繰越)	306,201	プール解体工事 旧校舎解体工事	(繰越)	286,872
	(当初)	179,599		(現年)	138,169
	(補正)	184,000			
平成 30 年度	(H29 年から繰越)	184,000	仮設校舎借上 校舎改築工事・監理委託 (※)	(繰越)	165,065
	(当初)	44,000		(現年)	63,113

※校舎改築工事は平成 30 年度と令和元年度の事業となっており、平成 30 年度は建築工事の一部が実施されている。

## (2) 監査手続

①当該事業について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業の目的、事業遂行状況の確認及び支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、債務負担行為の決裁文書、議会決議、契約書（議会決議により本契約書へ）、工事着手届、工事出来高調書、工事工程写真、部分払い申請書、工事検査調書、学校施設環境改善交付金の交付決定通知書、交付確定通知

## (3) 監査結果

①平成 30 年度に締結された契約より 1,000 万円以上の建築工事、設備工事につき、関連資料を閲覧し検証した。

(監査対象工事の概況)

金額単位：千円

工事内容	平成 30 年度	令和元年度	合計	学校施設環境改善交付金	
				H28 年	H29 年
建築工事 (その 1)	97,078	661,082	758,160	H28 年	47,296
建築工事 (その 2)	85,461	581,979	667,440	H29 年	27,860
電気設備工事 (その 1)	-	87,227	87,227		
電気設備工事 (その 2)	-	63,248	63,248		
給排水衛生設備工事 (その 1)	-	60,546	60,546		
給排水衛生設備工事 (その 2)	-	64,094	64,094		
空調設備工事 (その 1)	-	54,033	54,033		
空調設備工事 (その 2)	-	42,399	42,399		
昇降機設備工事	-	15,552	15,552		
合計	182,539	1,630,160	1,812,699		75,156

※工事内容に記載した事業費と学校施設環境改善交付金に記載した補助金は監査で確認した金額であり、事業費と補助金の総額を示すものではない。

工事をその 1、その 2 に区分しているが、工事その 1 は、「管理・教室棟、渡り廊下棟、階段棟屋内運動場棟の改修」及び関連する設備工事を内容とし、工事その 2 は、「プール・教室棟」及び

関連する設備工事を内容としている。平成 30 年度は上記すべての契約の工事施工業者を決定したが、工事進捗状況から建築工事の支出のみが発生している。

業者選定に対して、すべて制約付き一般競争入札の方式により監理課主導で決定されている。特に、金額の大きな建築工事の 2 契約については、3 社により構成される特定建設工事共同企業体の参加を求め、総合評価方式（価格と技術力を加味した評価）により選定されていた。設備工事に関しては予定価格を公表した入札のため、すべての工事で入札者の入札金額が同額となり、任意の抽選により業者決定がなされていた。入札額が同額となるのは、工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領により最低制限価格の算出手法が明記されており、予定価格が公表されれば最低制限価格が想定できるためと考えられる。

建築工事については、契約金額が 2 億円以上の大規模工事のため、議会の議決に付すべき契約に関する条例及び金沢市契約規則第 27 条第 1 項に従い、平成 30 年 8 月に仮契約を締結し、その後平成 30 年 9 月開催の市議会による議決を得て、本契約の成立としている。平成 30 年度の支出については、契約に従い出来高を算定し部分払い請求に応じて支払いがなされている。その他の設備工事については、平成 30 年度は工事が行われていないため支払いはない。

学校施設環境改善交付金については、平成 28 年度分がプール解体・旧校舎解体工事の対象事業費の 1/3 を交付し、平成 29 年度分が新校舎建築費の平成 30 年度部分完成対象事業費の 1/3 を交付するものである。いずれも交付決定通知を確認した。

以上より、当該事業に関する事業目的、業者選定手続き及び事業費支出手続については適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 4-2 戸板小学校校舎増築事業費

### (1) 概要

#### ①目的

児童数の増加に伴う普通教室の不足に対応するため、校舎増築工事を実施する。

#### ②事業概要

建設地：戸板 1 丁目地内

規模：鉄筋コンクリート造 3 階建

敷地面積：18,466 m<sup>2</sup>

延床面積：今回工事 およそ 850 m<sup>2</sup>（屋外階段及びピロティを含む）

普通教室 6 室程度の増設、廊下等並びに建物周囲の外部付帯工事を行う。

#### ③事業対象及び選定条件

戸板地区は児童数の増加が著しく、将来の教室不足に対応する必要があるため。

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初・補正予算		決 算		
	金額（千円）		主な実施内容	金額（千円）	
平成 29 年度	(繰越)	0	建築工事等実施設計委託	(繰越分)	0
	(当初・補正)	92,800		(現年分)	21,073
平成 30 年度	(繰越)	67,935	建築工事、設備工事の実施	(繰越分)	67,935
	(当初)	168,200		(現年分)	164,337

## (2) 監査手続

①当該事業について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業の目的、事業遂行状況の確認及び支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、契約書、工事引渡書、工事完成写真、公立学校施設整備費国庫負担金の交付決定通知書、確定通知

## (3) 監査結果

①平成 30 年度事業費 232,272 千円のうち 1,000 万円以上の 3 契約（金額合計 159,258 千円）について関連資料を閲覧し検証した。

(監査対象工事の概況)

金額単位：千円

工事内容	平成 29 年度	平成 30 年度	合計	公立学校施設整備費 国庫負担金
建築工事	58,255	136,673	194,928	76,837
電気設備工事	4,768	11,124	15,892	
機械設備工事	4,912	11,461	16,373	
合計	67,935	159,258	227,193	76,837

平成 29 年度中に建築工事等の実施設計業務を完了し、建築工事・設備工事の業者を選定、契約締結まで実施した。平成 30 年度に実際の工事が行われ、平成 30 年度中に完了している。

業者選定に対して、すべて制約付き一般競争入札の方式により監理課主導で決定されている。

公立学校施設整備費国庫負担金については、平成 29 年度分と平成 30 年度分の対象となる建築工事代金の概ね 1/2 が交付され、交付決定通知を確認した。

以上より、当該事業に関する事業目的、業者選定手続き及び事業費支出手続きについては適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 4-3 米丸小学校教室改修事業費

### (1) 概要

#### ①目的

児童数の増加に伴う普通教室の不足が見込まれるため、校舎特別教室棟の教室改修及び特別教室棟の増築工事のための事業である。併せて、拠点避難所である体育館 1 階トイレの全面改修を行う。

#### ②事業概要

ア 校舎特別教室棟にある図画室、工作室及び集会室を普通・少人数教室 6 室へ改修する。

イ 図工室・集会室を体育館横に増築（平屋建）する。

ウ 体育館トイレの和式便器を洋式便器へ改修する。

#### ③事業対象及び選定条件

米丸地区は児童数の増加が著しく、将来の教室不足に対応する必要があるため。

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	主な実施内容	金額（千円）
平成30年度	9,000	建築・設備工事の 実施設計委託	7,319

※平成30年度からの事業であり、まずは建築工事、設備工事の実実施設計委託が行われた。

#### (2) 監査手続

①当該事業について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業の目的、事業遂行状況の確認及び委託料支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、委託料積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、委託契約書、業務委託完了報告

#### (3) 監査結果

①平成30年度事業の支出全件について、関連資料を閲覧し検証した。

建築工事にかかる実施設計業務に関しては制約付き一般競争入札の方式による11社の入札参加により委託先を決定、設備工事に係る実施設計業務に関しては、指名競争入札の方式による7社の入札参加により委託先を決定しており、各々、適切に事業者選定が行われていた。実施設計業務に関して、成果物である図面等を確認し業務委託完了届に合格確認を行っている。

以上より、当該事業に関する事業目的、事業実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

### 4-4 小学校大規模改造事業費

#### (1) 概要

##### ①目的

市内小学校校舎について、建築後20年以上経過し、施設の経年劣化により建物の損耗・機能低下が見られるものに対する復旧改修を実施する。

##### ②事業概要

- ・対象校：新神田小、大徳小、伏見台小、森本小、浅野町小、大浦小、西南部小、四万小
- ・改修内容：屋上防水工事、外壁改修工事、内部改修工事、トイレの洋式化改修工事

国の学校施設環境改善交付金事業を考慮し、老朽化建築物の改修・トイレの洋式化に関して補助金を利用しながら事業を実施する。要件を満たせば、国からは対象事業費の概ね1/3の補助金の交付を受けることができる。

##### ③事業対象及び選定条件

国の大規模改造に関する補助制度の要件を満たす校舎で、市としても老朽化対策が必要と認識している校舎につき、改修工事を実施する。

④過去5年間の決算の状況

	当初・補正予算		決 算		
		金額 (千円)	主な実施内容	金額 (千円)	
平成 28 年度	(補正)	1,610,800	第1期工事実施設計		23,064
平成 29 年度	(繰越)	1,576,310	第1期大規模改修工事	(繰越分)	1,139,09
	(当初・補正)	634,000		(現年分)	0
平成 30 年度	(繰越)	629,726	第2期工事実施設計	(繰越分)	569,311
	(当初・補正)	936,000	第2期大規模改修工事	(現年分)	0

国の交付金と対応した事業となっており、平成30年度3月補正で国の内示に従い920,000千円の補正予算がついているが、トイレの洋式化改修工事については、実質的には令和元年度事業となっている。工事の実施は長期休暇等、教育に支障の出にくいシーズンを中心に進めており、複数年度で3期に分けて棟ごとに工事を進めている。

(2) 監査手続

①当該事業について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業の目的、事業遂行状況の確認及び支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、契約書、業務委託完了報告・工事引渡書、工事完成写真、学校施設環境改善交付金の交付決定通知書、事業完了実績報告書、確定通知書

(3) 監査結果

①平成30年度事業費569,311千円のうち100万円以上の21契約（金額合計566,070千円）について、関連資料の閲覧を実施し検証した。平成30年度については、多くの学校で全3期計画の2期目の工事実施が行われている。

(閲覧対象工事の概況)

金額単位：千円

	工事内容	実施設計委託	建築工事	設備工事等	事業費合計	学校施設環境改善交付金	
新神田小	外壁、屋上防水、トイレ、空調	4,256	60,111	27,648	92,015	老朽・トイレ	36,688
大浦小	外壁、屋上防水、トイレ、空調	3,318	91,542	19,314	114,174	老朽・トイレ	32,586
森本小	外壁、屋上防水	3,470	61,888	-	65,358	老朽	20,670
浅野町小	屋上防水・トイレ	2,981	38,550	22,696	64,227	老朽・トイレ	24,735
大徳小	外壁、屋上防水、トイレ	4,050	71,050	22,464	97,564	老朽・トイレ	38,689
伏見台小	外壁、屋上防水、トイレ、空調	3,902	94,313	34,517	132,732	老朽・トイレ	53,073
合計		21,977	417,454	126,639	566,070		206,441

内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物（工事完成写真、工事設計図面等）を閲覧した。業者選定について、実施設計委託については、指名競争入札方式を、工事契約に関しては制約付一般競争入札方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。交付金申請書類についても特に問題になる事象は認められていない。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

#### 4-5 学校施設改良事業費

##### (1) 概要

###### ①目的

小学校の施設改良をすることにより、校舎、体育館等の建物機能を向上し、児童が快適で安全安心に過ごせるようにする。

###### ②事業概要

以下、7つの小事業を構成要素としている。

	小事業名	事業概要
1	小学校校舎改良事業	校舎内部の老朽化に対し、改修を行う事業
2	小学校体育館改良事業	体育館の老朽化に対し、改修を行う事業
3	小学校プール改修事業	プール施設の老朽化に対し、改修を行う事業
4	小学校屋外施設改良事業	屋外施設の老朽化に対し、改修を行う事業
5	バリアフリー推進施設改良事業	学校施設のバリアフリー化を進めるため、施設改良を行っていく事業
6	小学校緑化推進事業	学校の緑化を推進するため、校地に芝生を整備する事業
7	小学校図書室環境整備事業	図書室の環境整備を行う事業

※大規模な修繕ではないが修理が必要な事象が生じた場合、当該予算により実施する。

###### ③事業対象及び選定条件

小学校の建物・設備など施設全般を対象とし、保守点検の結果や学校からの意見聴取、施設の経過年数などから選定する。

###### ④過去5年間の決算の状況

##### ア 小学校校舎改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	31,000	24	20,293
平成 27 年度	43,200	15	37,059
平成 28 年度	69,700	16	59,980
平成 29 年度	25,600	21	23,933
平成 30 年度	39,000	10	31,648

※平成 30 年度は、市内 4 小学校のボイラー取替工事、消防用火災受信機取替工事などが実施された。

イ 小学校体育館改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	14,000	8	12,112
平成 27 年度	7,800	1	6,266
平成 28 年度	34,200	3	30,397
平成 29 年度	6,000	1	4,231
平成 30 年度	23,400	1	22,140

※平成 30 年度は、市内の 1 小学校体育館の屋根改修工事が実施された。

ウ 小学校プール改修事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	24,000	7	24,497
平成 27 年度	6,000	3	5,055
平成 28 年度	6,300	1	5,952
平成 29 年度	15,900	8	12,567
平成 30 年度	4,000	1	3,618

※平成 30 年度は、市内の 1 小学校プールの塗装工事が実施された。

エ 小学校屋外施設改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	21,600	17	24,458
平成 27 年度	66,500	14	41,847
平成 28 年度	35,600	15	40,281
平成 29 年度	37,000	14	31,730
平成 30 年度	18,200	2	13,451

※平成 30 年度は、市内の 2 小学校の高架水槽取替工事及び屋外消火栓配管更新工事が行われた。

オ バリアフリー推進施設改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	1,900	6	2,537
平成 27 年度	2,000	4	1,588
平成 28 年度	2,000	4	1,848
平成 29 年度	2,000	5	1,946
平成 30 年度	2,000	8	2,620

※平成 30 年度は、市内 8 小学校の洋式トイレ設置又はスロープ設置工事が行われた。

カ 小学校緑化推進事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	4,000	4	2,312
平成 27 年度	2,000	3	1,976
平成 28 年度	1,500	3	1,980
平成 29 年度	2,000	3	2,123
平成 30 年度	1,900	3	1,396

※平成 30 年度は、市内 2 小学校の芝生改良工事等が行われた。

キ 小学校図書室環境整備事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	1,500	3	1,166
平成 27 年度	1,500	3	1,428
平成 28 年度	1,500	3	1,126
平成 29 年度	1,500	3	1,472
平成 30 年度	1,500	2	278

※平成 30 年度は、市内 2 小学校の図書室書架・掲示板設置や床張替工事が行われた。

(2) 監査手続

- ①学校施設改良事業について、教育総務課担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業目的、事業概要を把握した。
- ②平成 30 年度の実施事業の全件について、関連資料の閲覧を行うことにより、事業遂行状況の確認及び支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料（少額の場合は、見積書）、支出負担行為伺書、契約書、業務委託完了報告・工事引渡書、工事完成写真、工事図面

(3) 監査結果

①事務の適正性について

平成 30 年度の支出全件につき、内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物（工事完成写真、工事図面等）を閲覧した。業者選定について、工事契約に関しては制約付一般競争入札の方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。予定金額が少額であり、随意契約によることができるもの（工事契約 130 万円、その他 50 万円以下）についても、見積書を徴求し適切な価格で事業実施を行っていた。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。



## 4-6 小学校エコ改修事業費

### (1) 概要

#### ①目的

夏期間も快適な教育環境を確保するため、普通教室、特別支援教室及び冷房空調の無い特別教室を対象に送風機を設置し、室温調整を図る。

#### ②事業概要

平成24年～平成26年 全小学校の普通教室、特別支援教室に送風機を設置（各普通教室に3台、各特別支援教室に1台）した。

平成28年～令和元年 特別教室（理科室、図画工作室、家庭室）に送風機を設置（各特別教室に4台）した。なお、図書室及び音楽室については既にエアコンが設置されており、当該事業の対象にはならない。

#### ③事業対象及び選定条件

普通教室及び特別支援教室については、増加のたび順次設置している。特別教室については、以下のとおり計画的に設置している。

平成28年度	理科室	93室
平成30年度	図画工作室	62室
令和元年度	家庭室	52室

（平成29年度は、中学校の理科室・家庭室の送風機設置に予算がつけられた）。

#### ④過去5年間の決算の状況

	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	17,000	182	22,264
平成27年度	-	-	-
平成28年度	9,200	93	9,245
平成29年度	-	-	-
平成30年度	6,000	62	6,054

### (2) 監査手続

①小学校エコ改修事業について、教育総務課担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業目的、事業概要を把握した。

②平成30年度の実施事業の全件について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業遂行状況の確認及び支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、支出負担行為伺、見積書、見積り内訳

### (3) 監査結果

①平成30年度事業の支出全件について、関連資料の閲覧を実施し検証した。

すべての契約が1契約あたり50万円以下の契約となっており、金沢市契約規則上も見積書を徴求する以外は特段の業者選定手続きは要請されていない。すべての契約について、見積書の徴求を確認した。1台当たりの設置代金は2万円～4万円の範囲で収まっており、すべて支出負担行為伺額以下の金額で契約を行っている。契約単位は1件当たり少額であり、これを取りまとめ

て価格メリットを追求することよりも、夏までにすべての送風機設置を完了させる機動性が優先されるべきであり、特段の問題とは考えなかった。

以上より、当該事業に関する事業目的、事業実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 5 中学校管理費

### 5-1 学校施設管理費 施設保守管理費

#### (1) 概要

##### ①目的

中学校施設設備の維持管理を行い、安全等の確保を図る。

##### ②事業概要

##### ア 中学校施設設備管理事業

中学校の施設設備の維持管理を行う事業

##### イ 中学校校舎無人化対策事業

機械警備により、校舎の安全管理を行う事業

##### ウ 中学校樹木管理事業

中学校校地内における樹木の維持管理を行う事業

##### ③事業対象と選定条件

全ての中学校が対象

##### ④過去5年間の決算の状況

##### ア 中学校施設設備管理事業

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	校数 (校)	金額 (千円)
平成 26 年度	74,149	25	71,510
平成 27 年度	75,815	25	71,328
平成 28 年度	75,727	25	71,159
平成 29 年度	77,179	25	73,337
平成 30 年度	75,108	25	71,895

##### イ 中学校校舎無人化対策事業

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	校数 (校)	金額 (千円)
平成 26 年度	11,314	25	10,590
平成 27 年度	10,428	25	10,304
平成 28 年度	10,428	25	10,425
平成 29 年度	10,428	25	10,341
平成 30 年度	10,428	25	10,295

##### ウ 中学校樹木管理事業

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	校数 (校)	金額 (千円)
平成 26 年度	6,700	25	4,850
平成 27 年度	6,700	25	4,376
平成 28 年度	6,700	25	3,917
平成 29 年度	6,700	25	4,143
平成 30 年度	4,800	25	4,397

(2) 監査手続

①事業費支出の適切性を確認するため、予算関連書類、委託業務結果報告書等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、決裁伺書、請負業務結果報告書、請負契約書、業務委託契約書 等

(3) 監査結果

①施設保守管理費の事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

## 5-2 学校施設管理費 学校用地借上料

(1) 概要

①目的

校地内のうち民有地を、学校用地として使用するため借上を行う。

②事業概要

民有地借上料算定基準（総務局総務課作成）に基づき算定した借上料を、各地権者へ支払う。

③事業対象と選定条件

金沢市の中学校のうち3校は敷地の一部が借地となっており、各学校の状況は下記一覧のとおりである。なお、校地借用校は昭和10～30年代にかけ金沢市に編入された地域の学校や、児童生徒急増に対応するため建設した学校である。

中学校 校地借用校 一覧（令和元年度現在）

学校名	貸付人 人数	筆数	学校敷地面積 (㎡)	うち借地部分 (㎡)	借地割合 (%)
北鳴中	7	7	26,550	5,812	21.9
清泉中	16	24	30,475	12,878	42.3
森本中	1	2	25,214	824	3.3
合計	24	33	82,239	19,514	23.7

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	123,450	24	123,448
平成27年度	123,450	24	123,447
平成28年度	123,450	24	122,811
平成29年度	122,807	24	122,805
平成30年度	122,807	24	122,805

(2) 監査手続

①支出額の実在性・正確性を確認するため、関連する資料との突合を行った。

②経済性の観点から、借上料の算定根拠となる民有地借上料算定基準を含め、金額の多寡を検討した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、民有地借上料算定基準、借上料計算シート、契約書

### (3) 監査結果

①支出額の実在性・正確性を確認するため、平成 30 年度の支出額について関連する資料との突合を行った結果、特記すべき事項は発見されなかった。

②経済性の観点から、借上料について検討を行った結果については、「**2-3 小学校管理費 学校施設管理費 学校用地借上料**」に合わせて記載している。

## 5-3 学校施設管理費 校費

### (1) 概要

#### ①目的

公金支出の特例である資金前渡制度にて学校運営を財政面から支援し、学校長裁量に基づく教育現場での即時対応及び教育環境の維持向上を図る。

#### ②事業概要

校費は生徒数や学級数等の学校規模に応じて各校へ配当している。各中学校で、資金前渡制度等運用基準及び校費事務取扱要領に基づき、資金前渡金請求から精算までの一連の事務を執行している。

なお、一定額を超える緊急修繕や備品の購入については教育総務課にて執行する。

#### ③事業対象と選定条件

金沢市立中学校の全校（小将町中学校特学分校を含む）を対象とする。

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	学校数（校）	金額（千円）
平成 26 年度	129,378	25	128,577
平成 27 年度	128,764	25	127,600
平成 28 年度	128,948	25	126,461
平成 29 年度	129,454	25	121,524
平成 30 年度	130,488	25	129,825

### (2) 監査手続

①事業費支出の適切性を確認するため、支出負担行為伺書、納品書等を閲覧した。

②支出の状況を確認するため、学校別の配当額・精算額の状況を確認した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、納品書、検査調書、契約書 等

### (3) 監査結果

①事業費支出の適切性を確認するため、支出負担行為伺書、納品書等を閲覧した結果、特記すべき事項は発見されなかった。

②学校別の配当額・精算額について、特記すべき事項は発見されなかった。

## 5-4 学校施設改修費

### (1) 概要

#### ①目的

中学校施設の維持管理を適正に行い、生徒の安全確保や教育環境の向上を図る。

#### ②事業概要

ア 中学校校舎・屋外施設改修

イ 特別支援学級施設整備

ウ 突発的な不具合が発生した場合の修繕

#### ③事業対象と選定条件

生徒の安全確保や教育環境の向上を考慮し決定

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初・補正予算		決算	
	金額（千円）		件数（件）	金額（千円）
平成26年度	(当初) (補正)	26,300 5,000	116	29,315
平成27年度	(当初) (補正)	26,300 4,000	99	28,615
平成28年度	(当初)	26,300	116	32,354
平成29年度	(当初)	26,000	109	30,805
平成30年度	(当初)	26,000	95	26,731

### (2) 監査手続

①事業費支出の適切性を確認するため、予算関連書類等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、工事完了届 等

### (3) 監査結果

①学校施設維持管理の事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

## 6 中学校教育振興費

### 6-1 生徒就学奨励費

#### (1) 概要

##### ①目的

経済的理由により、就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し経済的な負担を軽減することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

##### ②事業概要

学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を支給する。

### ③事業対象と選定条件

金沢市内の中学校に在籍する生徒又は就学予定者の保護者で以下の要件に該当する者

- ア 一定の所得未満の者（生活保護基準額の 1.3 倍未満）
- イ 児童扶養手当の受給者
- ウ その他、国民年金保険料や固定資産税を減免された者等

### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	認定者（人）	金額（千円）
平成 26 年度	130,850（当初） 5,500（補正）	2,544	132,514
平成 27 年度	130,250	2,448	129,178
平成 28 年度	127,830	2,330	121,666
平成 29 年度	164,150（当初） 3,300（補正）	2,852 入学前支給内数（658）	163,290
平成 30 年度	125,850（当初） 6,300（補正）	2,656 入学前支給内数（616）	131,025

※給食費、医療費を除き、印刷製本費を含む

平成 29 年度（平成 30 年度入学予定者）より、新入学学用品費の入学前支給を実施

## (2) 監査手続

- ①事業費支出の適切性を確認するため、予算関連書類、見積書等を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、納品書 等

## (3) 監査結果

- ①生徒就学奨励費の支出について、特記すべき事項は発見されなかった。

## 6-2 遠距離等生徒通学費補助

### (1) 概要

#### ①目的

金沢市立小学校及び中学校の児童生徒に対し、遠距離通学にかかる困難を解消するため交通機関等を利用するにあたり、その経済的負担の軽減を図る。

#### ②事業概要

対象となる生徒保護者に対して次の額を補助する。

- ア 路線バス又は電車による通学者  
当該運賃の 2 分の 1 に相当する額以内の額
- イ 教育委員会が特に認める交通手段  
通学に要した日数 1 日につき 28 円/1km（主として自家用車を想定）

#### ③事業対象及び選定条件

金沢市立小中学校の児童生徒で遠距離等の理由で徒歩通学が困難な児童生徒

- ・通学距離が小学校は片道 3 km 以上の児童、中学校は片道 5 km以上の生徒
- ・上記通学距離未満であっても、通学路に徒歩危険区域が含まれる児童生徒
- ・教育委員会が別に定める特例区域外通学者（山間地の小中併設校 3 校）

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	対象生徒（人）	金額（千円）
平成 26 年度	8,240	142	6,927
平成 27 年度	7,800	131	6,269
平成 28 年度	7,300	116	5,518
平成 29 年度	6,560	120	5,246
平成 30 年度	6,110	120	5,574

※表の数値は中学校を対象としており小学校は含んでいない

#### (2) 監査手続

- ①事業の趣旨及び内容については担当者に質問を行った。なお、中学校と小学校は別事業となっており監査対象としたのは中学校であるが、質問は中学校・小学校双方について行った。
- ②平成 30 年度の当該事業の対象生徒全 120 人について起案書類等の存在を確認し、そのうち監査人が任意に抽出した 10 人について補助金額計算の詳細を検討した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、通学費補助金の交付決定及び額の決定通知書、通学費補助金交付申請書、委任状、金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例、金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則、平成 30 年度通学費補助金に係る事務取扱要領

#### (3) 監査結果

①当事業において特例が定められている特例区域外通学者について「金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例」に記載がないため(施行規則に記載あり)、その合理性について考察した。特例区域外通学者とは、特認校に指定されている山間部の小中併設校 3 校に通学を希望する児童生徒のことである(金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則)。これは自然豊かな環境、少人数、小中連携等の特色を活かした教育を受けたいという保護者及び児童生徒の希望と、学校規模の適正化及び受入校の活性化を図るとともに全市の保護者と児童生徒に学校選択の機会を提供したいという市側の指向の基に策定された制度であり、多くの場合遠距離通学となる。

一般の遠距離通学者に対しては、バスや電車の場合、運賃の 2 分の 1 が補助されるが、この特例区域外通学者に対しては、異なる基準が採用されている。往復 10km までを補助対象距離、それを越える距離については全額自己負担というものである。これは、かなりの遠距離になることと保護者と児童生徒の意思で学校を選択しているということを考慮したものであり、内容としては理解できるものである。補助金額の考え方が異なる分類については、条例で定めておくことが望ましいとは考えるが、事業の趣旨及び内容について特に問題はなかった。

②平成 30 年度の支出全 120 人に関する起案書類、及び抽出した 10 人の補助金額計算において問題は検出されなかった。



## 7 中学校建設費

### 7-1 泉中学校建設事業費

#### (1) 概要

##### ①目的

平成 26 年 4 月に野町小学校と弥生小学校が統合し泉小学校が開校したが、これに合わせ建築後 50 年以上が経過し施設の老朽化がすすんでいる泉中学校について一体整備を行うものである。なお、泉中学校は国の定める耐震基準を満たしていない不適格改築建築物として建替工事を行う。

##### ②事業概要

建設地：弥生 1 丁目 26 番 1 号

規模：鉄筋コンクリート造 3 階建

敷地面積：20,156 m<sup>2</sup>

延床面積：約 6,800 m<sup>2</sup>

泉中学校と泉小学校は、一体的な整備として計画され、平成 26 年度以降、計画的に整備が進められている。小中学校全体敷地の中で北側に校舎棟（小学校（平成 29 年 4 月供用開始）及び中学校（平成 29 年 1 月供用開始）、西側に小学校グラウンド、南側に中学校グラウンドを整備し、東側については、中学校の屋内運動場を整備すべく、平成 29 年に隣接用地を取得した。平成 30 年度の事業は、取得した東側の隣地に元々立っていた建築物の取り壊しを行い、翌年以降開始される屋内運動場建築工事の実施設計業務の委託がなされている。

##### ③事業対象と選定条件

泉中学校の校舎・体育館は耐震基準を満たしておらず、早急な対応が必要であった。

##### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算・補正予算		決 算		
	金額（千円）		主な工事の内容	金額（千円）	
平成 26 年度	(H25 年から繰越)	14,710	・基本設計、実施設計	(繰越)	14,710
	(当初・補正)	43,800		(現年)	13,769
平成 27 年度	(H26 年から繰越)	28,554	・建築工事・設備工事	(繰越)	28,554
	(当初・補正)	583,300		(現年)	301,058
平成 28 年度	(H27 年から繰越)	253,142	・プール・第一屋内運動場解体工事 ・H28 年 12 月中学校新校舎完成、H29 年 1 月供用開始 ・旧校舎解体工事	(繰越)	253,142
	(当初・補正)	1,626,000		(現年)	1,387,967
平成 29 年度	(H28 年から繰越)	225,918	・屋内運動場用地取得	(繰越)	225,486
	(当初・補正)	1,453,500		(現年)	1,433,995
平成 30 年度	(H29 年から繰越)	8,353	・屋内運動場建築工事实施設計 ・隣地既設建物解体工事 ・屋内運動場建築工事	(繰越)	8,353
	(当初)	366,000		(現年)	340,667

※中学校校舎改築工事等は平成 28 年 12 月までに終了している。それ以降は、中学校屋内運動場の整備にむけた事業が行われている。

(2) 監査手続

①当該事業について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業の目的、事業遂行状況の確認及び委託料支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、債務負担行為の決裁文書、議会決議、契約書（議会決議により本契約書へ）、工事着手届、学校施設環境改善交付金交付決定通知

(3) 監査結果

①平成 30 年度に締結された契約より 1,000 万円以上の建築工事、設備工事その他につき、関連資料を閲覧し検証した。

(監査対象工事の概況)

金額単位：千円

工事内容	平成 30 年度	令和元年度	合計	学校施設環境改善交付金
屋内運動場改築（建築工事实施設計）	15,563	-	15,563	} 100,175
旧金沢大学職員寮解体工事	121,834		121,834	
旧金沢大学学生寮解体工事	167,649		167,649	
屋内運動場改築（建築工事）	18,700	816,566	835,266	
屋内運動場改築（電気設備工事）	-	51,993	51,993	
屋内運動場改築（機械設備工事）	-	51,757	51,757	
合計	323,746	920,316	1,244,062	100,175

※工事内容に記載した事業費と学校施設環境改善交付金に記載した補助金は監査で確認した金額であり、事業費と補助金の総額を示すものではない。

平成 30 年度は建築工事实施設計、隣地既設建物解体工事及び建築工事の前払いの支出があった。電気設備工事及び機械設備工事については、工事施工業者を決定したが工事が行われていないため、支出は発生していない。

業者選定に対して、すべて制約付き一般競争入札の方式により監理課主導で決定されている。特に、金額の大きな建築工事については、3社により構成される特定建設工事共同企業体の参加を求め、総合評価方式（価格と技術力を加味した評価）により選定されていた。設備工事に関しては予定価格を公表した入札のため、入札者の入札金額が同額となるものもあり、任意の抽選により業者決定がなされていた。なお、機械設備工事について、任意抽選順位第1位の事業者が選出されたが、入札参加資格の審査をしたところ、要件を充足していない項目があったため当該事業者を失格とし、抽選順位第2位の事業者の入札参加資格の審査を行い、問題が無かったため、抽選順位第2位の事業者が落札事業者となった。入札参加資格審査も適切に実施されている。

建築工事については、契約金額が2億円以上の大規模工事のため、議会の議決に付すべき契約に関する条例及び金沢市契約規則第27条第1項に従い、平成31年2月に仮契約を締結し、そ

の後平成 31 年 3 月開催の市議会による議決を得て、本契約の成立としている。平成 30 年度の支出については、契約に従い前払金のみを支払っている。

学校施設環境改善交付金については、平成 30 年度分対象事業費の 1/3 を交付されたが、交付決定通知を確認した。

以上より、当該事業に関する事業目的、業者選定手続き及び事業費支出手続きについては適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 7-2 中学校大規模改造事業費

### (1) 概要

#### ①目的

市内中学校校舎について、建築後 20 年以上経過し、施設の経年劣化により、建物の損耗、機能低下に対する復旧改修を実施する。

#### ②事業概要

- ・対象校：額中、北鳴中、森本中
- ・改修内容：屋上防水工事、外壁改修工事、内部改修工事
- ・トイレの洋式化改修工事

国の学校施設環境改善交付金事業を考慮し、老朽化建築物の改修・トイレの洋式化に関して補助金を利用しながら事業を実施する。要件を満たせば、国からは対象事業の概ね 1/3 の補助金の交付を受けることができる。

#### ③事業対象及び選定条件

国の大規模改造に関する補助制度の要件を満たす校舎で、市としても老朽化対策が必要と認識している校舎につき、改修工事を実施する。

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算・補正予算		決 算	
	金額 (千円)		主な工事の内容	金額 (千円)
平成 26 年度		-		-
平成 27 年度		-		-
平成 28 年度	(補正)	750,100	第 1 期工事实施設計	(現年) 9,828
平成 29 年度	(H28 年から繰越)	735,370	第 1 期大規模改修工事实施設	(繰越) 564,772
	(当初・補正)	322,000	第 2 期工事实施設計	(現年) 0
平成 30 年度	(H29 年から繰越)	320,453	第 2 期大規模改修工事实施設	(繰越) 298,193
	(当初・補正)	265,000	第 3 期工事实施設計	(現年) 12,396

※国の交付金と対応した事業となっており、平成 30 年度 3 月補正で国の内示に従い 250,000 千円の補正予算がついているが、トイレの洋式化改修工事については、実質的には令和元年度事業となっている。工事の実施は長期休暇等教育に支障の出にくいシーズンを中心に進めており、複数年度で 4 期に分けて棟ごとに工事を進めている。

### (2) 監査手続

①当該事業について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業の目的、事業遂行状況の確認及び支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、契約書、業務委託完了報告・工事引渡書、工事完成写真、学校施設環境改善交付金の交付決定通知書、事業完了実績報告書、確定通知書

### (3) 監査結果

①平成 30 年度決算の事業費 310,589 千円のうち主として金額 100 万円以上の 10 契約（金額合計 303,003 千円）について、関連資料の閲覧を実施した。平成 30 年度については、多くの学校で全 3 期計画の 2 期目の工事が実施されている。

（閲覧対象工事の概況）

金額単位：千円

額中	工事内容	実施設計委託	建築工事	設備工事等	事業費合計	学校施設環境改善交付金	
						老朽	
	屋上防水、屋上給水管取替	4,513	-	14,298	18,811		8,075
森本中	外壁、屋上防水、トイレ	6,668	90,720	32,280	129,668	老朽・トイレ	46,407
北鳴中	外壁、屋上防水、トイレ、エレベーター	7,148	111,888	35,488	154,524	老朽・障害、トイレ	39,430
合計		18,329	202,608	82,066	303,003		93,912

内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物（工事完成写真、工事設計図面等）を閲覧した。業者選定について、実施設計委託については、指名競争入札方式を、工事契約に関しては制約付一般競争入札方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。交付金申請書類についても特に問題になる事象は認められていない。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 7-3 学校施設改良事業費

### (1) 概要

#### ①目的

経年により老朽化・陳腐化した中学校施設の改良・修繕工事を実施する。

#### ②事業概要

以下、5つの小事業を構成要素としている。

	小事業名	事業概要
1	中学校校舎改良事業	校舎内部の老朽化に対し、改修を行う事業
2	中学校プール改良事業	プール施設の老朽化に対し、改修を行う事業
3	中学校屋外施設改良事業	屋外施設の老朽化に対し、改修を行う事業
4	バリアフリー推進施設改良事業	学校施設のバリアフリー化を進めるため、施設改良を行っていく事業
5	中学校図書室環境整備事業	図書室の環境整備を行う事業

※大規模な修繕ではないが修理が必要な事象が生じた場合、当該予算により実施する。

③事業対象及び選定条件

中学校の建物・設備など施設全般を対象とし、保守点検の結果や学校からの意見聴取、施策の経過年数などから選定する。

④過去5年間の決算の状況

ア 中学校校舎改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	27,500	9	25,791
平成 27 年度	6,000	13	8,418
平成 28 年度	239,200	33	127,327
平成 29 年度	145,916	33	116,668
平成 30 年度	35,100	3	30,349

※平成 30 年度は、市内 3 中学校のボイラー取替工事、消防用火災受信機取替工事などが実施された。

イ 中学校プール改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	-	-	-
平成 27 年度	-	-	-
平成 28 年度	-	-	-
平成 29 年度	10,000	1	8,398
平成 30 年度	6,700	1	5,659

※平成 30 年度は、市内の 1 中学校のプールの塗装工事が実施された。

ウ 中学校屋外施設改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	27,500	17	28,120
平成 27 年度	53,000	16	57,378
平成 28 年度	62,351	6	49,915
平成 29 年度	59,200	23	49,950
平成 30 年度	16,200	2	13,194

※平成 30 年度は、市内 1 中学校のキュービクル更新工事及び 1 中学校の屋外鉄棒撤去工事が行われた。

エ バリアフリー推進施設改良事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	1,000	3	999
平成 27 年度	1,000	2	653
平成 28 年度	-	-	-
平成 29 年度	1,000	3	1,243
平成 30 年度	1,000	2	995

※平成 30 年度は、市内 2 中学校の洋式トイレ設置工事が行われた。

オ 中学校図書室環境整備事業

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	1,000	2	787
平成 27 年度	1,000	4	588
平成 28 年度	1,000	3	235
平成 29 年度	1,000	2	633
平成 30 年度	1,000	3	975

※平成 30 年度は、市内 2 中学校の図書室照明器具取替、書架新設・間仕切撤去工事が行われた。

(2) 監査手続

- ①中学校施設改良事業について、教育総務課担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業目的、事業概要を把握した。
- ②平成 30 年度の実施事業について、関連資料の閲覧を行うことにより、事業遂行状況の確認及び支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料（少額の場合は、見積書）、支出負担行為伺書、契約書、業務委託完了報告・工事引渡書、工事完成写真、工事図面

(3) 監査結果

①平成 30 年度の支出 1～5 の 11 件中 8 件（各々の項目少なくとも 1 件以上）につき、内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物（工事完成写真、工事図面等）を閲覧した。業者選定について、工事契約に関しては制約付一般競争入札の方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。予定金額が少額であり、随意契約によることができるもの（工事契約 130 万円、その他 50 万円以下）についても、見積書を徴求し適切な価格で事業実施を行っていた。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 8 学校保健費

### 8-1 学校環境衛生管理費

#### (1) 概要

##### ①目的

プール用薬剤の配布、学校施設内の空気検査・水質検査の実施により、学校環境衛生を管理し、児童・生徒の安全を図る。

##### ②事業概要

#### ア プール用薬剤配布

市立小中学校のプール用薬品（消毒剤・凝集剤）の一括購入・配布を行う。

#### イ 水質検査及び空気検査

小中学校の適切な環境維持のために、学校衛生管理基準に基づく定期検査及び臨時検査を公益社団法人石川県薬剤師会及び民間業者に委託する。

区分	検査対象	検査内容等
水質検査	飲料水、プール水等	学校衛生管理基準に基づく水質検査（残留塩素、大腸菌等の検査）
空気検査	特定の教室	学校衛生管理基準に基づく空気検査（ホルムアルデヒド及びトルエンの濃度検査）

##### ③事業対象及び選定条件

#### ア プール用薬剤配布

各市立小中学校に各薬剤の過年度の使用数量及び在庫数量を照会し、当該結果に基づき当年度に購入が必要な各薬剤の数量を決定、一括購入している。ただし、その年の天候・気温によっては、実際の使用量が想定を上回ることがあり、その場合は追加で個別に購入する。

#### イ 水質検査及び空気検査

学校衛生管理基準に基づく定期検査及び臨時検査のうち、学校薬剤師個人による対応ができない水質検査及び空気検査について、外部委託の対象としている。現状、水質検査は年2回、空気検査は3年に1回の頻度で実施している。

##### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	11,583	28	11,469
平成27年度	11,487	33	11,419
平成28年度	11,342	37	11,251
平成29年度	11,292	31	11,231
平成30年度	11,142	45	11,131

#### (2) 監査手続

①平成30年度中の需用費のうち、10万円以上の支出全件について、関連資料を閲覧し、事務が適正に行われているか検証した。

②委託事業につき、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、

契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

③水質検査及び空気検査について、関連法令や規則等に準拠した検査及び適切な改善措置が行われているか検証した。

閲覧資料：契約締結伺、委託契約書、入札結果表、契約執行伺、支出負担行為伺書、業務結果報告書、分析結果報告書 等

### (3) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

③水質検査及び空気検査について

#### ア 水質検査について

学校環境衛生基準等に準拠した検査が行われており、特記すべき事項は発見されなかった。なお、平成 30 年度の年 2 回の検査の結果、一部の小学校にて、残留塩素等の不適合が検出されていたが、学校薬剤師による指導改善等により対応が行われていることを確認した。

#### イ 空気検査について

「学校環境衛生基準 第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」では、揮発性有機化合物の室内濃度検査については、毎年度 1 回定期的に、各校いずれか 1 か所以上で検査を行うことが必要とされている。ただし、検査結果が著しく基準を下回っている場合等の特定の条件においては、当該教室等について、次回からの検査が省略可能なものとされている。

一方、金沢市では全校一律に、3 年に 1 回の周期でしか検査が行われていない。また、検査結果が基準値を超過した教室等については、室内の換気を促す通知がされるのみで、次回からの検査が省略されている。

したがって、現状、金沢市で実施している空気検査については、検査頻度や検査対象において、学校環境衛生基準に準拠していないと認められる。空気検査については、学校環境衛生基準に準拠して、全校を対象に、毎年度 1 回定期的に検査を行う必要がある。また、基準値を超過した教室等については、翌年度も検査対象とする必要がある。

#### 【指摘事項】

学校衛生管理基準に基づく定期検査のうち、空気検査については、全校を対象に毎年度 1 回定期的に検査を行うべきである。また、基準値を超過した教室等については、翌年度も検査対象とすべきである。

## 8-2 児童生徒医療援助費

### (1) 概要

#### ①目的

経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法第 24 条に基づき医療費に関する経済的な援助を行い、学習に支障を生ずるおそれのある学校病の早期治



療改善を図る。

## ②事業概要

就学援助制度の認定を受けた児童生徒が健康診断・健康相談等により学校病の治療の指示を学校から受けた場合に、医療機関での医療費の個人負担額相当を免除し、市が医療機関に対して医療費を支払う。なお、医療機関から市への請求事務のために、対象の児童生徒には「医療券」を交付する。

## ③事業対象及び選定条件

生活保護法第六条第二項に規定する要保護者世帯に近い困窮状態であると市が認めた「準要保護」世帯の児童生徒を対象とする。また、援助の対象となる学校病は以下のとおりである（学校保健安全法施行令 8 条）。

- ア トラコーマ及び結膜炎
- イ 白癬、疥癬及び膿痂疹
- ウ 中耳炎
- エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- オ 齲歯
- カ 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

## ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	児童生徒数（人）	金額（千円）
平成 26 年度	8,950	1,278	8,326
平成 27 年度	8,750	1,095	7,763
平成 28 年度	8,450	784	5,662
平成 29 年度	6,950	669	5,172
平成 30 年度	6,250	587	4,504

## (2) 監査手続

①平成 30 年度中の医療機関への支出のうち、特定月の支出について、医療機関の請求書等の書類を閲覧し、支払事務の適切性を検証した。

閲覧資料：支出命令書、請求書（医療券）、支出負担行為何書 等

## (3) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

## 9 学校給食費

### 9-1 共同調理場費 共同調理場施設衛生環境改善事業費

#### (1) 概要

##### ①目的

空調設備設置等の改修工事を計画的に実施し、共同調理場の衛生環境の改善を図る。

## ②事業概要

「既存共同調理場改修計画」（以下、「改修計画」という。）に基づき、空調設備が未整備の共同調理場への空調設備導入の推進及びその他必要な施設改修工事を行う。

## ③事業対象及び選定条件

改修計画が策定された平成 27 年度の時点において、全 13 施設ある共同調理場のうち 9 施設及び単独校調理場全 4 施設について、空調設備が未整備であった（学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示）第 2 1（3）三では、調理場内は「温度は 25℃以下、湿度は 80%以下に保つよう努めること」とされている。）。また、これらの空調未整備の調理場は老朽化等に起因して、衛生環境を高めるために解決すべき課題も生じている。そこで、平成 22 年に策定された「金沢市学校給食調理場再整備計画」（以下、「再整備計画」という。）で改築又は廃止・統合する方針とされた共同調理場 3 施設及び単独校調理場全 4 施設を除く、共同調理場 6 施設を対象に、空調設備の設置その他必要な改修等を行うものである。

### ア 共同調理場及び単独校調理場の現況

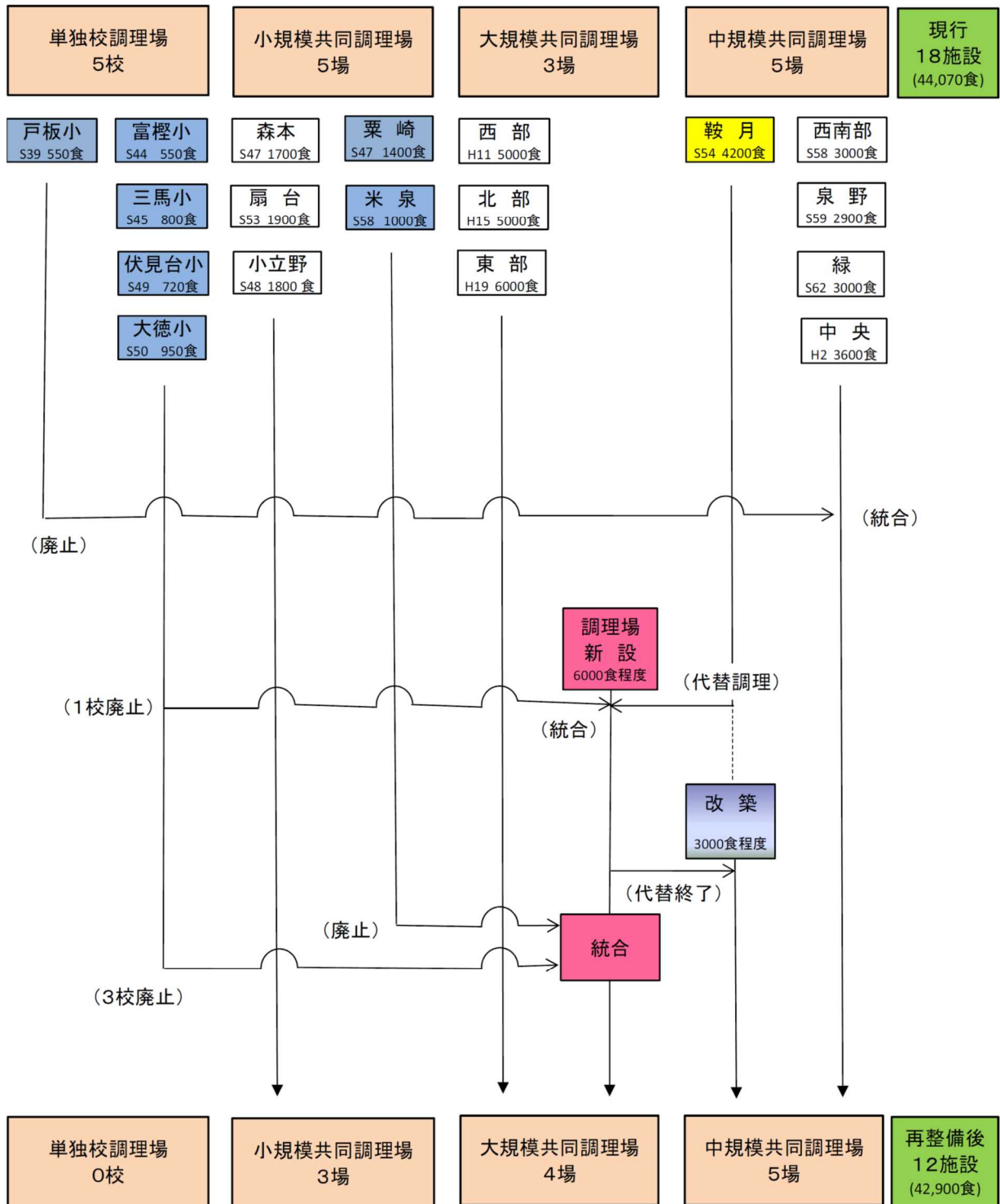
区分	施設名	再整備計画における方針	空調設備について
共同調理場 (全 13 施設)	小立野、西部、北部、東部	存続	導入済
	森本、扇台、西南部、泉野、緑、中央		改修計画で導入
	鞍月	改築	導入しない
	栗崎、米泉	廃止・統合	
単独校調理場 (全 4 施設)	富樫小学校、三馬小学校、伏見台小学校、大徳小学校		

### イ 再整備計画について

調理場施設の老朽化、改正された学校給食衛生管理基準及び児童生徒数の減少に対応するために、平成 22 年度に金沢市教育委員会により策定された。計画の骨子は以下のとおりであり、10 年～15 年間を目途に再整備を進めるものとされている。

- i 小立野小学校の改築に併せ、小立野共同調理場を改築する。
- ii 戸板小調理場調理場を戸板小学校の移転改築に併せて廃止・統合する。
- iii 鞍月共同調理場について現在位置での改築を行うが、近接共同調理場での代替調理が困難であるため、鞍月共同調理場の代替調理先及び単独調理場 1 施設の統廃合先として、共同調理場を新設する。
- iv 共同調理場の新設の後に、鞍月共同調理場を現在位置で改築する。
- v 鞍月共同調理場の改築完了後、他の単独校共同調理場 3 施設並びに栗崎及び米泉共同調理場を廃止し、新設共同調理場に統合する。

・計画の概略図（出典：平成 22 年度第 10 回定例教育委員会議 議案書）



ウ 改修計画について

再整備計画で施設存続の方針となった上記の 6 施設を対象に、平成 28 年度から約 10 年間をかけて、主に以下の 2 点の対応を図るべく、平成 27 年度に策定されたものである。

- ・ 空調設備の導入（緑共同調理場のみ平成 29 年度に導入済。その他は令和元年度～令和 5 年度に計画）
- ・ 現況調査の結果検出された問題に対応するための増築工事や改修工事等（平成 28 年度から平成 30 年度に実施済）

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（調理場）	金額（千円）
平成26年度	-	-	-
平成27年度	-	-	-
平成28年度	20,000	2	16,639
平成29年度	34,000	4	30,446
平成30年度	31,000	2	29,419

#### (2) 監査手続

①改修計画に基づき平成30年度に実施された森本共同調理場の事務室増築工事について、契約の方式決定及び相手方の選定・契約の締結・工事の完成までの手続きが適正に行われているか検証した。また、担当者への質問と関連資料の閲覧により、計画に基づく改善が行われているか確認した。

②再整備計画について、策定後の進捗状況や現時点の問題点について、担当課への質問及び関連資料の閲覧により確認した。

閲覧資料：契約書、契約締結伺、工事設計書、支出負担行為伺書、完成写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書、既存共同調理場改修計画、金沢市学校給食調理場再整備計画、共同調理場施設衛生環境改善計画、金沢市教育委員会議案書、同会議録

#### (3) 監査結果

##### ①森本共同調理場の事務室増築工事について

工事事務が適正に行われているか検証した結果、設計書・入札の手続き・工事の引渡までの手続きは、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。また、計画策定時の現況調査で改善が必要とされた問題点は、概ね解消されていることを確認した。

##### ②再整備計画の進捗状況と現時点の問題点について

平成22年度の計画策定後、約10年間に経過しているが、以下の2点については計画に基づく対応が図られている。

- ・小立野共同調理場の改築
- ・戸板小学校調理場の廃止・統合

しかしながら、計画の核となる共同調理場の新設については、平成25年度に建設に関する基本計画が策定されているものの、建設地等の問題から建設の決定には至っておらず、以後も候補地の選定が続いている状況であり、再整備計画のとおりに進んでいるとはいえない。

一方で、統廃合予定の調理場については、改修計画の対象とはされていないため、衛生環境等の改善は図られていない状況にある。そのため、現時点においても以下のような問題点を抱えたまま運営されている。

- ・ 鞍月共同調理場は昭和 56 年以前に建築された「旧耐震基準」に基づく建築物であるが、耐震性を高めるための改修が行われていない。
- ・ 空調設備の未整備等、学校給食衛生管理基準上、改善に努めるべき問題点が残っている。

また、再整備が延期されれば、施設維持のための修繕費等が増大し、運営の効率性を害することが懸念される。実際に、共同調理場の施設補修費（存続予定の共同調理場を含む）の予算は補正が必要となる傾向が続いており、単独校調理場の施設補修費も予算を超過する傾向が続いている（注：決算数値は9-2 共同調理場 施設設備整備費 及び9-3 単独校調理場 施設設備整備費より該当箇所を抜粋している。）。

【共同調理場の施設補修費の過去5年間の決算の状況（金額単位：千円）】

	当初予算	補正後予算	決算
平成 26 年度	15,000	20,000	26,725
平成 27 年度	15,000	18,000	19,236
平成 28 年度	15,000	-	21,533
平成 29 年度	15,000	25,000	24,735
平成 30 年度	15,000	39,000	36,324

【単独校調理場の施設補修費の過去5年間の決算の状況（金額単位：千円）】

	当初予算	補正後予算	決算
平成 26 年度	2,200	-	2,826
平成 27 年度	2,200	-	1,933
平成 28 年度	2,200	-	2,836
平成 29 年度	2,200	-	3,928
平成 30 年度	2,200	-	4,178

以上の状況に鑑み、学校給食調理場の衛生環境の改善と施設運営の効率化のために、「金沢市学校給食調理場再整備計画」に基づく統廃合を早急に推進すべきものとする。

【意見】

学校給食調理場の衛生環境の改善と施設運営の効率化のために、「金沢市学校給食調理場再整備計画」に基づく統廃合を推進する必要がある。

9-2 共同調理場費 施設設備整備費

(1) 概要

①目的

共同調理場施設の維持補修や給食用備品の修繕・更新により、安全・安心な学校給食の円滑な提供を確保する。

②事業概要

以下の3つの事業費からなる。

ア 施設補修費

調理場施設や設備の維持補修のための修繕を実施する。

イ 給食用備品購入費

調理用機器等の更新を実施する。

ウ 給食用備品補修費

調理用機器等の故障・不具合の修繕を実施する。

③事業対象及び選定条件

共同調理場全 13 施設を対象に、各調理場及び保守管理の委託業者からの故障や不具合等の報告に基づき、修繕や備品購入を実施する。

④過去 5 年間の決算の状況

ア 施設補修費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	15,000	13	26,725
平成 27 年度	15,000	13	19,236
平成 28 年度	15,000	13	21,533
平成 29 年度	15,000	13	24,735
平成 30 年度	15,000	13	36,324

イ 給食用備品購入費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	24,000	13	20,070
平成 27 年度	16,000	13	12,829
平成 28 年度	4,000	13	4,576
平成 29 年度	4,000	13	2,394
平成 30 年度	4,000	13	3,025

ウ 給食用備品補修費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	12,000	13	15,977
平成 27 年度	12,000	13	17,178
平成 28 年度	12,000	13	17,240
平成 29 年度	14,000	13	16,823
平成 30 年度	12,000	13	30,470

## (2) 監査手続

①平成30年度中の修繕費及び需用費のうち、30万円以上の支出全件について、関連資料を閲覧し、事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：契約執行伺書、見積書、支出負担行為伺書、納品書、工事写真帳 等

## (3) 監査結果

①平成30年度中の支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

### 9-3 共同調理場費 管理運営費

#### (1) 概要

##### ①目的

共同調理場の適切な管理・運営を維持し、安全・安心な学校給食の円滑な提供を確保する。

##### ②事業概要

以下の5つの事業費からなる。

##### ア 給食配送費

共同調理場で作った副食を各小中学校へ配送する（委託事業）。

##### イ 調理業務委託費

共同調理場3施設（西部、北部及び東部）において、給食の調理、食器等の洗浄消毒及び日常点検等の業務委託を行う。

##### ウ 光熱水費

電気、都市ガス、上下水道等

##### エ 管理運営一般経費

調理場設備の保守点検その他の一般的な管理運営や必要な物品購入を行う。

##### オ 食品リサイクル推進事業費

調理場から排出される野菜くずについて、再生利用事業者により収集運搬・再生処理を実施する。

##### ③事業対象及び選定条件

##### ア 給食配送費

##### i 委託先

民間事業者（施設ごとに5年間の長期継続契約）

##### ii 委託内容

給食及び食器の入ったコンテナの配送及び回収業務等（全51コース）

##### イ 調理業務委託費

##### i 対象施設

西部、北部及び東部共同調理場の3施設

##### ii 委託先

民間事業者（施設ごとに5年間の長期継続契約）

##### iii 委託内容

調理・配食、洗浄・消毒、ボイラー設備の管理等

ウ 光熱水費

電気、ガス、水道等の支払であり、ほとんどが市総務課による一括支払管理である。

エ 管理運営一般経費

主な委託業務（すべて民間事業者）

業務	委託内容（対象施設）
空調設備保守	空調設備機器及び自動制御機器の保守点検 （空調設備導入済の共同調理場）
排水処理施設保守	排水処理施設の機能点検他 （排水処理施設を備える共同調理場）
廃棄物収集運搬	一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬 （学校併設でない共同調理場）

オ 食品リサイクル推進事業費

i 対象施設

西部、北部、東部、中央及び鞍月共同調理場の5施設

ii 委託先

民間事業者

iii 委託内容

食品廃棄物の収集運搬と中間廃棄施設での堆肥等へのリサイクル処分

④過去5年間の決算の状況

ア 給食配送費

	当初予算	決算	
	金額（千円）	施設数	金額（千円）
平成26年度	153,431	13	156,516
平成27年度	155,391	13	155,883
平成28年度	153,802	13	154,211
平成29年度	156,258	13	157,046
平成30年度	161,189	13	160,673

イ 調理業務委託費

	当初予算	決算	
	金額（千円）	施設数	金額（千円）
平成26年度	192,656	3	191,188
平成27年度	190,772	3	190,771
平成28年度	190,772	3	190,771
平成29年度	190,772	3	190,771
平成30年度	193,887	3	193,058



ウ 光熱水費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	199,300	13	219,616
平成 27 年度	206,500	13	189,852
平成 28 年度	191,000	13	178,912
平成 29 年度	177,400	13	199,697
平成 30 年度	183,800	13	210,332

エ 管理運営一般経費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	70,850	13	68,369
平成 27 年度	68,622	13	67,743
平成 28 年度	68,462	13	68,642
平成 29 年度	68,312	13	67,213
平成 30 年度	70,632	13	68,130

オ 食品リサイクル推進事業費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	1,500	5	1,500
平成 27 年度	1,500	5	2,081
平成 28 年度	1,500	5	1,459
平成 29 年度	1,500	5	1,522
平成 30 年度	1,500	5	1,631

(2) 監査手続

- ①平成 30 年度中の需用費のうち、一部のサンプルを対象に、関連資料を閲覧し、事務が適正に行われているか検証した。
- ②委託事業のうち、300 万円以上の契約全件について、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、契約執行伺書、物品購入契約書、納品書、検査調書、予算差引簿、委託契約書、入札結果表、委託業務結果報告書 等

(3) 監査結果

- ①平成 30 年度中の支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、

特記すべき事項は発見されなかった。

②委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

③共同調理場の調理業務の外部委託について

現状、調理業務が外部委託されている調理場は、西部、北部及び東部共同調理場の3施設であり、対象の小中学校は27校、金沢市の全市立小中学校に占める外部委託比率は34.6%である。東部共同調理場が開設した平成19年以降、新たに調理業務が外部委託化された調理場はないため、学校の統廃合等の影響を除外すると、金沢市の外部委託比率は横ばいの状況が継続している。

この間、「金沢市学校給食調理場再整備計画」（9-1 共同調理場施設衛生環境改善事業費参照）に基づく共同調理場の統廃合が進んでいないこともあり、調理業務の外部委託化について、十分な検討が進んでいない。

文部科学省が公表している「学校給食実施状況等調査」によると、調理業務の外部委託比率の全国平均値は、平成19年度の22.7%から平成30年度は50.6%へと大きく上昇している事実もあることから、学校給食運営の効率性・経済性の観点で、学校給食調理業務の外部委託化の拡大について検討を行う必要がある。

#### 【意見】

学校給食運営の効率性・経済性の観点から、学校給食調理業務の外部委託化の拡大について検討を行う必要がある。

### 9-4 単独校調理場費 施設設備整備費

#### (1) 概要

##### ①目的

給食用リフトの更新や単独校調理場施設の維持補修、給食用備品の修繕・更新により、安全・安心な学校給食の円滑な提供を確保する。

##### ②事業概要

以下の4つの事業費からなる。

##### ア 給食用リフト更新事業費

各校に設置された給食運搬用のリフトの更新を行う。

##### イ 施設補修費

調理場施設や設備の維持補修のための修繕を実施する。

##### ウ 給食用備品購入費

調理用機器等の更新を実施する。

##### エ 給食用備品補修費

調理用機器等の故障・不具合の修繕を実施する。

##### ③事業対象及び選定条件

給食用リフト更新事業については、故障が多発しているもの及び定期点検で状態が悪いとされたものが、每期、更新対象とされている。施設補修費及び備品の購入・補修については、単独校調理場全4施設を対象に、各調理場及び保守管理の委託業者からの故障や不具合等の報告に基づき、補修や備品購入が実施される。

④過去5年間の決算の状況

ア 給食用リフト更新事業費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	設備数	金額 (千円)
平成 26 年度	11,000	83	9,864
平成 27 年度	11,000	82	12,729
平成 28 年度	11,000	81	10,667
平成 29 年度	9,000	81	7,695
平成 30 年度	9,000	81	8,451

イ 施設補修費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	2,200	4	2,826
平成 27 年度	2,200	4	1,933
平成 28 年度	2,200	4	2,836
平成 29 年度	2,200	4	3,928
平成 30 年度	2,200	4	4,178

ウ 給食用備品購入費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	900	4	1,006
平成 27 年度	900	4	733
平成 28 年度	8,900	4	4,639
平成 29 年度	900	4	1,718
平成 30 年度	900	4	959

エ 給食用備品補修費

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
平成 26 年度	3,800	4	3,073
平成 27 年度	3,800	4	2,424
平成 28 年度	3,500	4	1,634
平成 29 年度	2,000	4	1,507
平成 30 年度	2,000	4	1,883

## (2) 監査手続

- ①平成 30 年度の給食用リフトの更新工事全件について、契約の方式決定及び相手方の選定・契約の締結・工事の完成までの手続きが適正に行われているか検証した。
- ②平成 30 年度中の修繕費及び需用費のうち、30 万円以上の支出について、関連資料を閲覧し、事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：工事仕様書、少額工事業者選定依頼書、見積書、支出負担行為伺書、工事写真、工事完成届、工事引渡書、納品書 等

## (3) 監査結果

- ①工事事務が適正に行われているか検証した結果、設計書・入札の手続き・工事の引渡までの手続きは、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②平成 30 年度中の支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

## 9-5 単独校調理場費 管理運営費

### (1) 概要

#### ①目的

単独校調理場の適切な管理・運営を維持し、安全・安心な学校給食の円滑な提供を確保する。

#### ②事業概要

以下の2つの事業費からなる。

##### ア 燃料費

プロパンガス、都市ガス

##### イ 管理運営一般経費費

調理場設備の保守点検その他の一般的な管理運営や必要な物品購入を行う。また、便培養検査等、各小中学校や調理場全体に関する管理運営業務の一部を行う。

#### ③事業対象及び選定条件

##### ア 燃料費

支払はほとんどが総務課による一括支払管理である。

##### イ 管理運営一般経費費

主な委託業務（すべて民間事業者）

業務	委託内容（対象施設等）
給食用リフト保守	各小中学校の給食運搬用リフトの保守点検 (給食用リフトを設置している小中学校)
便培養検査	大腸菌、サルモネラ菌等の検査 (給食調理士等の市職員が対象)

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	児童生徒数（人）	金額（千円）
平成26年度	8,950	1,278	8,326
平成27年度	8,750	1,095	7,763
平成28年度	8,450	784	5,662
平成29年度	6,950	669	5,172
平成30年度	6,250	587	4,504

#### (2) 監査手続

①平成30年度中の需用費のうち、30万円以上の支出全件について、関連資料を閲覧し、事務が適正に行われているか検証した。

②委託事業のうち300万円以上の契約全件について、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、契約執行伺書、物品購入契約書、納品書、検査調書、予算差引簿、委託契約書、入札結果表、委託業務結果報告書 等

#### (3) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

### 9-6 学校給食援助費

#### (1) 概要

##### ①目的

経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助（就学援助）を行い、もって義務教育の円滑な実施に資する。

##### ②事業概要

経済的理由によって就学が困難な世帯の児童生徒の保護者が負担した給食費について、市が実費相当分を支給する。

##### ③事業対象及び選定条件

生活保護法第六条第二項に規定する要保護者世帯に近い困窮状態であると市が認めた「準要保護」世帯の児童生徒を対象とし、保護者が負担した実費相当を支給する。

援助の対象となる児童生徒及び給付先となる保護者の預貯金口座情報（就学援助の認定申請時に保護者より通知）等については、担当課において、学校事務支援システムにより管理されている。一方、全ての児童生徒の喫食数、徴求すべき給食費（※1）及びその徴求状況については、各小中学校において、給食システムにより管理・把握されている。担当課では、当該情報を学校事務支援システムに取り込むことにより、対象世帯の保護者に対して支給すべき金額を算定し、

各学校の確認を受けたうえで支給額を決定している（※2）。

なお、保護者への支払は、会計課で、一括振込手続により行われている。

※1 小学生：250 円/食、中学生：293 円/食

※2 年3回、学期毎に支給

・第1期（4月～7月） 8月末頃支給

・第2期（9月～12月） 1月末頃支給

・第3期（1月～3月） 3月末頃支給

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	児童生徒数（人）	金額（千円）
平成26年度	328,500	小4,056、中2,372	316,684
平成27年度	297,000	小3,919、中2,336	302,558
平成28年度	293,000	小3,688、中2,167	282,589
平成29年度	277,000	小3,611、中2,076	274,938
平成30年度	278,000	小3,478、中1,888	259,880

#### (2) 監査手続

①平成30年度の第3期の支給を対象に、特定の小中学校・学年よりサンプルを抽出し、学校事務支援システムで管理されている就学援助制度の対象児童生徒及び負担した給食費の情報と、実際に会計課で行われた支払の記録が整合しているか、担当課への質問及び関連資料の閲覧により検証した。

閲覧資料：支出負担行為何書、銀行への振込データの送信記録、学校事務支援システムでの照会結果のコピー 等

#### (3) 監査結果

①支給事務について適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、上記(1)④に記載のとおり、平成30年度の支給対象の児童生徒数は小学生3,478人、中学生1,888人の計5,366人であるが、担当課で把握されている平成30年5月1日時点の準要保護世帯の児童生徒数は5,634人である。差異の268人については、主に不登校により喫食していない児童生徒である。

## 第2章 学校職員課所管事業

### 1 教育指導費

#### 1-1 小中一貫英語教育事業費

##### (1) 概要

###### ①目的

小中一貫英語教育の推進のため、小中学校9年間を見通した英語教育カリキュラムのもと、英語インストラクターやALT(外国語指導助手)を活用することで、指導体制の充実を図る。

###### ②事業概要

###### ア 外国語指導助手の配置(中学校)

市立中学校24校及び市立工業高等学校において、生きた英語を身につけさせるため、外国人スタッフであるALTを配置し、教員とのチームティーチングを行う。

###### イ 英語インストラクターの配置(小学校)

市立小学校53校において英語力・指導力に優れた市域人材である英語インストラクターを配置し、3～6年生の授業を担当教員とチームティーチングで行うほか、低学年での英語活動も支援する。

###### ③事業対象及び選定条件

市内の全小中学校及び市立工業高等学校

###### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額(千円)	人数(人)	金額(千円)
平成26年度	141,075	① 13 ② 43	135,183
平成27年度	141,950	① 13 ② 43	135,504
平成28年度	145,884	① 13 ② 44	135,963
平成29年度	138,162	① 13 ② 41	136,423
平成30年度	143,077	① 13 ② 42	143,959

※人数の凡例：①…ALT ②…インストラクター

##### (2) 監査手続

①事業の趣旨及び内容について担当者に質問を行った。

②平成30年度の当該事業の支出全件について起案書類等を閲覧した。インストラクターに対する報酬は毎月時間給で支払われており、監査人が任意で選択した月について計算突合をおこなった。

閲覧資料：支出負担行為伺書、旅費概算請求書、見積書、納品書、支出負担行為兼支出命令書、英語インストラクター報酬支給明細書

##### (3) 監査結果

①外国語指導助手については、自治体国際化協会が全国の小中学校に斡旋する体制となっているため、自治体側が人物評価を行うことが難しいという課題がある。英語インストラクターについては、小学校の英語教育は5、6年生を対象に行われている自治体が多いが、金沢市では3～6年生を対象にしている。このため、今後の小学校における英語授業の時間数増への対応が課題となる。このような課題を抱えているものの、現状においては事業の趣旨及び内容について問題はなかった。

②平成 30 年度の支出起案書類全体を閲覧し、インストラクターに対する報酬を特定月について計算突合を行った結果、特記すべき事項は発見されなかった。

## 1-2 コミュニティ・スクール推進費

### (1) 概要

#### ①目的

学校が抱える固有の課題解決に向け、保護者や地域の方々が学校と共に知恵を出し合い、学校運営に参画することで、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進する。

#### ②事業概要

学校ごとに、地域団体の代表や保護者代表等からなる学校運営協議会を設置する。年間 2～5 回程度会議を開催し、校長が学校の運営方針を説明し承認を得るほか、学校の現状や課題等について、委員から多岐にわたり意見を出してもらい。また、学校から保護者や地域の方々に協力してもらいたいこと等を提案し、具体的にどのようなことができるか協議を行う。

#### ③事業対象及び選定条件

平成 28 年度に中村町小学校をモデル校区として事業を開始し、平成 29 年度には 14 校に拡充した。平成 29 年の地方教育行政法改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを受け、平成 30 年度からはすべての小学校と泉中学校（29 年度モデル校からの継続）で実施している。

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	実施校数（校）	金額（千円）
平成 26 年度	-	-	-
平成 27 年度	-	-	-
平成 28 年度	600	1	604
平成 29 年度	3,900	14	3,907
平成 30 年度	16,810	56	16,800

### (2) 監査手続

①事業の趣旨及び内容について担当者に質問を行った。

②平成 30 年度に学校運営協議会を開催した全 56 校について、委託事業結果報告書及びその支出明細と領収書、議事内容の報告書を閲覧した。

閲覧資料：委託事業結果報告書、領収書、平成 30 年度コミュニティ・スクール報告書

### (3) 監査結果

①法改正により新たに学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに対応するものであり、その趣旨及び内容に問題はない。

②支出の内容は学校運営協議会に係る委員謝礼、消耗品費、印刷費等であり、ほぼ全校において、導入年度のため必要なものを購入するという画一的な支出が行われていた。平成 30 年度は全小学校で等しく予算 30 万円となっているが、本事業の趣旨からすると 2 年目以降は学校ごとに工



夫を求めていくことが望ましいであろう。

なお、56校中2校だけ委員謝礼(1名1回2,000円)の支払がない学校があったが、これは委員が受け取りを辞退したからということであった。教育委員会としては一律の取扱いを求めており、2年目からは支払うように指導したとのことである。

**【意見】**

本事業が有効に発展していくため、2年目以降は学校ごとに工夫が見られる事業となることが望ましい。全校で一律の委託料を交付しているが、弾力的な運用ができないか検討を行う必要がある。

## 2 小学校管理費

### 2-1 学校施設管理費 校舎管理体制整備費

#### (1) 概要

##### ①目的

平成27年度に策定された金沢市中期人事計画において技能労務職は退職不補充が基本と明記されているが、学校における「校舎管理員」の役割は児童に与える教育的視点からも重要である。また、学校現場での施設管理や環境整備を滞りなく実施するためにも、正規未配置校に非常勤職員やシルバー人材センターから派遣される校舎管理補助員を配置する。

##### ②事業概要

- ア 非常勤校舎管理員の配置（市職員等を再雇用）
- イ 校舎管理補助員の配置（週40時間）
- ウ 日常業務の民間委託を推進

##### ③事業対象と選定条件

正規校舎管理員未配置校

##### ④過去5年間の当初予算、実績件数、実績金額

	当初予算	決算	
	金額（千円）	シルバー配置校数（校）	金額（千円）
平成26年度	14,360	5	12,393
平成27年度	29,760	9	25,097
平成28年度	63,100	22	57,600
平成29年度	132,012	21	126,712
平成30年度	129,178	28	141,925

※平成26～27年度：校務士配置見直しモデル事業費（非常勤人件費含まず）

平成28年度：校務士配置体制整備事業費（非常勤人件費含まず）

平成29年度：校舎管理体制強化費（非常勤人件費を含む）

#### (2) 監査手続

①委託費支出の適切性を確認するため、予算関連書類、業務結果報告書を閲覧した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、労働者派遣契約書、労働者派遣結果報告書 等

(3) 監査結果

①校舎管理体制整備費の委託費として、支出の適切性に特記すべき事項は発見されなかった。

### 3 学校保健費

#### 3-1 教職員健康診断費

(1) 概要

①目的

学校保健安全法の規定に基づく健康診断、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェックの実施を通して、市立小・中学校教職員の健康の保持増進を図る。

②事業概要

毎学年定期に実施するものとされている教職員の健康診断（学校保健安全法第 15 条）を事業者への業務委託により実施する。すべての教職員が対象ではあるが、人間ドックを受診し（別途、公立学校共済組合による助成制度あり）、その結果を提出した者については対象外である。

ストレスチェックは、労働安全衛生法の改正に伴い義務化された後、業務委託により実施している。

③事業対象及び選定条件

ア 健康診断事業

i 委託者

民間事業者

ii 検査項目

法定検査項目（学校保健安全法施行規則 13 条及び 14 条）の他、希望者又は特定の条件に該当する教職員を対象に、肺がん検査等の追加検査項目を設定している。

イ ストレスチェック

i 委託者

民間事業者

ii 委託内容

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室 平成 28 年 4 月改訂）に準じた調査、結果の集計・分析、分析結果に基づく講習会の実施

④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算		
	金額（千円）	受診人数（人）	調査人数（人）	金額（千円）
平成 26 年度	11,800	1,597	-	11,765
平成 27 年度	11,800	1,649	-	11,965
平成 28 年度	13,700	1,679	2,200	13,624
平成 29 年度	13,400	1,645	2,097	12,872
平成 30 年度	14,310	1,581	2,120	13,523

## (2) 監査手続

委託事業につき、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：委託業務結果報告書、契約締結伺、委託契約書、入札結果表、契約執行伺、支出負担行為伺書 等

## (3) 監査結果

平成 30 年度に実施された委託事業について、関連資料を閲覧し、委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

### 第3章 学校指導課所管事業

#### 1 教育指導費

##### 1-1 金沢型学校教育モデル実践費 金沢ベーシックカリキュラム実践推進費

###### (1) 概要

###### ①目的

学校の特色を生かした実践研究を通じて、教員の指導力と児童生徒の学力を向上させる。

###### ②事業概要

各校が個々の実情や特色等を生かしながら、課題解決のための研究内容や手段を選択し、改善・充実のための計画を立案する。

実施計画の内容をもとに委託料を支払い、各校が選択した課題解決のために、2年間（2018～2019年度）にわたって継続して実践研究を行い、公開研究や文書発表を通じて、成果を市内の小中学校に普及する。

###### ③事業対象及び選定条件

###### ア 研究課題

###### 重点課題

小学校	国語 社会 算数 理科 生活科 英語 体育 道徳 健康教育
中学校	教科一般 道徳 健康教育

※研究推進校を希望する場合は、重点課題を選択

※一般校は重点課題からの選択または学校独自で研究課題を設置

※「教科一般」とは、国語・社会・数学等すべての教科を指し、独自カリキュラムの作成等により全教科に通じる学習方法などを研究するものである。

###### イ 手法

ICTの活用、学校図書館の活用、家庭との連携、地域人材の活用、独自カリキュラムの作成、プログラミング的思考の導入、小中連携、学習形態の工夫（中学校のみ）等

###### ウ 委託料の配分条件

	金額	研究課題	公開研	文書発表
研究推進校	200 千円	○ ※重点課題	○	○
一般校	150 千円	○	○	○
	130 千円	○	○	
	100 千円	○		○
	80 千円	○		

※研究推進校・・・研究推進校を希望した学校から、研究手法に係る計画書をもとに市教育委員会で査定・認定。研究課題は重点課題を選択する必要がある。平成30年度において17校が研究推進校として認定されている。

※一般校・・・研究推進校以外の学校。公開研の有無、研究手法に係る成果の文書発表の有無により予算を配分

※公開研・・・教員のみでなく、保護者・地域住民にも公開されている研究会である。教員については指導・助言を得る機会として、保護者・地域住民には学校の授業や取組みに理解を得ることを目的として実施される。研究推進校については年1回、一般校については2年目に開催する。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	学校数 (校)	金額 (千円)
平成 26 年度	-	-	-
平成 27 年度	-	-	-
平成 28 年度	-	-	-
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	9,400	76	9,400

※2年間にわたって行う事業であるが、上記は平成30年度の1年分の予算・決算である。

※平成30年度における委託料の配分状況は以下のとおりである

		金額	校数
研究推進校		200 千円	17
一般校	プログラミング教育モデル校	150 千円	2
	公開研と文書発表	150 千円	8
	公開研	130 千円	0
	文書発表	100 千円	29
		80 千円	20

※研究推進校は予算では20校を上限として設定されていたが、平成30年度においては希望した17校全てが研究推進校として認定された。

※プログラミング教育モデル校においても2年目に公開研と文書発表が行われる。

(2) 監査手続

- ①事業の趣旨、予算の配分条件、研究内容等について担当者に質問を行った。
- ②事業の実施状況を確認するため、各校から提出されている報告書（平成30年度分）を全て閲覧した。
- ③研究推進校においては年1回公開研が実施されることとなっていることから、平成30年度において実施された公開研に関する資料を閲覧した。
- ④配分された委託料の用途を確認するため、各校から提出されている委託事業結果報告書等を全て閲覧した。
- ⑤委託契約が適切に締結されているかを確認するため、委託契約書を閲覧した。

閲覧資料：平成30年度金沢ベーシックカリキュラム実践推進事業報告書、公開研究会要領、委託事業結果報告書、委託契約書 等

(3) 監査結果

- ①新学習指導要領に定める「主体的・対話的で深い学び」（平成29年告示学習指導要領第1章総則第1、2項柱書）を実現すべく、各学校が課題を設定し、2年にわたって実践研究を行った上、研究発表を行い、その成果を共有するものである。研究推進校と一般校の一部について、公開研の実施が予定されており、教員だけではなく、地域住民も成果を共有できる仕組みとなっている。新学習指導要領の施行日は、小学校については令和2年4月1日、中学校については令和3年

4月1日であるが、同要領の施行に備え、また施行に先立って研究が行われている。なお、2年にわたって行う研究ではあるが、委託契約書の契約期間は1年となっており、委託料も1年ごとに支払われる。

委託料については80千円～200千円の5段階があり、各校の希望や研究手法に係る計画書をもとに市教育委員会において査定・認定されている。研究課題については特に限定はされていないが、研究推進校を希望する場合は重点課題の中から選択する必要がある。

事業の趣旨、予算の配分条件、研究内容等について特記すべき事項は発見されなかった。

②平成30年度から開始された事業であり、2年事業のため、まだ事業実施の途中段階であるが、平成30年度分の結果について、各校から報告書が提出されている。設定された研究課題、研究手法は学校ごとに様々であるが、主体的な学び、対話的な学び合いを研究の重点に置いている学校が多くみられる。

その他の研究課題として、地域に伝承される民謡を通じた学習や、防災教育を通じて災害発生時の課題を考えさせるものや健康教育をテーマとした取組みもあった。取組みに対する評価について、教員・児童生徒に対するアンケートが実施されており、アンケート結果からは概ね肯定的な評価がうかがわれる。この事業は始まったばかりであるが、各校が工夫して取り組んでいることがうかがわれる。

事業の実施状況につき、特段の問題は発見されなかった。

③公開研については必ずしも資料作成は求められていないが、平成30年度において資料を作成した3校について資料を閲覧した。

『主体的に学ぶ子』の育成」をテーマに理科の公開授業や分科会を実施している学校、「思考力の育成をめざして」をテーマに国語の公開授業や分科会を実施している学校、「論理的に考えさせる」・「見方や考え方を広げる」等の視点から算数の独自教材の開発を研究している学校があった。いずれも研究テーマや内容には工夫が見受けられる。

特段の問題は発見されなかった。

④配分された予算は、外部講師に対する謝礼金や消耗品（コピー用紙等）費、旅費等に使用されている。使途は委託事業結果報告書に記載されており、同報告書を閲覧したが、委託料の使途について特段の問題は発見されなかった。

⑤上記のとおり、委託料は公開研や文書発表の可否等に関連して金額が異なる。しかし、委託契約書はすべて同じ書式で作成されており、契約書に添付されている仕様書（委託事業の内容を記したもの）も同じである。

各校に対しては、実施要領において公開研や文書発表の可否が告知されているが、契約書において明確に定められていない。委託料によって実施すべき内容が異なるのであるから、その点を契約書に明示する必要がある。なお、本事業は令和元年度で終了となるためこれから改善することはできないが、今後、類似の事業がある場合には留意が必要である。

## 1-2 金沢型学校教育モデル実践費 金沢ふるさと学習推進費

### (1) 概要

#### ①目的

ふるさとに関する調べ学習を通じて、金沢のまちに愛着と誇りを持つまちづくりの担い手を育成する。

## ②事業概要

偉人の生き方を学び、偉人を通して地域の歴史、文化を知るための「金沢の偉人」たちに関する調べ学習を支援する。

## ③事業対象及び選定条件

ア 偉人に関する施設・史跡見学の支援（見学のバス代を全額助成／対象：小学校）

イ 偉人に学ぶ自分の生き方・夢作文コンクールの実施（平成 24 年度より実施／対象：中学校）

## ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	バス（台）	金額（千円）
平成 26 年度	3,320	59	3,303
平成 27 年度	3,520	58	3,271
平成 28 年度	3,520	52	2,975
平成 29 年度	3,520	53	3,097
平成 30 年度	3,520	50	2,944

※支出は概ね見学バス代であるが、一部作文コンクールに関する支出（審査員謝礼金、表彰盾代等）がある（平成 30 年度における内訳は、バス代が 2,730 千円、作文コンクール関係が 214 千円である）。

## (2) 監査手続

①事業の趣旨、学習支援の内容、作文コンクールの詳細等につき、担当者に質問を行った。

②夢作文コンクールの平成 26 年度から平成 30 年度の入賞者の作文を閲覧した。

③支出手続が適正に行われているかを確認するため、見積書、支出負担行為伺書等を閲覧した。

閲覧資料：偉人に学ぶ自分の生き方夢作文・入賞作品、見積書、支出負担行為伺書 等

## (3) 監査結果

①金沢市学校教育振興基本計画において、ふるさと金沢の個性を生かした教育として、「金沢の偉人ゆかりの地や文化施設を見学する機会を設け、金沢の先人が培ってきた歴史や伝統・文化等を理解し、金沢の良さを継承し、発信していこうとする意欲や態度の育成に取り組む」と定められている。この計画に基づき、偉人教育を推進するための事業である。

ア 偉人に関する施設・史跡見学について

偉人に関する施設や史跡を見学する際のバス代を全額助成している。施設では、金沢ふるさと偉人館や泉鏡花記念館、鈴木大拙記念館など、金沢の偉人に関連する施設全般が対象である。史跡としては、辰巳用水や長坂用水などが過去に見学対象となっている。

イ 夢作文コンクールについて

金沢の偉人の生き方を通し、自らの夢を作文にするコンクールである。中学生を対象としている。応募数の推移は以下のとおりである。

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
応募数	48	45	68	66	74

②平成 26 年度から平成 30 年度の夢作文コンクール入賞者の作文を閲覧した。様々な偉人が取り上げられている。内容は、各偉人があげた成果だけでなく、成果を上げるまでの努力や信念等に触れ、大きな刺激を受けていることがうかがわれた。

③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

### 1-3 小中一貫英語教育充実費

#### (1) 概要

##### ①目的

児童生徒がふるさと金沢の歴史や文化、自分の思いや意見を、英語で世界に発信できるコミュニケーション能力を身につける。

##### ②事業概要

ア 市独自の英語副読本の作成・活用（小学校「Sounds Good（3分冊）」、中学校「This is KANAZAWA」）

イ 英検 Jr.、英検 I B A 及び英語学習アンケートを実施

ウ 英語教材の整備（英語教材購入費を予算配分）

エ 小中一貫英語教育推進アドバイザーの派遣（学校訪問による効果的な実践、課題等の指導助言）

##### ③事業対象及び選定条件

ア 上記英語副読本について

小学校 3～6 年生、中学校 1～3 年生で使用

イ 上記アンケートについて

小学校 6 年生、中学校 3 年生で実施

ウ 上記英語教材購入費について

学級数に応じて予算を配分

エ 上記アドバイザーの派遣について

市担当者と 2 名のアドバイザー（金沢大学教授等）とで選定した学校を数校訪問し、指導助言をする。1 名あたり年 2～3 校訪問している。

##### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 26 年度	13,060	-	13,780
平成 27 年度	12,680	-	13,174
平成 28 年度	13,040	-	13,037
平成 29 年度	12,930	-	12,111
平成 30 年度	12,930	-	12,827



平成 30 年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。（単位：千円）

項目		予算	決算
英語副読本	Sounds Good（3分冊）	7,000	5,495
	This is KANAZAWA		1,643
英検 J r.・英検 I B A・アンケート		5,000	4,702
英語教材の整備		880	881
英語教育推進アドバイザー		50	104
合計		12,930	12,827

## （2）監査手続

- ①金沢市における英語学習の現状を把握するため、全国平均等との比較データを分析した。
- ②市独自の英語副読本（小学校用「Sounds Good（3分冊）」、中学校用「This is KANAZAWA」）を閲覧した。
- ③英検 J r.及び英検 I B Aの受験状況等について質問を行った。
- ④英語学習アンケートの集計結果の報告書を閲覧した。
- ⑤教育アドバイザーの派遣に関して、アドバイザーから提出された報告書を閲覧した。
- ⑥支出手続が適正に行われているかを確認するため、見積書、支出負担行為伺書等を閲覧した。

閲覧資料：公立中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程）における英語教育実施状況調査、英語副読本（小学校用「Sounds Good（3分冊）」、中学校用「This is KANAZAWA」）、平成 16～30 年度小学 6 年生英語学習意識調査経年比較、平成 17 年～30 年度中学 3 年生英語学習意識調査経年比較、見積書、印刷物製造請負契約書、契約執行伺書、支出負担行為伺書 等

## （3）監査結果

- ①過去 4 年間の英語教育実施状況調査による中学 3 年生の英検 3 級レベル到達状況は以下のとおりである。

年度	金沢市	石川県	全国
平成 27 年度	53.2%	47.8%	36.6%
平成 28 年度	47.4%	43.9%	36.1%
平成 29 年度	60.3%	50.2%	40.7%
平成 30 年度	60.1%	50.0%	42.6%

中学 3 年生全員を対象とした英検 I B A の結果を見ると以下のとおりである。

年度	割合（※1）	備考
平成 27 年度	60.6%	英検 C S E スコア（※2）： 1000 点満点中 746 点以上
平成 28 年度	62.9%	
平成 29 年度	64.1%	
平成 30 年度	64.3%	

※1：英検 3 級レベル以上の力があると認められる者の割合

※2：英語力の評価を客観的に行うための評価基準

英語教育実施状況調査は、実際に外部試験を受験した生徒のみでなく、英検 3 級レベルに到達していると英語教師が判断した生徒の人数も含まれている。

②金沢市独自の英語副読本を採用し、金沢の歴史や文化を学びながら、これを英語で発信できるコミュニケーション能力を養う工夫がなされている。小学校用「Sounds Good」は「Hop」「Step」「Jump」の 3 分冊となっており、自己紹介や挨拶から始まり、金沢の伝統文化や名所にも触れられている。中学校用「This is KANAZAWA」においては、金沢の歴史や文化、偉人等が分かりやすくまとめられている。

いずれも小中学校用の教材として特記すべき事項は発見されなかった。

③英検 J r. は小学 6 年生を対象に、英検 I B A は中学 3 年生を対象として実施されている。全児童・生徒が受験している。

過去 4 年間の受験者数等の推移は以下のとおりである。特記すべき事項は発見されなかった。

	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
英検 Jr.	受験者数 (人)	3,975	3,797	3,628	3,758
	平均正答率 (%)	61.6	62.0	63.2	63.0

	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
英検 IBA	受験者数 (人)	3,764	3,709	3,581	3,586
	平均得点 (点)	779.6	786.7	787.5	789.3

④小学 6 年生及び中学 3 年生を対象に、英語学習意識調査アンケートが実施されている。小学 6 年生については「英語の授業が楽しい」、「英語の授業がわかる」、「アルファベットの大文字が書ける」など合計 21 問、中学 3 年生については「英語の授業が楽しい」、「英語資格に挑戦して英語力を確かめたい」、「金沢の紹介ができる」など合計 17 問のアンケートが実施され、回答が集計されている。

小学 6 年生対象のアンケートにつき、平成 16 年度から平成 30 年度の集計結果を閲覧したところ、「教科書の文 (又は副読本) を見て書き写すことができる」の項目に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答率が若干低下しているなどの点もみられるが、学習意識 (「英語の勉強は大切だ」) や会話 (「自分の好きなものや好きなことなど、英語で簡単に紹介できる」) など全体的には概ね向上が見られ、全体的に英語学習に対する意識向上や英語学習の効果が現れていることがうかがわれる。中学 3 年生対象のアンケートにつき、平成 17 年度から平成 30 年度の集計結果を閲覧したところ、全項目について向上が見られ、学習意識も学習効果も上昇していることがうかがわれる。特記すべき事項は発見されなかった。

⑤学級担任 (小学校教師) の英語指導能力の向上が見られ、授業でも主導的役割を担うようになってきた点などが積極的に評価されているものの、授業の手法に関する課題の指摘もなされている。上記の児童対象のアンケート結果に照らしても金沢市の英語教育の効果はあがっていると考えられることから、今後もアドバイザーの助言も参照しつつ、さらなる向上が期待される。特記すべき事項は発見されなかった。

⑥支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

## 1-4 いじめを許さない学校づくり推進費

### (1) 概要

#### ①目的

金沢市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための施策を総合的かつ効率的に実施することにより、いじめを許さない学校づくりへの取組みを強化する。

#### ②事業概要

ア いじめの防止等のための組織

「金沢市いじめ防止等対策委員会」

「金沢市いじめ問題対策連絡協議会」

イ ネットいじめ防止講演会の実施

ウ 児童生徒対象のアンケートの実施

i 「携帯電話・インターネット」について

対 象：小学4年生～中学3年生、高校1年生～3年生

実施時期：6月

ii 「いじめ」について

対 象：小学1年生～中学3年生、高校1年生～3年生

実施時期：10月

エ 危機管理アドバイザーの設置

オ hyper-QU アンケートの実施

対象：小学4年生、中学1年生

頻度：年2回

#### ③ 事業対象及び選定条件

ア 各種アンケート印刷費

イ hyper-QU アンケートの実施委託（委託事業）

ウ ネットいじめ防止講演会講師謝礼

#### ④ 過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	1,100	-	759
平成27年度	560	-	414
平成28年度	560	-	437
平成29年度	7,460	-	7,037
平成30年度	7,350	-	6,956

※平成29年度から予算・決算ともに大幅に増額しているのは、平成29年度より hyper-QU アンケートを実施しているためである。

平成 30 年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。

単位：千円

項目	予算	決算
金沢市いじめ防止等対策委員会	60	65
金沢市いじめ問題対策連絡協議会	40	41
ネットいじめ防止講演会	260	88
児童生徒対象のアンケート	200	198
hyper-QU アンケート	6,790	6,564
合計	7,350	6,956

※危機管理アドバイザーの person 費は学校指導課職員費として支出されている。

## (2) 監査手続

- ①「金沢市いじめ問題対策連絡協議会」・「金沢市いじめ防止等対策委員会」の設置目的や構成員等について担当者に質問を行った。
- ②金沢市におけるいじめの状況を確認するため、いじめの認知件数等の推移について担当者に質問を行った。
- ③「金沢市いじめ防止等対策委員会」・「金沢市いじめ問題対策連絡協議会」の活動内容を確認するため、担当者への質問及び議事録の閲覧を実施した。
- ④ネットいじめ防止講演会の内容等を確認するため、開始時期等を担当者に質問するとともに、報告書を閲覧した。
- ⑤児童生徒を対象として実施されているアンケート内容を担当者に質問するとともに、アンケート内容を閲覧し、アンケートの集計結果に関する報告書を閲覧した。
- ⑥危機管理アドバイザーの設置に関し、危機管理アドバイザーの設置人数、経歴、活動内容、配置基準、報酬基準に関し、担当者に質問を行った。
- ⑦hyper-QU アンケートの目的や概要について担当者に質問を行い、また、同アンケートの結果をまとめた報告書を閲覧した。
- ⑧hyper-QU アンケートの活用状況・有効性を確認するため、実施報告書を閲覧した。
- ⑨支出手続が適正に行われているかを確認するため、見積書、支出負担行為伺書等を閲覧した。

閲覧資料：ネットいじめ防止講演会実施計画・報告書、金沢市いじめアンケート、金沢市「携帯電話・インターネット」アンケート、hyper-QU アンケートのパンフレット、同アンケート用紙、各アンケート調査結果、「金沢市 hyper-QU アンケート」実施報告まとめ、見積書、hyper-QU アンケート実施業務請負契約書、支出負担行為伺書 等

## (3) 監査結果

「金沢市いじめ問題対策連絡協議会」・「金沢市いじめ防止等対策委員会」の設置目的や異同は以下のとおりである。

名称	金沢市いじめ問題対策連絡協議会	金沢市いじめ防止等対策委員会
根拠法令	いじめ防止対策推進法 14 条 1 項、 金沢市いじめ問題対策連絡協議会 条例	いじめ防止対策推進法 14 条 3 項及び同 28 条 1 項、金沢市いじめ防止等対策委員 会条例
設置目的	いじめの未然防止・早期発見・早期 対応に係る行政機関及び団体の 連携を図る	①金沢市立学校におけるいじめ防止等 の対策を実効的に行うための調査審 議を行う。 ②重大事態発生時の事実関係の調査を 行う。
設置時期	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
開催頻度	年 1 回	年 1 回＋重大事態発生時
構成員	金沢市立学校 石川県警察本部 金沢地方法務局 金沢市 P T A 協議会 金沢市こども政策推進課 金沢市児童相談所 金沢市教育委員会など	委員（5 人以内）を教育委員会が委嘱す る。以下の委員に委嘱している。 ・弁護士 1 名 ・精神科医 1 名 ・学識経験者 2 名 ・臨床心理士 1 名

#### ア 認知件数の推移

平成 26 年度から平成 29 年度におけるいじめの認知件数の推移は以下のとおりである。

なお、金沢市において公開している認知件数は、国・県への報告・公開時期に合わせていることから、現時点で公開できる認知件数は平成 29 年度までのものとなっている。

##### 【認知件数の推移】

年度	小学校	中学校
平成 26 年度	39	43
平成 27 年度	67	50
平成 28 年度	113	91
平成 29 年度	113	107

#### イ いじめの定義について

上記のとおりいじめ認知件数は近年大幅に増加しているが、以下のとおり、いじめの定義が変化していることから、単純にいじめが増加しているとはいえない。

##### i a 昭和 61 年度からの定義

①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

##### b 平成 6 年度からの定義

①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、い

じめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

※「学校としてその事実を確認している」が削除された。

※「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う」が追加された。

c 平成 18 年度からの定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」といった文言が削除された

※「いじめられた児童生徒の立場に立って」、「一定の人間関係のある者」、「攻撃」等について注釈が追加された。

d 平成 25 年度からの定義

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、以下のとおり定義づけられている。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

ii 平成 28 年 3 月 18 日 文部科学省により「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」が出された。

これはいじめ認知件数の差が都道府県間で 30 倍を超えるなど、実態を反映したものと  
は考え難い状況であったため、いじめを正確に、漏れなく認知するために、文部科学省が、  
各都道府県の教育委員会などに対し、いじめの定義等を通知したものである。

iii 平成 29 年 3 月 14 日、文部科学省における「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定がなされ、また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められた。

a 「いじめ防止等のための基本的な方針」は平成 25 年 10 月 11 日に定められたものであるが、平成 29 年 3 月 14 日に改定されており、いじめの定義に関しては以下のとおり改正されている。

(旧)「けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。」

(新)「けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」

b 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、いじめ防止対策推進法 28 条 1 項において定められている「いじめの重大事態」に係る調査が適正に行われるよう定められたものである。「重大事態」とは、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（生命心身財産重大事態）と児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（不登校重大事態）を指す（いじめ防止対策推進法 28 条 1 項第 1 号）。

iv 上記改定を受けて、金沢市いじめ防止基本方針も平成 29 年 12 月 20 日に改定され、「け

んかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることがあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされている。

①金沢市いじめ問題対策連絡協議会の平成 26 年度から平成 30 年度の議事録を閲覧した。

学校や警察、PTA など参加者がそれぞれの立場で取り組んでいる対策の現状や課題などを紹介したり、意見交換を行っている。特段の問題は発見されなかった。

金沢市いじめ防止等対策委員会については、年 1 回開催されているが、平成 30 年度開催分について、会議内容の要点筆記はあるものの、議事録は作成されていない。なお、金沢市いじめ防止等対策委員会は「重大事態」の発生時も開催されることとなっているが、現在まで「重大事態」は発生していない。

議事録が作成されていない理由は、金沢市からの現況報告が中心のためという理由であるが、金沢市担当者からの現況報告が中心であるとしても、その報告内容に対して専門家からの意見等が出る場合もあると思われるし、また、どのような報告をどの程度したのかを明らかにするという観点からも議事録は作成すべきであると考ええる。

#### 【意見】

金沢市いじめ防止等対策委員会の議事録を作成する必要がある。

②ネットいじめ防止講演会は、平成 26 年度に開始され、全ての小中学校において年 1 回開催されている。警察官や大学教授、通信会社の担当者などを講師として招聘し、講演会を行っている。参加者は児童生徒のみを対象としているものと、保護者も対象としているものがあった。内容は、ネットいじめの現状やネットの危険性、マナー等を教えるものとなっている。特段の問題は発見されなかった。

③アンケートは、市立小学校 1 年生～高等学校 3 年生を対象としており、「携帯電話・インターネット」に関するアンケートと、「いじめ」に関するアンケートがある。前者は小学 4 年生から中学 3 年生までを対象としており、全学年共通の質問内容である。後者は小学 1 年生から中学 3 年生までを対象としており、小学 3 年生以下と、小学 4 年生以上で質問内容が異なる。いずれも匿名で回答する形式となっている。

ア 「携帯電話・インターネット」のアンケートの調査結果について

携帯電話・スマートフォンの所持の有無、1 日あたりの使用時間、インターネット上での悪口を書いたり書かれたりした経験の有無を尋ねるものである。携帯電話・スマートフォンの所持率や使用時間は全体的に増加傾向にあるが、インターネットによる被害（悪口を書かれた等）を受けた割合については全体的に減少傾向にあると考えられる。

イ 「いじめ」のアンケートの調査結果について

小学 3 年生以下対象のアンケートと小学 4 年生以上対象のアンケートでは若干質問内容が異なるが、いじめられた経験の有無、いじめを見た経験の有無やどのような場合にいじめとなると思うかなど基本的な質問内容は共通している。

集計結果を見ると、小中高のいずれにおいても「いじめられたことがある」との回答が

減少傾向にあり、いじめについて「いじめは絶対いけないことだと思う」との回答が増加傾向にあるなど、全体的に改善傾向にあり、いじめ問題対策が効果を上げていることがうかがわれる。ただし、いじめられたときに、「相談できず、何もしない」等の回答も少なからず見受けられ（3分の1～4分の1）、誰かに相談した場合でも「前と変わらなかった」との回答も小・中学生で約3分の1、高校生で約7分の1あり、今後も対策を強化する必要がある。

ウ アンケート内容及び集計アンケート結果の分析について、特段の問題は発見されなかった。

④危機管理アドバイザーは警察官OBが1名採用されている。訴訟のおそれがある案件や、犯罪につながる暴力事案への対応について指導助言し、学校が迅速かつ的確に対応することで、早期解決できるように支援する活動を行っている。学校からの要請に応じて各学校への訪問、巡回等を行っている。

平成30年度においては小学校7校、中学校7校（合計14校。うち4校は平成30年度において新規追加）を対象に、概ね隔週で派遣されている。平成30年度における訪問回数は小学校158回、中学校113回である。業務内容としては、不当要求に対する対応やいじめ問題に関する対応、児童相談所や警察との連絡調整を行っている。活動時間は週35時間である。特段の問題は発見されなかった。

⑤ ア hyper-QUアンケートとは、不登校になる可能性の高い生徒の早期発見やいじめの発生・深刻化の予防やいじめ被害にあっている生徒の発見等に活用することを目的とするアンケートであり、早稲田大学の河村茂雄教授（教育・総合科学学術院教授）が作成したものである。

小学4年生と中学1年生を対象に5月・9月に実施されている。「QU」は、「Questionnaire-Utilities」の略で、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」と題されている。全国約370の自治体で採用されているアンケートである。

イ hyper-QUアンケートは、3つのアンケートから構成されており、

- i 学校生活意欲尺度として「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」、
- ii 学級満足度尺度として「いごちのよいクラスにするためのアンケート」、
- iii ソーシャルスキル尺度として「日常の行動をふり返るアンケート」（小学生は「ふだんの行動をふり返るアンケート」という名称）がある。

これらのアンケートを通じて、生徒の学校生活における満足感や意欲、対人関係を営むスキルの習得度合い等を考察する情報を得る。

- ・「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」では、「クラスの人とは声をかけたり親切にしたりしてくれる」・「学校内には気軽に話せる友人がいる」・「なりたい職業や興味を持っている職業がある」などの質問、
- ・「いごちのよいクラスにするためのアンケート」では、「勉強や運動、特技やひょうきんさ（おもしろさ）などで友人から認められていると思う。」・「学校内に自分の本音や悩みを話せる友人がいる」・「学校に行きたくないときがある」などの質問、
- ・「日常の行動をふり返るアンケート」（「ふだんの行動をふり返るアンケート」）では「友



達の気持ちを考えながら話をしていますか」・「友人が話しているときは、その話を最後まで聞いていますか」・「ほかの人に左右されないで、自分の考えで行動していますか」などの質問がそれぞれ用意されている。

- ウ アンケート結果は、生徒の全体的な傾向の分析、生徒ごとの個別の分析がなされている。全体的な分析として、以下の4つに分類されている。

学級生活満足群	学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒
学級生活不満足群	耐えられないいじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い児童・生徒
侵害行為認知群	いじめや悪ふざけを受けているか、他の児童・生徒とトラブルがある可能性が高い児童・生徒
非承認群	いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内で認められることが少ない児童・生徒

- エ 金沢市は、小・中学校とも学級生活満足群に属する児童・生徒が全国平均よりも多く、小学校について非承認群がわずかに全国平均を上回っている他は、学級生活不満足群・侵害行為認知群・非承認群に属する児童・生徒は全国平均以下となっている。

- オ アンケート内容や集計状況に特記すべき事項は発見されなかった。

⑥hyper-QU アンケートの集計結果は、組織的な情報共有やいじめの未然防止、児童生徒の理解、学級の雰囲気づくり等のために活用されており、中学校では、個人面談や保護者懇談においても活用されている。

有用性に関する各学校の意見としては、小中学校のうち、約95%が「有効に活用できた」・「概ね活用できた」と回答し、効果の有無についても「よい変容が見られた」との回答が5割を超えている。活用の具体例として、集団の満足度が低い児童に対して友達と関わる機会を意図的に増やしたり、侵害行為認知群の児童に対して見守りを増やすなどの対応をしているなどの例がみられる。hyper-QU アンケートは現場の学校でも有効に活用されていると考えられる。よって、特記すべき事項は発見されなかった。

- ⑦支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

## 1-5 特色ある学校づくり推進費 スクールサポーター活用推進費

### (1) 概要

#### ①目的

広く多様な人材（地域の人材、大学生）を授業に活用し、子どもたちが興味、関心を持てる授業を展開するために設けられた制度である。

#### ②事業概要

平成13年度より事業を開始し、平成14年1月に制定された金沢子ども条例の具体化施策の一つに位置づけられ、児童生徒の興味・理解度を深めるために、その分野に詳しい地域人材をゲストティーチャー、大学生をユースサポーターとして授業補助を依頼していた。

現制度は両者をスクールサポーターと総称し、各学校の自主性に基づき、計画的に地域人材・大学生等の外部人材を招聘し、教員とのチームティーチングにより授業を実施する。伝統文化や

地域環境などの学習活動において、地域人材の専門的な知識や児童生徒に近い年齢層の大学生を活用することで、児童生徒の関心を引き、理解を深めることができる。

③事業対象及び選定条件

金沢市の小中学校全 81 校に対し、この制度の利用を行うか、行う場合は誰に何時間利用するか、要望を計画書の形で提出させる。予算上の制限があるため、学校の規模を加味した上限時間を考慮し、各学校に配当時間を通知する。各学校は配当時間の枠内で当年度の実施授業を計画・実施することになる。

なお、各講師への謝礼は、時間当たり 1,000 円としている。公的機関等からの講師派遣や地域の方のご厚意により、無償で実施される場合もある。

④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決 算		
	金額 (千円)	申請校数 (校)	累積人数 (人)	金額 (千円)
平成 26 年度	6,450	74	1,273	6,201
平成 27 年度	6,450	72	1,264	6,137
平成 28 年度	5,430	72	959	4,841
平成 29 年度	5,430	70	877	4,274
平成 30 年度	5,430	72	809	3,946

※平成 28 年度より、金沢ふるさと学習を推進するため、当該事業費のうち、金沢ふるさと学習に係る経費については、「金沢ふるさと学習推進費」を設定し、別予算として区分している。

(2) 監査手続

①平成 30 年度事業の申請実績 (小学校 53 件、中学校 19 件) のうち、任意抽出した 15 校 (小学校 11 件、中学校 4 件) について、以下の関連資料の閲覧により事務が適切に遂行されているか検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、活用時間配当検討資料、各学校からの活用計画書、活用実績報告、配当時間と実績時間の比較資料、支出負担行為何書

(3) 監査結果

①事務手続について、平成 30 年度発生 の 15 校の取り組みを検証したところ、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、各学校は、紙芝居体験、野鳥観察指導、栽培指導 (米・野菜作り体験)、スポーツ指導 (スキー、水泳、ソフトテニス等) 音楽指導 (琴等和楽器、リコーダー、合唱等)、美術指導 (デッサン、木彫工芸等) など、創意工夫により様々な取り組みを行っている。専門的知識を有する地域人材や大学生を講師として招聘、教諭と共同して授業等を実施し、普段はふれることのない分野を児童生徒に体験してもらうことができ、生徒の興味を引き理解度が深まるものとする。

過去 3 年のスクールサポーター活用推進事業・金沢ふるさと学習推進事業の執行状況 (全小・中学校集計値) は以下のとおりである。

担当課の提出資料より（単位：時間）

	a) 申請時間	b) 配当時間	c) 実績時間	d) 差引 (b-c)	e) 不要割合 (d/b)
平成 28 年度	6,753	6,281	6,084	197	3.1%
平成 29 年度	7,230	6,046	5,691	355	5.9%
平成 30 年度	6,986	6,289	5,491	798	12.7%

この制度を利用していない学校もあるが、平成 30 年度においては、雪不足によるスキー遠足の中止等が主な原因ではあるものの、配当時間を使用しなかった割合が大きく増加している。教育委員会は、年度当初の校長会議において、当該事業の効果的かつ積極的な活用につき説明することで前向きな実施を促すことにしている。

## 1-6 特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費

### (1) 概要

#### ①目的

学びのステップを大切にした新たな3学期制実践のもとで、各家庭や地域と連携し、各学校で特色ある教育活動を行うために必要な経費を負担する。

#### ②事業概要

金沢市では、平成 26 年度より従来の2学期制から新たな3学期制を実施している。教師が1学期を「基礎」、2学期を「向上」、3学期を「充実」と位置づけ、学びの3ステップとして各々の学期で意識して指導することを目的としたものである。各々の学期を長期休暇で区切り、長期休暇期間も補充学習やサマースクール等を実施し、前学期の振り返りと次学期への予習のための時間を確保することができる。また学校の取り組みを保護者や地域住民に周知させるべく、学校だよりの発行、学校単位のスクールフォーラムの開催など取り組みの支援のために必要な費用を予算化するものである。

- ア 夏季休業期間に各学校が企画するサマースクール（学習教室・体験活動）を支援する。
- イ 各学校が開催するスクールフォーラムを支援する。
- ウ 各学校が開催する学校公開週間を支援する。
- エ 校外での児童生徒の状況を把握するためスクールモニターとして協力員を委嘱する。

#### ③事業対象及び選定条件

ア サマースクール開催経費として、平成 30 年度は各学校の規模（実学級数）に応じて以下の金額を支給した。なお、この金額は、予算額や学級数によって各年度で変動する可能性がある。

21 学級以上	19 校	@50,000 円
4 学級～20 学級	57 校	@40,000 円
3 学級以下	3 校	@30,000 円
芳齋分校と小将町特学分校		@20,000 円

スクールフォーラム・スクールモニター・学校公開のための経費として全小中学校（小学校 56 校、中学校 25 校）に原則として一律 30,000 円を支給する。ただし、芳齋分校及び小将町特学分校は 20,000 円とし、小中学校併設校（芝原中、内川中、医王山中）は合わせて 30,000 円を中学校に支給する。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	校数	金額 (千円)
平成 26 年度	5,730	83	5,730
平成 27 年度	5,680	82	5,680
平成 28 年度	5,680	81	5,680
平成 29 年度	5,680	81	5,680
平成 30 年度	5,680	81	5,680

(2) 監査手続

①当該事業について、担当者への質問を行うとともに、平成30年度事業の支出実績（小学校56件、中学校25件）のうち、任意抽出した20件（小学校13件、中学校7件）について、関連資料の閲覧により事務が適切に遂行されているか検証した。

閲覧資料：決裁伺書、支出負担行為伺書、委託料積算資料、委託事業結果報告書、各学校から徴求している事業収支精算書、各学校の支出の根拠資料として領収書、各学校作成のサマースクール実施報告書及び担当課において取りまとめられたサマースクール成果と今後の改善策のまとめ、全市一斉学校公開週間に関する成果と今後の改善策のまとめ

(3) 監査結果

①各学校に学校長を代表とする〇〇小学校教育研究会という任意団体を組成し、各研究会に新3学期制実践促進事業費として規模に応じた委託料を支給している。教育委員会が統一的に事業を行うのではなく、各研究会へ委託することにより学校・地域の実状に応じ弾力的な運用を図るものである。

スクールフォーラムや学校公開週間、サマースクールについて、全研究会より実施計画と実施報告書を徴求し、担当課において成果と今後の改善策を取りまとめている。

支出に関しては、各研究会より委託事業結果報告、収支精算書、現金出納帳（資金使途も具体的に記載）、支出に関する領収書等が提出されており、担当課も内容を精査している。資金の使途は各研究会に委ねられているが、主にスクールフォーラムや学校公開週間に対応するための消耗品費とサマースクールのための外部講師招聘のための謝礼が支出内容となっている。

委託料支出手続きについては次の2つの事項を除き概ね適正に行われている。

ある研究会で平成31年1月24日に図書カード2枚（計10,000円）を購入、報償費として処理し、収支精算書では「水泳指導図書券 2名」として記載されていた。支出時期がイレギュラーな点、支出先が不明瞭となっていた点より追加質問したところ、サマースクールの水泳指導に対して一人当たり1.5時間/日×2日間＝3時間の報奨として5,000円を渡した旨の回答があった。謝礼金として現金支給を行う場合は、支出先より領収書を入手し摘要欄に何のための支出か明記されるが、図書券等の金券に関しては贈呈先より領収書を入手しないため、精算書等で支出先、何のための支出か等を明記すべきと考える。

**【意見】**

用務先に対する謝礼は現金支給し領収書入手することが望ましいが、謝礼として図書券等の金券を贈呈する場合、精算書等で支出先、何のための支出か等を明記する必要がある。

ある研究会から、サマースクール講師謝礼として謝礼金を支出しているが、支出先より法人であると申告されたため、所得税の源泉徴収を行わず支給した。ただし法人口座ではなく、先方の指定した代表者の個人口座への振り込みを行った。支出先が法人であると主張されている場合、支払先は個人口座ではなく法人口座へ振り込まないと税務上の問題が生じる可能性がある。なお、支出先が法人であると主張される場合、法人番号は一般に公表され検索可能であることから、法人番号を徴求し検索して法人であるかどうかの確認を行うことも、所得税の源泉徴収要否の判断に資すると考える。

**【意見】**

税務上の問題が生じる可能性があることから、謝礼の支出先が法人の場合、支出は個人口座ではなく法人口座へ行う必要がある。

なお、当該事業費の内容を確認したところ、スクールフォーラム、スクールモニター、学校公開週間などに対応するために、各々の学校において、紙、インク、トナーなどの消耗品を購入しており、集計すると事業費全体(5,680千円)に占める消耗品費支出(4,500千円程度)の割合が8割程度を占めていた。共同購入する価格メリット、各学校に現金を管理させるリスク・工数の低減、収支精算書作成等の工数通減等を鑑みて業務を担当課に集約することも考えられる。しかし当該行事に対応するための必要な消耗品は、型番号・色・大きさ等学校により異なり、担当課がまとめて購入することは事務の煩雑化から現実的ではない点、各学校が窓口になることで納入日数、配達先など柔軟に対応可能となり都合が良い点があげられ、数量をまとめることによる価格メリット、事務工数を考えても、各学校が消耗品を購入し配するほうが効果的かつ効率的と認識されている。各研究会に拠出する現金も最大で8万円と重要な事故につながるリスクもないと考えられ、現状の運用で特段の問題とはしない。

## 1-7 特色ある学校づくり推進費 学校図書館管理システム運営費

### (1) 概要

#### ①目的

学校図書館システムを利用し、窓口業務や図書館登録業務の負担を軽減し、データ活用により学校図書館のより効果的な利用促進を図る。

#### ②事業概要

金沢市立の全小・中学校の図書館（小学校52校1分校、中学校24校（小・中併設校3校を含む）、教育委員会学校指導課、玉川こども図書館（平成31年度からは泉野図書館）、教育プラザ富樫）の蔵書管理及び貸出・返却・検索等を一元管理し、ネットワークで各学校図書館の端末と接続するシステムを整備してきたが、それを維持するための事業費である。

図書館システムとしては、平成 13 年度から順次導入し、再契約を経て平成 24 年 1 月に新システムに更新した。平成 24 年 1 月から平成 28 年 12 月の 5 年リースの後、平成 29 年 1 月から 12 月の 1 年間は再リース契約を行っている。平成 30 年 1 月からはサーバ機器類の更新に伴い、外部のデータセンター内にサーバを構築し、システム全体の保守・運用支援を含めたクラウドサービスを導入するとともに、情報セキュリティの強化を図る契約内容とし、平成 30 年 1 月から令和 5 年 12 月の長期契約（6 年）を締結した。

### ③事業対象及び選定条件

平成 29 年 6 月に制約付き一般競争入札を行い、業務仕様書の業務を遂行できる業者が落札し、長期契約を締結した。平成 30 年度以降は、当初契約に従い予算執行している。

### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	学校等数	金額（千円）
平成 26 年度	28,298	82	28,296
平成 27 年度	28,298	81	28,296
平成 28 年度	26,358	80	26,554
平成 29 年度	28,297	80	28,014
平成 30 年度	26,758	80	26,757

## (2) 監査手続

当該事業について、担当者への質問、関連資料の閲覧を行うことにより、事業の目的、事業遂行状況の確認及び委託料支出手続の妥当性を検証した。

閲覧資料：歳出予算個別要求書、平成 29 年度における「金沢市学校図書システムクラウドサービス提供業務仕様書」、「情報システム評価結果について」、同事業における制約付き一般競争入札の一連の関連資料、契約締結にかかる決裁文書、同業務委託契約書、平成 30 年度執行にかかる支出負担行為伺書、毎月の委託業務結果報告書及び付随資料

## (3) 監査結果

①当該事業は、金沢市内の全小・中学校の図書館管理システムを一元管理する大規模なシステム投資であり、またデータ管理を自前のサーバをもってするのではなく、システム会社に委託するクラウドサービスを利用し、ウィルス対策サーバ機能等も併せて契約する内容の長期契約である。前回の更新投資時期は平成 24 年 1 月であり、5 年契約を満了し、1 年の再リースを経て、平成 30 年 1 月に期間 6 年の長期継続契約を締結した。この長期契約は「金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年 3 月 25 日）」の第 2 条第 1 号「事務機器、車両等に関する賃貸借契約」に該当し問題は無い。また契約期間に関しても「金沢市契約規則」第 25 条の 3 第 1 号に照らし問題は無い。また業者選定についても、制約付き一般競争入札の形態をとり、要件の充足を確認、予定価格との比較でも問題なく、適正に業者が選定されていた。

平成 30 年度は上記長期契約の 2 年目に該当し、支出負担行為伺により総務局長決裁を得て事業執行している。選定業者は、毎月、システムサーバ機器運用委託作業報告書、小中学校カード再発行記録、学校別貸出冊数統計、不具合に関する対応記録簿（実績報告書）を「委託業務結

果報告書」として提出しており、事業実施に関しての実績確認が行われている。

以上より、当該事業に関する事業目的、事業遂行状況の確認及び委託料支出手続については適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 1-8 教育総合推進費 心の教育推進費

### (1) 概要

#### ①目的

学校に専門家を派遣することにより、児童生徒のいじめ、不登校などの問題行動を解消する。

#### ②事業概要

学校・教育委員会の要請に応じて、「心の絆サポーター」（スクールソーシャルワーカー）及び「スクールカウンセラー」を派遣する。

心の絆サポーターは、学校・教育委員会の要請に応じて広域的に対応（家庭訪問など）するとともに、必要に応じて児童相談所・警察・家庭裁判所等との連携役を果たす。スクールカウンセラーは、児童生徒へのカウンセリングを行う（心の絆サポーターは児童生徒へのカウンセリングを目的とするものではない点でスクールカウンセラーと異なる）。

スクールカウンセラーは、県による配置がない学校に対して補完する形で金沢市が派遣しており、平成30年度において市・県あわせて全校配置となったが、令和元年度より県予算で全校配置されることとなり、市予算での配置はなくなった。

#### ③事業対象及び選定条件

##### ア 心の絆サポーター

派遣時間：1人当たり年間960時間（教育プラザ富樫にサポーター3名を配置）

##### イ スクールカウンセラー

各校に週に1回程度派遣。1日の活動時間は3時間程度。

##### ウ 下記決算額のうち、3分の1相当額が国庫補助金として国より支給される。

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	5,636	-	4,978
平成27年度	7,640	-	6,944
平成28年度	7,632	-	7,697
平成29年度	7,632	-	7,697
平成30年度	7,632	-	7,494

※平成26年度から平成27年度にかけて予算・決算ともに約1.5倍となっているが、これは平成27年度から心の絆サポーターを1名増員したことによる。

平成 30 年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目		予算	決算
心の絆サポーター	人件費	6,000	5,818
	消耗品費	-	1
	傷害保険料	10	13
スクールカウンセラー	人件費	1,580	1,614
	消耗品費	22	26
	傷害保険料	20	22
合計		7,632	7,494

## (2) 監査手続

- ①スクールカウンセラーの活動状況を確認するため、活動実績報告書を閲覧した。
- ②心の絆サポーター（スクールソーシャルワーカー）の活動状況を確認するため、「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動報告書を閲覧した。
- ③支出手続が適正に行われているかを確認するため、見積書、支出負担行為何書等を閲覧した。

閲覧資料：スクールカウンセラー活動実績報告書、「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動報告、支出負担行為何書 等

## (3) 監査結果

- ①平成 30 年度においては 2 名のスクールカウンセラーが活動し、5 つの小学校に派遣されている。活動時間は若干の変動はあるが、概ね週に 1 回程度各校を訪問し、1 回 3 時間程度の活動を行っている。時給制で報酬が支払われている。平成 30 年度の総活動時間は 2 名で合計 538 時間である。活動内容については、児童や児童の家族、校長、担任等の面談やプレイセラピー等が実施されている。特段の問題は発見されなかった。
- ②平成 30 年度における心の絆サポーターの活動人数は 3 人で、いずれも教員資格を有している。1 日あたりの平均活動時間は 4.6 時間、総勤務時間は 3 名合計で 2661 時間である。時給制で報酬が支払われている。小中学校あわせて 25 校、合計 43 名の児童生徒を対象に活動している。継続的に支援を行っている対象児童生徒の抱える課題は、不登校と家庭環境の問題が多い。特段の問題は発見されなかった。
- ③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

## 1-9 教育総合推進費 心と学びの支援員派遣費

### (1) 概要

#### ①目的

別室登校児童生徒への学習や教室復帰を支援するとともに相談相手となる。

#### ②事業概要

増加するいじめ・不登校への対策として、「心と学びの支援員」を配置し、別室登校児童生徒への学習支援を行い、教室復帰を支援する。スクールカウンセラーは、児童生徒（不登校・別室登



校児童生徒に限らず) の臨床心理に関してカウンセリングをしたり、教職員・保護者への助言援助を行うのに対し、心の学びの支援員は、別室登校児童生徒の支援に特化した役割を担っている点で役割が異なる。

### ③事業対象及び選定条件

別室登校児童生徒の状況に応じて配置校を決定(教育委員会で必要と判断されれば原則として配置される)

配置校：小学校 15 校、中学校 20 校

配置時間：1 校当たり週 4 時間×週 3～5 日×40 週(夏休み等児童生徒の休暇期間中は活動なし)

### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額(千円)	従事時間(時間)	金額(千円)
平成 26 年度	21,420	19,894	20,858
平成 27 年度	21,550	20,126	21,142
平成 28 年度	21,560	20,108	21,175
平成 29 年度	22,530	21,091	22,264
平成 30 年度	22,145	20,843	21,953

※上記はいずれも人件費である。

## (2) 監査手続

①事業の必要性や内容を確認するため、別室登校児童生徒数の推移等に関して担当者に質問を行った。

②心と学びの支援員の活動状況を確認するため、心の学びの支援員活動記録カードを閲覧した。

③支出手続が適正に行われているかを確認するため、見積書、支出負担行為伺書等を閲覧した。

閲覧資料：心の学びの支援員活動記録カード、支出負担行為伺書 等

## (3) 監査結果

①平成 26 年度から平成 29 年度の不登校児童生徒(年間 30 日以上欠席者数)は、小学校においては増減があるが、平成 29 年度が最も多い。中学校においては増加傾向にあり、平成 29 年度の人数が最も多い(なお、不登校児童生徒に関しては学年別の集計は無い)。

少子化により金沢市内の児童生徒数は減少傾向にある中、不登校・別室登校児童生徒が増加傾向にあることは憂慮すべき問題であり、対策の必要性が認められる。別室登校児童生徒は、教室に行けなくても登校はできていることから、適切な対応をすれば早期の問題解決が期待できると考えられる。

事業の内容や必要性に関し、特段の問題は発見されなかった。

②学習支援活動や行事等に参加している。特段の問題は発見されなかった。

③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

## 1-10 特別支援教育推進費 小中学校医療的ケア推進費

### (1) 概要

#### ①目的

金沢市立学校において、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の個々の医療的ニーズに柔軟に対応して適切な支援を行い、安全にかつ安心して学校生活を送れるようにすることで教育環境の一層の充実を図る。

#### ②事業概要

ア 医療的ケアを必要とする児童生徒に、医療的ケアを実施するための「学校看護師」を配置する。

イ 医療的ケアの実施や安全な方法等を「金沢市医療的ケア実施検討委員会」で検討する。

#### ③事業対象及び選定条件

ア 導尿や人工呼吸器の管理など、日常的に医療的なケアを必要とする児童生徒に対し、学校看護師の派遣の是非を「金沢市医療的ケア実施検討委員会」で決定する。

イ 学校看護師は非常勤職員として採用し、所定の報酬を支払う。

ウ 学校看護師への報酬の3分の1につき、国庫補助金（教育支援体制整備事業費補助金）が支給される。

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	対象児童生徒 （名）	金額（千円）
平成29年度	9,140	4	7,055
平成30年度	10,197	4	6,977

平成30年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目		予算	決算
学校看護師	人件費	10,067	6,925
金沢市医療的ケア実施 委員会	謝礼金	130	52
合計		10,197	6,977

※上記人件費は社会保険料を含む金額である。

### (2) 監査手続

①事業の実施目的や効果を確認するため、担当者に質問を行った。

②金沢市医療的ケア実施検討委員会の活動状況を確認するため、担当者に質問を行った。

③学校看護師の勤務条件、活動状況を確認するため、勤務条件通知書等を閲覧した。

④補助金の交付申請状況を確認するため、補助金申請関係書類を閲覧した。

閲覧資料：任用通知書、非常勤パート職員勤務条件通知書、服務報告書、実績報告書、請求書、確定通知書 等

### (3) 監査結果

①医療的ケアを実施すれば他の児童生徒と同様の学校生活を送ることができる児童生徒に対し、学校生活を補助するための学校看護師を配置する事業である。医療的ケアの実施や安全な方法等を「金沢市医療的ケア実施検討委員会」で検討し、学校看護師は同委員会において決定した支援方針や医師の指示書に基づいて医療的ケアを実施する。

平成 29 年度から開始された事業であるが、平成 28 年度以前は、対象児童生徒に保護者が付き添う（学校内で待機する）必要があり、保護者が付き添えない日は登校できない状態であった。本事業実施により、対象児童生徒は登校機会が増え、他の児童生徒と同様の学校生活を送ることができるようになった。また、親の負担も軽減され、看護師の連携によって医療事故防止体制の強化も図られている。

本事業の実施目的等につき、特段の問題は発見されなかった。

②金沢市医療的ケア実施検討委員会は年 1 回（毎年 2 月頃）開催されており、必要に応じて随時開催されている。構成員は、医師 3 名、弁護士 1 名、看護師 1 名、ソーシャルワーカー 1 名の合計 6 名であり、対象児童生徒が在籍する学校の校長も現状説明のために出席している。議事録には、対象児童生徒のセンシティブ情報が多く含まれていることから閲覧できなかったため、市担当者に質問する方法によって同委員会の活動内容を確認した。

同委員会における審議状況は概要以下のとおりである。

#### ア 新規案件に関して

主治医等からの情報に基づき、児童生徒の状況を勘案した上で学校看護師の派遣の必要性・妥当性、派遣方法が検討されており、また、学校が学校看護師を受け入れるにあたっての要件等（学校設備面、衛生面、医療機器管理面、保護者の協力体制、緊急時対応方法等）が協議されている。

#### イ 継続案件に関して

対象児童生徒の状況（病状の変化）、日頃の様子をもとに、次年度の派遣継続の可否が判定されている。

#### ウ その他

ケア方法の確認、懸案事項の報告、ヒヤリハットの共有を踏まえた校内の支援、連携体制への提言等がなされている。

#### エ まとめ

同委員会の活動状況につき、特記すべき事項は発見されなかった。

③学校看護師は金沢市の非常勤パート職員として採用されている。

任用期間は 1 年（更新される場合でも 10 年が限度）、報酬は時給制で定められている。

勤務条件通知書及び服務報告書を閲覧したところ、平日ほぼ毎日勤務している看護師と週 1～3 日勤務している看護師がいる。活動中の学校看護師の人数と勤務時間数の合計の推移は以下のとおりである。

平成 29 年度												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	-	-	5	5	-	7	7	7	7	7	7	7
時間	-	-	324.5	300.5	-	622.0	617.5	592.0	472.5	482.0	447.5	457.5
平成 30 年度												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	6	6	6	6	-	6	6	6	6	6	6	6
時間	361.5	463.5	502.5	320.0	-	428.5	449.5	458.0	363.5	372.5	386.0	332.5

当初採用年月日は平成 29 年 6 月 8 日のため、平成 29 年 4 月及び同年 5 月の活動はない。

活動時間は平成 29 年度途中に増加し、平成 30 年度に入ってから減少しているが、この要因は学校看護師の人数と対象児童生徒の人数の増減によるものである。すなわち、平成 29 年度途中から支援体制充実のために学校看護師を 2 名増員したことにより活動時間が増加し、平成 30 年度においては対象児童生徒が 1 名卒業したことから活動時間が減少している。

時給制のため、夏休み期間となる 8 月等は勤務の割り振りがなく、報酬は支払われていない。すなわち、学校看護師の収入が不安定になることから、今後の学校看護師の安定的確保に関する潜在的なリスクがあると考えられる。

現状では学校看護師の必要人員は確保できているが、平成 30 年度末に 2 名が退職するなどシフトを組むことが難しい時期もあり（令和元年度に新たに採用）、安定的な人員の確保は今後の重要な課題である。

④文部科学省所管の教育支援体制整備事業費補助金として、補助対象経費（看護師への報酬等）のうち 3 分の 1 が国庫補助金として支給されている。補助金申請手続きにつき、特段の問題は発見されなかった。

## 1-11 特別支援教育推進費 特別支援教育充実費

### (1) 概要

#### ①目的

身体や精神的事情から特別な支援を必要とする児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行い、教育環境の一層の充実を図る。

#### ②事業概要

ア 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、日常生活や学習指導等を補助するための「特別支援教育支援員」を派遣する。

イ 遠足や修学旅行等の行事において一時的に支援を行う「特別支援教育サポーター」を派遣する。

ウ 特別支援教育支援員は学期ごとに雇用する金沢市の臨時職員である。特別支援教育サポーターは「学校が支援を依頼する地域人材」との位置づけであり、支援時間に応じて謝礼金等を支払っている（金沢市が雇用しているわけではない）。

#### ③事業対象及び選定条件

全校に対して特別な支援を必要とする児童生徒の状況を調査し、予算の範囲内において、優先順位を判断した上で、特別支援教育支援員等の勤務時間等を決定し、各校へ派遣する。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額（千円）	人数（人）	金額（千円）
平成26年度	115,410	134	110,225
平成27年度	111,390	135	109,760
平成28年度	116,580	136	114,056
平成29年度	116,440	137	113,637
平成30年度	116,350	135	115,632

※上記人数は、特別支援教育支援員の人数である。

平成30年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目		予算	決算
特別支援教育支援員	人件費	115,440	114,498
特別支援教育サポーター	人件費	740	763
旅費等		170	371
合計		116,350	115,632

※上記人件費には雇用保険料（事業主負担分）等が含まれている。

(2) 監査手続

- ①「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」の具体的内容や支援員の派遣条件を確認するため、実施要領を閲覧した。
- ②特別支援教育支援員の活動状況を確認するため、出勤簿・活動記録カード等を閲覧した。
- ③特別支援教育サポーターの活動状況を確認するため、活動実績報告書等を閲覧した。
- ④支出手続が適正に行われているかを確認するため、支出負担行為伺書等を閲覧した。

閲覧資料：特別支援教育支援員派遣事業実施要領、特別支援教育支援員出勤簿・活動記録カード、特別支援教育サポーター派遣事業活動実績報告書、支出負担行為伺書 等

(3) 監査結果

対象児童生徒について

金沢市の「特別支援教育支援員派遣事業 実施要領」において定められている「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」の概要は以下のとおりである。

通常の学級・・・発達障害、視覚障害、肢体不自由、病弱等により学習面や生活面等での支援が必要な児童生徒

特別支援学級・・・障害の状況により、学習面や生活面等に支援が必要な児童生徒

①派遣条件等

学校は学校指導課に派遣要望書を提出し、これをもとに金沢市において児童生徒の状況に応じて支援員の派遣の有無や時数を決定する。支援員は個別の教育支援計画等に基づき、学校からの

具体的な指示のもと、児童生徒の支援にあたる。特段の問題は発見されなかった。

②支援員の活動時間は支援員によって異なるが、1か月あたりの活動日数は10日～15日程度、1か月あたりの活動時間は40時間～80時間程度である。平成31年3月における1か月あたりの平均活動時間は1人約60時間、平均活動日数は13.2日である。

活動内容は授業の補助が多く、科目は国語、算数、音楽、図工等様々である。授業の補助以外では社会科見学の引率や給食の補助等を行っている。1人で複数の児童を受け持っている支援員も少なからず見受けられた。特段の問題は発見されなかった。

③主に遠足やスキー教室、宿泊体験学習等のイベントにおいて支援活動が行われており、体育(水泳)授業での支援活動も行われている。特段の問題は発見されなかった。

④支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

## 1-12 教科指導費 教育課程実施状況調査費

### (1) 概要

#### ①目的

学力調査の実施及び、国・県主体の学力調査を市で集計・分析することにより、児童生徒一人ひとりの学力状況を把握し、個に応じた指導を充実させる。

#### ②事業概要

ア 国・県主体の学力調査の採点及び集計・分析を業者に委託することで、教員の負担を軽減し、もって各学校における児童生徒に対する指導の充実を図る。

イ 中学3年生を対象に、義務教育の出口段階での学習の定着状況を調査するために、中学校3年生統一テストを実施する。

#### ③事業対象及び選定条件

##### ア 集計・分析業務委託

国の全国学力・学習状況調査(小学6年生、中学3年生対象)、県の基礎学力調査(小学4年生・小学6年生・中学3年生対象)及び評価問題(小学5年生・中学2年生対象)の集計・分析を委託している。

##### イ 中学校統一テスト委託業務

金沢市中学校統一テスト委員会(金沢市の教員で構成)に業務委託し、中学3年生を対象に学力調査を実施している。

金沢市中学校統一テスト委員会は金沢市立中学校の各校長及び各校から選出された教職員をもって構成された組織である。

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額(千円)	対象	金額(千円)
平成26年度	3,000	評	3,312
平成27年度	2,930	評	2,942
平成28年度	2,930	評	2,939
平成29年度	3,930	評・基	4,367
平成30年度	7,130	評・基・全	7,238

※対象欄の「評」は評価問題、「基」は基礎学力調査、「全」は全国学力・学習状況調査を表す。

平成 30 年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算	決算
中学統一テスト実施委託業務	5,700	5,700
評価問題 集計・分析業務	430	441
石川県基礎学力調査 集計・分析業務	1,000	333
全国学力・学習状況調査 集計・分析業務		763
合計	7,130	7,237

※平成 30 年度から中学統一テストの問題の作成を外部業者に委託しているため、金額が増加している。

## (2) 監査手続

- ①業者に委託する分析内容及び分析結果の適切性を確認するため、委託業務結果報告書等を閲覧した。
- ②国の全国学力・学習状況調査並びに県の基礎学力調査及び評価問題が実施されている中、別途金沢市独自に中学校統一テストを実施する意義について質問を行った。
- ③支出手続が適正に行われているかを確認するため、支出負担行為何書等を閲覧した。

閲覧資料：全国学力・学習状況調査報告書、「基礎学力調査」－分析・考察と指導事例－、金沢市中学校統一テスト記録、委託業務結果報告書、支出負担行為何書 等

## (3) 監査結果

- ①金沢市が委託した業者において、問題ごとの正答数、誤答数、無回答数を集計し、正答・誤答・無回答の各パーセンテージを算出している。問題ごとに正答数・正答率等を集計し、児童生徒の理解状況を考察することは有用であると考えられる。

しかし、国が作成している全国学力・学習状況調査報告書を閲覧したところ、国においても問題ごとの正答数・正答率等を集計しているため、二重に集計・分析作業が行われていることになる。

国とは別に金沢市が独自に集計・分析を行う趣旨は、国による集計・分析結果の市への送付が例年 8 月以降になるため、集計・分析結果を 1 学期の少しでも早い時期から児童生徒への指導に活用するところにある。金沢市の集計・分析は、5 月を目処に行われている。国の集計・分析は児童生徒全員を対象としたもののため、結果が出るまでに相当の時間を要するが、金沢市の集計・分析は一部を対象とした任意抽出調査のため、迅速に結果が得られる。そのため、国と金沢市では集計・分析結果が若干異なるが、大きな差異は認められなかったことから、速報性を重視し、任意抽出による調査を行っている金沢市の集計・分析には一定の意義があると考えられる。なお、県が実施している「評価問題」等については、県は独自の集計・分析を行っておらず、各市に対して集計・分析結果の提出を求めている。したがって、金沢市において集計・分析作業を行っている。特段の問題は発見されなかった。

②全国学力・学習状況調査は平成 19 年度から、基礎学力調査は平成 14 年度から、評価問題は平成 24 年度からそれぞれ実施されている。

金沢市の中学校統一テストは昭和 51 年に発足し、市内中学校が、共通理解のもとに連携協力し、教師自らが作成した統一問題を通して、生徒の理解・到達の程度を調査・測定し、平素の学習指導等の一助とすることを主旨としている。

全国学力・学習状況調査、基礎学力調査、評価問題が実施されるようになってからも中学校統一テストは継続して実施されてきた。全国学力・学習状況調査、基礎学力調査及び中学校統一テストは、いずれも中学 3 年生を対象としたものであるが、全国学力・学習状況調査の実施時期は 5 月、基礎学力調査の実施時期は 4 月であるところ、中学校統一テストは、秋と年明けに 2 回実施しており、生徒が受験校選択のための参考とする役割、及び、本試験に向けた模擬試験としての役割を担っている。特段の問題は発見されなかった。

③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

### 1-13 教科指導費 教科書・指導書購入費

#### (1) 概要

##### ①目的

市立小・中学校において教師が使用する指導書・教科書を購入する。

##### ②事業概要

教師用指導書及び教師用教科書を購入（児童生徒分の教科書は国から無償で供与される）

##### ③事業対象及び選定条件

ア 教師用指導書・・・新たに教科化されたものや移行期対応版について、予算の範囲内で全校に予算配分する。

イ 教師用教科書・・・新たに教科化されたもの及び学級数の増加や資料等の老朽化に伴い、指導に支障をきたすなど、追加で必要となる学校に予算配分する。

※移行期対応版：学習指導要領の改訂により、ある単元を学習する学年が改訂後に変更等される場合に、要領の改訂によって学習する内容が欠落することのないよう補完する補助教材が発行されることがあり、これに対応した指導書である。

##### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	1,400	-	834
平成 27 年度	52,000	-	54,639
平成 28 年度	36,000	-	32,680
平成 29 年度	2,400	-	1,780
平成 30 年度	10,700	-	10,322

※平成 27 年度及び平成 28 年度の支出が多いのは教科書が変更されたことによる。

#### (2) 監査手続

①教師用指導書及び教師用教科書の選定方法や購入価額の決定方法等につき、担当者に質問を行



った。

②教師用指導書の必要性を確認するため、サンプルとして中学3年生の道徳の教科書及び教師用指導書を閲覧した。

③移行期対応版の指導書の必要性を確認するため、サンプルとして、2019・2020年度移行期対応版の中学1・2年生の数学の教師用指導書を閲覧した。

④支出手続が適正に行われているかを確認するため、支出負担行為何書等を閲覧した。

なお、監査対象年度は平成30年度であるが、平成27年度及び平成28年度の支出が多額のため、過去5年分について閲覧することとした。

閲覧資料：中学3年生道徳「あすを生きる」教科書及び教師用指導書、新編新しい数学1・2移行補助教材（2019年度第1学年用/2020年度第2学年用）及び教師用指導書（2019・2020年度移行期対応版）、支出負担行為何書 等

### （3）監査結果

①教師用教科書は児童生徒用教科書と同じものである。児童生徒分の教科書は国から無償で給与されるが、教師用教科書は独自に購入する必要がある。教科書は教育委員会が選定し、指導書は教科書に付随するもののため、教科書が決定すれば指導書も決定することになる。

価格は教科書も指導書も一定しているため、相見積もりを取る必要はなく、随意契約を締結して購入している。購入のタイミングについては定期的な買い換えのタイミングはなく、教科書が変更された場合の他、各学校からの要望をもとに教育委員会で必要部数をまとめた上、各校に配分された予算に応じて購入している。選定方法や購入理由につき、特記すべき事項は発見されなかった。

②教師用指導書は、朱書編、解説編、デジタルデータ集の3つがセットになっている。朱書編は教科書の本文の中に、各章のテーマについて、生徒に考えさせ、話し合わせるポイント等を朱書きで書き込む形で示したものである。解説編は内容的には朱書編と同じであるが、テーマ設定の主旨や教材分析等についてより詳しく解説されている。デジタルデータ集は教科書をデジタル化し、画面上に書き込み等ができるようにしたもの他、本文に関連する写真や動画が搭載されている。特段の問題は発見されなかった。

③教師用指導書（移行期対応版）においては、学習指導要領の改訂のポイントと移行措置の内容や学習内容で変更された点について詳細な解説がなされている。特段の問題は発見されなかった。

④支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

## 1-14 金沢の科学再生事業費 （公財）金沢子ども科学財団運営費補助

### （1）概要

#### ①目的

小中学生の科学に対する知的好奇心と独創的で柔軟な発想を育むため、理科学教育の振興を図る財団の活動を支援する。

#### ②事業概要

（公財）金沢子ども科学財団の運営費について補助金を拠出し、同財団の運営を補助する。

#### ③事業対象及び選定条件

ア (公財) 金沢子ども科学財団の運営費に対して補助金を拠出 (他団体からの補助金、寄付金、参加者負担金等による歳入分を除く)

イ 市職員 (1 名) が派遣されている。同職員の人件費は同財団から支給されている。

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	32,215	-	31,718
平成 27 年度	32,234	-	32,092
平成 28 年度	32,735	-	31,964
平成 29 年度	34,867	-	34,418
平成 30 年度	41,132	-	36,812

#### (2) 監査手続

① (公財) 金沢子ども科学財団の活動の概要について担当者に質問を行った。

② (公財) 金沢子ども科学財団の収支状況を確認するため、同財団の平成 26 年度から平成 30 年度の収支計算資料を閲覧し、担当者に質問を行った。

③ (公財) 金沢子ども科学財団の財政状態を確認するため、同財団の平成 26 年度から平成 30 年度の貸借対照表及び財産目録を閲覧し、担当者に質問を行った。

閲覧資料：(公財) 金沢子ども科学財団事業実施報告、収支計算資料、貸借対照表、財産目録 等

#### (3) 監査結果

① (公財) 金沢子ども科学財団は金沢市が出資する財団である (出資者は金沢市のみ)。実施事業は、大別して、ア：教育事業、イ：普及啓発事業、ウ：交流事業、エ：特別事業の 4 つである。なお、この他に指導推進事業があるが、同事業では指導ディレクター、実験・研究ディレクター等の人件費を支出している。

下記のいずれの事業も小中学生の参加状況は良好と考えられ、毎週土曜日に開催している子ども科学スタジオでは、平成 30 年度において年 45 回開催、合計 3,861 人 (平均 85.8 人) が参加している。

##### ア 教育事業

子ども科学スタジオ (未就学年長児から小学 2 年生対象) や科学教室・実験教室 (小中学生対象)、算数・数学チャレンジクラブ (小中学生対象)、財団職員と大学院生等が夏季休業期間中に小学校に出向いて助言指導等を行う出張科学相談等の活動を行っている事業である。

##### イ 普及啓発事業

科学研究作品展の実施や機関誌「金沢子ども科学財団だより」の発行等を行う事業である。

##### ウ 交流事業

大学、研究室や企業、諸団体との交流を行う事業である。

##### エ 特別事業

篤志家・北嶋氏の寄付金による事業である。15 年に分けて事業が行われており、平成 30

年度で13年目であるが、15年目が終了しても寄付金の余剰金が出る可能性が高いため、特別事業の延長が検討されている。ジュニア科学者養成講座やSSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校と連携した中学生向け教室（SSH教室）を実施している。

（公財）金沢子ども科学財団の活動状況につき、特記すべき事項は発見されなかった。

②（公財）金沢子ども科学財団の収支計算資料を閲覧したところ、概要以下のとおりの内容であった。

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	40,003,302	40,796,686	40,190,370	39,852,767	42,507,637
受取会費	2,906,918	2,684,100	2,557,338	2,598,100	2,596,255
受取補助金等	32,640,319	33,422,715	33,259,981	35,419,429	37,869,863
その他	4,456,065	4,689,871	4,373,051	1,835,238	2,041,519
経常費用	40,003,302	40,796,686	40,190,370	39,852,767	42,507,637
事業費	28,248,313	28,257,405	27,739,203	27,076,329	27,081,134
教育事業	13,935,416	13,691,516	13,306,352	12,708,659	12,588,674
普及啓発事業	1,144,525	1,108,844	978,756	977,445	953,991
交流事業	15,517	29,937	21,061	22,155	12,698
指導推進事業	11,810,349	11,916,666	11,777,521	11,921,340	11,999,639
特別事業	1,342,506	1,510,442	1,655,513	1,446,730	1,526,132
管理費	11,754,989	12,539,281	12,451,167	12,776,438	15,426,503

ア 受取補助金の大半は金沢市からの補助金である。

イ 経常収益と経常費用はいずれも一致している。つまり、運営費の不足分について金沢市からの補助金が拠出されており、余剰分については金沢市に返還する取り扱いがなされているため、収支はいずれの年度も一致しており、収支の差額は無い。

ウ 平成30年度において管理費が増加しているのは、金沢市長土堀青少年交流センターへの移転準備に伴って必要な什器備品を購入したためである。

エ （公財）金沢子ども科学財団の収支を大まかにいえば、科学実験教室等の教育事業等の実施にあたり、参加者から受け取る会費等を差し引いて、不足する運営費について、人件費を含めて金沢市からの補助金によってまかなっている状況である。上記のとおり、各実施事業における小中学生の参加状況が良好と考えられることからすれば、補助金は有効に活用されていると認められる。

その他収支計算資料を分析の結果、異常性が認められる増減はなく、特段の問題はないと考えられる。

③（公財）金沢子ども科学財団の貸借対照表及び財産目録を閲覧したところ、概要以下のとおりの内容であった。

## 【貸借対照表及び財産目録より】

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
資産の部	202,345,012	199,540,933	196,595,217	195,615,515	199,364,730
流動資産	2,831,612	2,708,333	3,405,617	3,261,915	7,932,130
固定資産	199,513,400	196,832,600	193,189,600	192,353,600	191,432,600
基本財産	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
特定資産	169,513,400	166,832,600	163,189,600	162,353,600	161,432,600
負債の部	2,831,612	2,708,333	3,405,617	3,261,915	7,932,130
流動負債	2,831,612	2,708,333	3,405,617	3,261,915	7,932,130
固定負債	0	0	0	0	0
正味財産	199,513,400	196,832,600	193,189,600	192,353,600	191,432,600
指定正味財産	199,513,400	196,832,600	193,189,600	192,353,600	191,432,600
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(30,000,000)	(30,000,000)	(30,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(169,513,400)	(166,832,600)	(163,189,600)	(162,353,600)	(161,432,600)

ア 指定正味財産の減少は、主に目的達成による指定解除（一般正味財産への振替）によるものである。

イ 平成 30 年度において流動資産及び流動負債が増加しているのは、金沢市への補助金精算返還金の増加によるものである。すなわち、金沢市へ返還すべき補助金の未精算分が預り金として計上されており、また、未精算分が現預金として同財団に残っているため、流動資産（現預金）と流動負債（預り金）の双方が増加している。

ウ 資産は、預金と投資有価証券（利付国債）が大半を占めている。特定資産は、子ども科学振興基金であり、平成 30 年度末時点で約 1 億 6000 万円が残っている。この基金は財団経営の安定性を確保するための基金として、運用益を事業費に充当することを前提に設定されたものである。金沢市の政策的判断によって一部取り崩されて事業費にも充当されてきたが、平成 29 年度より取り崩しは中止され、本来の目的に沿って運用益のみが事業費に充当されている。

(公財) 金沢子ども科学財団の財政状態につき、特段の問題は発見されなかった。

## 1-15 西町教育研修館管理運営費

### (1) 概要

#### ①目的

西町教育研修館を事業活用して、教育の振興と市中心部のにぎわい創出の拠点とする。

#### ②事業概要

西町教育研修館は昭和 27 年に建築された谷口吉郎氏設計の建築物であり、その施設管理費を拠出している。同研修館は、(公財) 金沢子ども科学財団、金沢大学サテライト・プラザ、大学インフォメーションセンターの活動拠点として使用されてきたが、(公財) 金沢子ども科学財団が令和元年 7 月に金沢市長土堀青少年交流センターへ移転した。

#### ③事業対象及び選定条件

西町教育研修館の管理のための光熱水費、通信費、建物管理業務委託料、修繕費等を支出する。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
平成 26 年度	12,138	-	12,674
平成 27 年度	10,585	426	11,052
平成 28 年度	13,402	407	13,464
平成 29 年度	20,872	445	16,073
平成 30 年度	10,482	423	12,200

※平成 26 年度以前は使用件数を集計していなかった。

平成 30 年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算	決算
修繕費	50	1,915
需用費 (光熱費、消耗品等)	2,248	2,562
役務費 (電話代、樹木の剪定費等)	108	69
委託料	8,000	7,578
負担金	76	76
合計	10,482	12,200

(2) 監査手続

- ①現在の建物の状況や使用状況を確認するため、現地視察を行った。
- ②平成 30 年度までの使用状況を確認するため、担当者に質問を行った。
- ③建物の管理状況及び管理費等の支出手続が適正になされているかを確認するため、委託契約書・委託事業結果報告書等を閲覧した。

閲覧資料：見積書、委託契約書、委託事業結果報告書、支出負担行為何書 等

(3) 監査結果

- ①現在の使用状況は概要以下のとおりである。

地下 1 階・・・貸会議室及び倉庫

1 階・・・金沢大学サテライト・プラザの事務室及び貸会議室

2 階・・・(公財) 金沢子ども科学財団の実験室等及び金沢大学サテライト・プラザ講義室

3 階・・・貸会議室

令和元年 7 月に、(公財) 金沢子ども科学財団が金沢市長土堀青少年交流センターへ移転したため、2 階の大部分が空きスペースとなっている。建物は老朽化しているものの、管理状況は比較的良好であり、(公財) 金沢子ども科学財団退去後の空きスペースも貸し会議室等としての利用も十分可能な状況であった。同スペースの有効活用が今後の課題である。

谷口吉郎氏設計の建築物であり、現状は利用可能であることから、今後も保存管理していく

合理性は認められるが、老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。

**【意見】**

老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。

②平成26年度以前は使用件数をカウントしていなかったため、同年度における使用件数は不明である。平成27年度から平成30年度までの使用件数の総数は上記(1)④に記載のとおりであるが、このうち(公財)金沢子ども科学財団の使用件数は不明であるものの、上記(3)①に記載のとおり、同財団が相当のスペースを継続的に利用していたことからすれば、同財団転居後は使用件数も相当程度減少すると思われる。空きスペースの今後の活用方法の課題はあるが、現時点において特段の問題は認められない。

③管理人については(公社)金沢市シルバー人材センターと管理業務委託契約を締結して人員の派遣を受けている。清掃業務や空調機の保守点検業務等、継続的に発生する業務については1年～2年の業務委託契約を締結し、設備の修繕や樹木の剪定業務等については適宜発注している。見積書、委託契約書、委託事業結果報告書、支出負担行為伺書等を閲覧したが、契約内容及び支出手続等について特段の問題は発見されなかった。

## 2 小学校教育振興費

### 2-1 教材整備費 学校図書更新費（小学校）

#### (1) 概要

##### ①目的

図書館教育を推進するため、学校図書館の環境を整備する。

##### ②事業概要

文部科学省による「学校図書館ガイドライン」及び学校図書館整備等5カ年計画に基づく当市の図書更新計画（2018～2022）により、学校図書館図書を計画的に更新・整備する。また、図書館環境を整えるため、書架を整備する。

##### ③事業対象及び選定条件

###### ア 消耗性図書の購入

対象：全小学校、学級数や蔵書率に応じて配当

###### イ 備品図書の購入

対象：全小学校、希望に応じて各校年間2冊まで

###### ウ 書棚の購入

年間10台程度

##### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決 算		
	金額 (千円)	年度末蔵書数 (冊)	年度末充足率 (%)	金額 (千円)
平成26年度	48,000	563,926	109.2	47,755
平成27年度	48,000	588,685	114.8	47,858
平成28年度	48,000	616,473	122.2	48,104
平成29年度	48,000	640,181	126.9	47,963
平成30年度	27,000	637,888	126.8	26,583

#### (2) 監査手続

①備品図書及び書架の購入について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

③各学校の充足率を確認し、充足率を踏まえた各学校への配当方針が、事業目的に合致していることを検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、納品書、契約執行伺書、随意契約理由、決裁伺書、平成30年度図書整備費配当方針、学校図書配当額一覧表、学校図書館図書標準算定早見表、平成30年度学校図書館蔵書数一覧表

#### (3) 監査結果

①備品図書及び書架の全支出（11件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成 30 年度の図書整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、当該方針はその年度の予算の範囲内で効果的なものとなるように決定したものであり、基準額における 1 校当たりの購入冊数や加算額における 1 学級当たりの購入冊数等毎年同じ配当方針となるとは限らない。

(配当額の積算)

- 配当額 = ア 基準額 + イ 学級数による加算 + ウ 重点配当額
- ア 基準額：平成 29 年度の学校図書館用図書平均単価×95 冊分  
(平成 30 年度の 1 校当たりの購入冊数。分校は 75 冊)
  - イ 加算額：学級数×7 冊
  - ウ 重点配当額：次頁の記載参照

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当根拠資料である「学校図書配当額一覧表」のエクセルシートにおいて、学級数に対応した標準冊数の当てはめについて、一部の不備が発見された。

(現在) 学級数 7 の標準冊数 5,080 ⇒ (正) 学級数 7 の標準冊数 5,560

学級数に対応した標準冊数とは、学校図書館図書標準の算定早見表に基づくものであり、小学校の場合は下記表が該当する。

学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2,400	9	6,520	17	9,960	25	11,760
2	3,000	10	7,000	18	10,360	26	11,960
3	3,520	11	7,480	19	10,560	27	12,160
4	4,040	12	7,960	20	10,760	28	12,360
5	4,560	13	8,360	21	10,960	29	12,560
6	5,080	14	8,760	22	11,160	30	12,760
7	5,560	15	9,160	23	11,360		
8	6,040	16	9,560	24	11,560		

当該不備の要因は、エクセルシート上で閉校した学校のセルを削除する際に、同じ列に合った標準冊数に関わるセルを誤って削除したものである。当該不備については、配当額の全体の算定過程の中では軽微な事務ミスに当たり、また配当額の各学校への配分額には結果的に影響が出ないものであった。よって、特段意見としては記載しないものとする。その他、特記すべき事項は発見されなかった。

③各学校の充足率を確認した結果、全ての学校で充足率が 100%を超えており、また、1 校を除き全ての学校で 110%を超えていることを確認した。

充足率については、年度末の蔵書冊数に対する学校図書館図書標準に基づく学級数に応じた蔵書冊数の割合で算定する。金沢市では、平成 29 年度までの第 8 次図書整備計画において、標準冊数の 110%を達成することに重きをおき、図書の廃棄を控えたことにより、全小学校で学校図書館図書標準の充足率 100%、全体の平均充足率 110%を達成している。それを受けて、平成 30 年度より、充足率 110%を維持しながら、傷みの激しい図書や年数の経過とともに内容が古くなった図書の更新を進めることとしている。



上記の目的を踏まえて、平成 30 年度の図書整備費配当方針においては、重点配当額を下記としている。この配当方針も平成 30 年度のものであり、予算により毎年同じ方針となるとは限らない。

- ウ 重点配当額： i 平成 30 年 4 月 1 日時点で、充足率<110%の学校に、不足額の 5 分の 1 を配当（平成 30～34 年の 5 年間で 110%の達成を見込む）  
 ii 平成 30 年 4 月 1 日時点で、購入後 10 年以上経過している図書が全蔵書冊数に占める割合が高い学校に、下記の金額を配当する。  
 ※ここでいう 10 年以上経過冊数は、実際の蔵書冊数から、各校の 110% を超える冊数（除籍可能冊数）を差し引いたものとする。

重点配当ウ ii の金額 = 配当総額 - (ア + イ + ウ i)

※ 1 校当たり 5 万円程度（約 25 冊購入）を目安とする。

上記の重点配当額の方針が、事業目的に合致しているかどうかを検証した結果、i については、充足率 110%に達していない学校にその不足額の 5 分の 1 を重点的に配当するものであり、事業目的に合致しているものと判断した。

また、ii については、充足率 110%を維持しながら 10 年以上経過した古い蔵書を更新する目的のものであり、事業目的に一定程度は沿っているものと考えられた。しかしながら、10 年以上経過冊数の考え方について、実際の蔵書冊数ではなく各校の 110%を超える冊数（除籍可能冊数）を差し引いたものとしているため、下記表の K 校から O 校のように 10 年以上経過した古い蔵書の占める割合が 50%を大きく超える学校に対して重点配当が行われない結果となっていた。

（「学校図書配当額一覧表」より作成）

学校名	蔵書冊数	購入後 10 年以上経過冊数	標準冊数の 110%の冊数	110%まで廃棄した場合の 10 年以上経過冊数	(d)が蔵書冊数に占める割合	重点配当の有無	(b)が蔵書冊数に占める割合
	(a)	(b)	(c)	(d=b-(a-c))	(d÷a)		(b÷a)
A	12,569	7,068	11,836	6,335	50.40%	○	56.23%
B	12,798	7,426	11,616	6,244	48.79%	○	58.02%
C	10,724	6,154	9,636	5,066	47.24%	○	57.39%
D	11,063	6,450	9,636	5,023	45.40%	○	58.30%
E	13,180	7,034	12,056	5,910	44.84%	○	53.37%
F	12,407	6,938	10,956	5,487	44.23%	○	55.92%
G	14,117	7,420	12,936	6,239	44.19%	○	52.56%
H	13,740	6,410	13,376	6,046	44.00%	○	46.65%
I	13,257	5,756	13,376	5,756	43.42%	○	43.42%
J	13,090	6,428	12,276	5,614	42.89%	○	49.11%
K	12,374	7,494	9,196	4,316	34.88%	×	60.56%
L	10,634	6,120	8,228	3,714	34.93%	×	57.55%
M	11,938	6,776	9,636	4,474	37.48%	×	56.76%
N	11,087	6,192	9,196	4,301	38.79%	×	55.85%
O	11,523	6,358	9,196	4,031	34.98%	×	55.18%

※全小学校 55 校のうち、重点配当は「(d)が蔵書冊数に占める割合」の高い順に A～J の 10 校が対象となっている。

各学校が古い蔵書を廃棄しながら充足率 110%を維持するためには、廃棄可能冊数を適切に管理することで達成が可能である。それを前提として、古い蔵書の更新をより進めるためには、現在の整備計画終了以降、年度末の蔵書冊数に占める古い蔵書冊数の割合が高い学校に重点的に配当する方が効果的であると考えられる。よって、10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする方がより望ましい。

**【意見】**

現在の図書更新計画（2018～2022年）の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

**2-2 教材整備費 教材整備費（小学校）**

(1) 概要

①目的

授業に必要な一般教材（理科教育設備を除く）及びクラブ活動用教材の充実を図るため。

②事業概要

小学校での教育活動に必要な教材を整備する。

③事業対象及び選定条件

金沢市立全小学校へ学級数に応じて配分し、資金前渡で支払

※一部高額な備品等については、学校指導課で購入

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	クラス数（件）	金額（千円）
平成26年度	55,700	922	54,091
平成27年度	70,600	930	68,569
平成28年度	56,700	914	55,654
平成29年度	52,700	920	51,836
平成30年度	52,700	920	51,963

(2) 監査手続

①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、見積書、納品書、契約執行伺書、物品完納届、契約締結伺書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、決裁伺書、平成30年度教材整備費配当方針、平成30年度教材整備費確定配当額（小学校需用費）、平成30年度教材整備費確定配当額（小学校備品費）、需用費基準額、備品購入費基準額

(3) 監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出(23件)について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の教材整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

(配当額の積算)

配当額 = ア + イ + ウ + エ

ア：学級数(通常の学級)による基準額(別紙基準額表) × 配当乗算率

イ：学級数(特別支援学級+通級教室)による基準額 × 特学調整率 × 配当乗算率

特学調整率：需用費0.3、備品購入費0.28

配当乗算率：予算額(クラブ活動費を除く) ÷ 配当総額

ウ：調整額(配当額が前年度の確定配当より大幅に減となる学校への補正額等)

エ：クラブ活動費(需用費のみ)

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当根拠資料である「平成30年度教材整備費確定配当額(小学校需用費)」のエクセルシートにおいて、下記の(小学校の需用費の基準額表)に示された学級数に対応する基準額が全ての欄で学級数を1多く誤って当てはめられていた。

(小学校の需用費の基準額表)

学級数	基準額 (円)	学級数	基準額 (円)	学級数	基準額 (円)	学級数	基準額 (円)
1	79,960	9	162,190	17	236,240	25	282,120
2	90,230	10	172,460	18	244,870	26	288,050
3	100,520	11	182,760	19	250,090	27	293,980
4	110,800	12	193,030	20	255,310	28	299,930
5	121,080	13	201,670	21	260,530	29	305,860
6	131,350	14	210,320	22	265,750	30	311,800
7	141,630	15	218,950	23	270,960	31	316,390
8	151,920	16	227,590	24	276,180	32	320,970

※実際の基準額表は50学級数まであり

当該不備の要因は、エクセルシート上でのセルの計算式の誤りがあったものである。

当該不備により配当額の総額には影響はないが、各学校への配分額には相違の影響が出るものであった。よって、需用費及び備品購入費を配当方針に基づき各学校に適正に配分するためには、その根拠となる資料を正確に作成する必要がある。

**【意見】**

需用費及び備品購入費について、配当方針に基づき各学校に適正に配分するために、配当根拠資料を正確に作成する必要がある。

## 2-3 大型教材整備費

### (1) 概要

#### ①目的

放送設備、ピアノ等大型教材の更新

#### ②事業概要

市立小学校を対象として耐用年数を超過した大型教材（放送設備、グラウンドピアノ）について計画的に更新、整備する。

#### ③事業対象及び選定条件

ア 学校から更新希望があり、かつ下記の耐用年数を過ぎた教材の中から取得年度が古いものを優先

※耐用年数目安 ピアノ：20年、放送設備：15年

イ ピアノについて、体育館と音楽室に設置してあるピアノを対象とする。(H24～)

ウ ピアノについて、体育館と音楽室に、おおむね10年以内に整備したものがある場合は、優先順位を遅らせる。(H26～)

エ 過去2年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする。(H11～)

オ 単年度に整備する大型教材は、各学校1つまでとする。(H11～)

カ 学校の大規模改築等に伴う教材の更新を優先する。(H16～)

※イについては、使用頻度の高さから体育館と音楽室のピアノを対象を限定する。金沢市立全小学校へ学級数に応じて配分し、資金前渡で支払

※一部高額な備品等については、学校指導課で購入

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	8,800	4	10,062
平成27年度	9,000	4	9,478
平成28年度	9,000	4	9,951
平成29年度	10,000	4	10,372
平成30年度	10,000	4	10,257

### (2) 監査手続

①放送設備及びピアノの購入について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②放送設備及びピアノの購入について、各学校の選定根拠資料を閲覧し、選定の適切性及び選定条件の妥当性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、納品書、契約執行伺書、物品完納届、契約締結伺書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、ピアノ及び放送設備の過去の取得一覧表、取得年月一覧(全小学校)、大型教材現有状況調査票、決定起案の添付資料

### (3) 監査結果

①放送設備及びピアノの全支出（4件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②放送設備及びピアノの購入について、各学校の選定根拠資料を閲覧した結果、平成 30 年度は下記のとおりいずれも 2 校が選定条件に基づいて選定されていた。

（決定起案の添付資料より作成）

種類	選定 小学校	更新対象		選定理由
		取得年月	保管場所	
放送設備	千坂	H10. 10	放送室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小学校の中で放送設備が最も古い</li> <li>・平成 29 年に放送設備が壊れた（応急処置を行ったが、機器が古いため更新が必要）</li> </ul>
	西	H13. 12	放送室	
ピアノ	米泉	S58. 3	第 2 音楽室	更新希望の中で最も古い 2 台
	金石町	S59. 11	体育館	

放送設備については、取得年月一覧及び大型教材現有状況調査票の閲覧により、更新希望のある犀川小学校の取得年月が平成 12 年 12 月と西小学校よりも古くなっていた。この点、犀川小学校は平成 29 年度にピアノの更新（併合前の東浅川小学校で）を行っていることから、前述の選定条件のうち下記に基づいていることを確認した。

エ 過去 2 年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする。

また、ピアノについては、更新希望のある木曳野小学校の取得年月が昭和 54 年 4 月と金石町小学校よりも古くなっていた。この点、木曳野小学校は平成 28 年度にピアノの更新を行っていることから、前述の選定条件に基づいていることを確認した。

なお、担当課で作成している取得年月一覧に軽微な不備が識別されたが、結果として選定条件に基づき適切に選定されていたことから、特段意見としては記載しないものとする。

選定条件の妥当性については、限られた予算の中で 1 つの学校に限定的に支出することができないことを踏まえ、概ね妥当な選定条件になっているものと考えられる。この中で、ピアノと放送設備では機能が異なるため、状況によっては両方整備する必要がある場合に、前述のエの選定基準「過去 2 年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする」が問題となることもある。この点、担当課に確認した結果、ピアノと放送設備の両方整備する必要がある場合には、学校側に優先順位を決めてもらい、より緊急性のあるものから整備するが、使用に大きな支障がある場合は別途の考慮がなされるとのことであり、概ね問題ないものと判断した。

なお、選定条件アの「取得年度が古いものを優先する」については、購入する場合と寄付で取得した場合で優先順位に違いはなく、いずれもピアノを取得した年度を基準に同等に扱っているとのことであった。この点、一般的に寄付の場合のピアノは中古資産であり、取得年月が同じでも購入した場合と比較して古いものとなる。また、寄付を受けたピアノについては、別途中古資産としての評価をしており、業者にピアノの製造年数を毎回確認しているとのことであった。

よって、取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合については、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行うべきである。

**【意見】**

取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合については、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行う必要がある。

**2-4 情報教育機器整備費（小学校）****（1）概要****①目的**

児童用パソコン等の情報教育に必要な機器を整備・管理するとともに、教職員用パソコンのセキュリティ強化用クラウドサーバ機等を運用するため。

**②事業概要**

市立小学校に整備されている教育用パソコン等の情報教育機器の整備・管理  
（平成30年度の主な内容）

内容		決算金額 （千円）
情報教育機器賃借料	平成24年度整備分（再リース：1年分）	1,238
	平成25年度整備分（継続：9ヶ月分）	45,701
	平成27年度整備分（継続：1年分）	31,575
	平成28年度整備分（継続：1年分）	44,079
	平成29年度整備分（継続：1年分）	104,477
	平成30年度整備分（新規：3ヶ月分）	20,350
情報教育活性化業務（ICT支援員）		13,058
学習支援グループウェア賃貸借業務		10,667
クラウド環境等接続・設定業務		8,303
消耗品購入費		7,974
クラウドサービスヘルプデスク委託業務		5,709
クラウドサービス利用料		5,564
ファイル暗号化ソフトウェア等導入・設定・賃借業務		4,506

**③事業対象及び選定条件****ア 整備内容**

- ・ハードウェア（パソコン、周辺機器）
- ・ソフトウェア（ウイルス対策ソフト、ファイル暗号化ソフト等）
- ・クラウドサービス（教職員用ファイルサーバ、教職員用グループウェア等）

**イ 管理内容**

- ・教職員からの問い合わせに対応するヘルプデスク業務委託
- ・学習用ソフト等の活用サポートを担うICT支援員業務委託
- ・その他リース機器一式の保守業務

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	286,452	-	285,422
平成27年度	272,748	-	270,896
平成28年度	252,383	-	255,076
平成29年度	256,680	-	255,482
平成30年度	311,084	-	306,206

#### (2) 監査手続

①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧し、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、入札結果表、賃貸借業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、電子計算機引渡およびソフトウェア検収完了通知書、見積書、随意契約理由、委託業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、委託事業結果報告書

#### (3) 監査結果

①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧した結果、契約については制約付き一般競争入札での落札業者、随意契約業者である日本教育情報機器(株)及び金沢市の3者による賃貸借業務契約となっていた。また、契約書上は、日本教育情報機器(株)が所有する機器の保守管理を落札者が行うとともに、金沢市は日本教育情報機器(株)に対し賃借料を支払う契約となっていた。

この点、業者選定に関して随意契約の理由が妥当かどうか確認したが、随意契約業者である日本教育情報機器株式会社は、レンタル制度を普及する目的で国の指導・支援に基づき平成4年に設立された公共的な性格を有する会社であり、平成7年度より金沢市と順次契約を実施する中で信用実績が認められるとのことであり、特段問題ないものと判断した。

また、情報教育機器の更新に係る費用は多額であり（平成30年度は合計で250,480千円を計上）、情報教育機器整備費（小学校）の全体の事業費の約8割を占めている。当該事業では、小学校55校1分校の児童用パソコン等を保守込み賃貸借業務契約により5年サイクルで更新しているが、機器の状況により1年の再リースを行う場合もある。再リースの場合は通常の賃貸借業務契約と比較して大幅に賃借料が低くなるのが一般的であるため、多額である情報教育機器の更新費用を節約することが可能である。

この点、平成24年度整備分を再リースしていることに対して、平成25年度整備分を再リースとしなかった理由について確認したが、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・以前より、再リース期間における機器の不具合が多かった。
- ・平成24年度整備分である杜の里小学校のパソコンは、開校に伴い整備したことから、他校の

パソコンの更新時期に合わずに独立していたため、機器単価が割高になること及び事務の効率性を考慮し、多くの学校が対象となる平成 25 年度整備分と集約して更新することとした。

・学校における I C T 教育の推進及び 2020 年からのプログラミング教育実施に備え、タブレットとして取り外し、教室等へ持ち出し可能なドッキング型パソコンへの切替が必要となった。その他、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務について、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証したが、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 2-5 特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費（小学校）

### （1）概要

#### ①目的

特別支援学級を円滑に運営するため必要となる消耗品や、新設の学級に対する備品を整備することにより、特別支援教育環境の充実を図る。

#### ②事業概要

消耗品及び初度備品の整備のための予算を各校に配当する。ただし、高額な備品については、学校指導課で購入し、現物支給を行う。

#### ③事業対象及び選定条件

特別支援学級が設置される小学校に対して、学級数・児童数に応じて予算を配当。

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 26 年度	9,779	52 校（新設 9 学級）	7,239
平成 27 年度	8,577	53 校（新設 8 学級）	7,242
平成 28 年度	10,078	52 校（新設 7 学級）	6,863
平成 29 年度	9,077	53 校（新設 10 学級）	7,141
平成 30 年度	9,877	53 校（新設 9 学級）	8,290

### （2）監査手続

①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、納品書、契約執行伺書、決裁伺書、平成 30 年度特別支援学級運営費配当方針、【小学校】H30 年度特別支援学級等運営費配当（確定配当）

### （3）監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（1 件）について、事務が適正に行われている



か検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成 30 年度の特別支援学級運営費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、その年の予算の範囲内で公平な配当となるように調整をしており、各単価をはじめ配当方針は毎年同じとは限らない。

(配当額の積算)

需用費 = 基本額 (30,000 円<sup>※1</sup>) + 学級割 (10,000 円/学級)  
 + 人数割 (特別支援学級 : 7,500 円/人、通級指導教室 : 2,500 円/人)

備品購入費 = 基本額 (250,000 円/学級<sup>※2</sup>) + 調整額<sup>※3</sup>

※1 : 分校は 150,000 円

※2 : 新設学級のみ。2 学級以上新設の場合は、2 学級目から 170,000 円/学級

※3 : 過去 5 年以内に閉鎖になった学級が今回再度新設

上記に基づき、配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 2-6 特別支援教育振興費 特別支援教育就学奨励費

### (1) 概要

#### ①目的

中央小学校芳齋分校に通学する児童の支援

#### ②事業概要

登下校時のスクールバス (3 台) の運行委託と同乗する添乗員 (4 人) の配置

#### ③事業対象及び選定条件

ア バスの運行業務委託 (運転手、バスの保守管理等)

イ バス添乗員 (臨時パート職員) の報酬

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	在校人数 (人)	金額 (千円)
平成 26 年度	9,850	37	9,869
平成 27 年度	15,235	35	15,250
平成 28 年度	9,841	40	10,203
平成 29 年度	10,030	53	9,992
平成 30 年度	10,132	68	10,010

### (2) 監査手続

①委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

②臨時職員に対する賃金支払について、関連資料を閲覧し、雇用及び賃金支払等の事務の適切性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、契約執行伺書、契約締結伺、委託契約書、仕様書、委託料積算資料、委託事業結果報告書、運行報告書、運行日報、決裁伺書、雇用者一覧、雇用通知書、臨時職員勤務条件通知書、賃金単価の根拠資料、支給明細書

### (3) 監査結果

- ①委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②臨時職員に対する賃金支払について、雇用及び報酬支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

## 2-7 理科教育設備整備費（小学校）

### (1) 概要

#### ①目的

理科教育設備現有率（国が定める「基準額」に対する達成度）について、100%未満の学校がほとんどであり、理科教材を重点的に整備することで、小学校における理科教育の振興・充実を図る。

#### ②事業概要

理科教育振興法に基づき、小学校理科教育に必要な理科教育設備の整備を行う。

#### ③事業対象及び選定条件

対象：理科設備（観察・実験を重視した理科教育実現のための環境整備にかかるもの）

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	理科教育設備現有率（%）	金額（千円）
平成26年度	15,500	56.9	15,247
平成27年度	8,800	61.8	8,672
平成28年度	8,800	61.1	8,695
平成29年度	8,800	61.8	8,637
平成30年度	8,800	63.6	8,700

※平成26年度…理科教育設備整備の国庫補助追加募集により予算増

### (2) 監査手続

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- ③理科教育設備現有率について、他市の同比率との比較を行い、現有率の水準に問題がないことを検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、見積書、納品書、契約執行伺書、物品完納届、契約締結伺書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、受領書、決裁伺書、【小学校】平成30年度理科教育設備整備費配当方針（暫定配当）、平成30年度理科教育設備整備費の確定配当方針、平成30年度理科教育設備整備費暫定配当積算（小学校）、平成30年度理科教育設備整備費配当確定額積算（小学校）、平成30年度理科教育設備整備費教材購入計画書、平成30年度当初理科教育設備現有額（備品について）、平成30年度「理科教育設備」に関する調査票集計

### （3）監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（7件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の理科教育設備整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

（配当額の積算）

$$\text{配当額} = \text{ア} \times \text{イ} + \text{ウ}$$

ア：学級数（理科の授業がある3～6年生の学級数）による基準額

イ：調整率

基準額に対する予算額の不足分を基準額に応じて各校同率減額し調整

ウ：加算額

科学教育の実践状況等を考慮して加算（備品購入費で各30千円～31千円）

宇宙少年団会場校、科学教育実践校、発明クラブ会場校

基準額が小さい学校についての加算（需用費で5千円）

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、下記のとおり基準額における学級数の1増加に対する基準額の増加額に一部のばらつきが確認された。

（小学校の需用費及び備品購入費の基準額より作成）

需用費			備品購入費		
学級数	基準額（円）	学級数の1増加に対する基準額の増加額（円）	学級数	基準額（円）	学級数の1増加に対する基準額の増加額（円）
1	27,000	1,000	1	140,000	0
2	28,000	1,000	2	140,000	0
3	29,000	1,000	3	140,000	0
4	30,000	1,000	4	140,000	2,000
5	31,000	1,000	5	142,000	2,000
6	32,000	1,000	6	144,000	2,000
7	33,000	1,000	7	146,000	2,000
8	34,000	2,000	8	148,000	12,000

9	36,000	2,000	9	160,000	2,000
10	38,000	2,000	10	162,000	2,000
11	40,000	2,000	11	164,000	2,000
12	42,000	8,000	12	166,000	12,000
13	50,000	1,000	13	178,000	2,000
14	51,000	1,000	14	180,000	2,000
15	52,000	1,000	15	182,000	2,000
16	53,000	1,000	16	184,000	12,000
17	54,000	1,000	17	196,000	2,000
18	55,000	1,000	18	198,000	2,000
19	56,000	1,000	19	200,000	2,000
20	57,000	1,000	20	202,000	12,000
21	58,000	1,000	21	214,000	2,000
22	59,000	1,000	22	216,000	2,000
23	60,000	1,000	23	218,000	2,000
24	61,000	1,000	24	220,000	12,000
25	62,000		25	232,000	

上記の基準額表では、需用費について学級数 12 から 13 での増加額がその他と比較して大きく増加しており、また、備品購入費について学級数 8 から 9、12 から 13、16 から 17、20 から 21 での増加額がその他と比較して大きく増加している。この大きく増加している部分の算定根拠を担当者に確認したところ、「国庫補助における設備の基準に関する細目や学校規模及び生徒数等を考慮して作成したものを過去から継続して適用してきている」とのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わりないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討するべきである。

**【意見】**

需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。

③理科教育設備現有率について、金沢市の小学校全体では 63.6%であり（各小学校の最低値は 37.0%、最高値は 95.7%）、国が定める「基準額」に対する達成度は 100%未満となっている。この点、当該数値が他市と比較して低い水準となっていないかどうか、他市の同比率との比較を行っている資料を閲覧した結果、他市と比較して金沢市は非常に高い水準（調査した 53 市の中で高い方から 5 番目）となっており、現時点での現有率の水準に特段問題ないものと判断した。

## 2-8 学校体育振興費 小学校体育行事開催費

### (1) 概要

#### ①目的

各種体育行事を開催し、学校活動の成果発表の場を持つことで児童の諸能力の助長を図り、豊かな人間形成を目指すため。

#### ②事業概要

- ア 小学校連合体育大会の開催（平成2年度～）  
9月下旬 市営陸上競技場 全小学校6年生（約4,000人）
- イ 小学校体育交歓会水泳記録会の開催（昭和41年度～）  
8月初旬 金沢プール 小学校5～6年生（約830人）

#### ③事業対象及び選定条件

- ア 小学校連合体育大会  
大会運営協力者謝礼・エキジビション謝礼・消耗品購入・プログラム及び記録証等印刷・仮設トイレ汲取・水洗工料・開催告知ラジオ放送・児童送迎用バス借上・仮設トイレ借上
- イ 小学校体育交歓会水泳記録会の開催  
水泳協会員謝礼・記録証印刷対象

#### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	開催回数（回）	金額（千円）
平成26年度	4,786	2	6,147
平成27年度	5,785	2	5,858
平成28年度	5,784	2	5,209
平成29年度	8,334	2	7,372
平成30年度	8,334	2	8,185

### (2) 監査手続

①児童送迎用バス借上料の支出について、関連資料を閲覧し、業者の選定や借上料の算定、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、積算資料、契約締結伺、金沢市立小学校連合体育大会児童送迎用貸切バス借上料について（伺）、金沢市立小学校連合体育大会児童送迎用貸切バス借上に関する契約書、事業結果報告書

### (3) 監査結果

①児童送迎用バス借上料の支出について、関連資料を閲覧したが、金沢市立小学校連合体育大会にて児童送迎用貸切バスを運行させる委託契約は、公益社団法人石川県バス協会との随意契約となっていた。また、委託料についても大会の開催日が1日のみであることに対して7百万円を超える多額の契約となっており（7,137千円を計上）、小学校体育行事開催費の全体の事業費の約9割弱の金額となっていた。この点、業者の選定に関して随意契約の理由が妥当かどうか確認したが、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・金沢市立小学校6年生全児童を対象とし、同一時間帯に大量のバス運行が必要である。
- ・安全確実な契約履行を確保するため、運行経路の確認や緊急時の対応等について、各学校との間で事前に綿密な打ち合わせが必要である。
- ・大会当日、開催場所周辺道路における児童の安全確保と交通状況を円滑に保つため、状況に応じて各バスに対し無線を用いた確かな誘導指示を出せるよう、体制を整える必要がある。
- ・大会当日は秋の行楽期である上、バス保有台数からバス会社1社のみでは受注できない契約である。

また、1日のみのバス借上料の積算金額は5百万円台であることに対して、最終的な契約金額が7百万円を超える契約となっていることについては、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・大会会場となる金沢市宮陸上競技場の児童の待機場所は、屋根のない芝生であるため、小雨であっても中止の判断をせざるを得ず、雨天による順延の可能性も比較的高いものとなっている。しかし、大会が持つ児童への教育的効果は非常に高いものであることに鑑み、従来から開催・中止の判断は当日の天候をみて早朝に決定していることから、雨天時に変更契約を結び直すような時間的な余裕はなく、あらかじめ契約書に雨天順延における金額を記載しておく必要がある。
- ・大会の開催日については雨天時の予備日を設定しているため、2日分のバスの確保が必要となる。また、バス借上に関する契約書において、大会中止の場合の基本料金については、配車時刻の24時間前までに判断した場合でも、1日当りの所定料金の30%相当額がかかることとされている。

その他、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

### 3 中学校教育振興費

#### 3-1 教材整備費 学校図書更新費（中学校）

##### (1) 概要

##### ①目的

図書館教育を推進するため、学校図書館の環境を整備する。

##### ②事業概要

文部科学省による「学校図書館ガイドライン」及び学校図書館整備等5カ年計画に基づく当市の図書更新計画（2018～2022）により、学校図書館図書を計画的に更新・整備する。また、図書館環境を整えるため、書架を整備する。

##### ③事業対象及び選定条件

- ア 消耗性図書の購入（対象：全中学校、学級数や蔵書率に応じて配当）
- イ 備品図書の購入（対象：全中学校、希望に応じて各校年間2冊まで）
- ウ 書架の購入（年間3台程度）

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	年度末蔵書冊数（充足率）	金額（千円）
平成26年度	30,500円	304,179冊（103.1%）	29,904円
平成27年度	30,500円	321,211冊（108.9%）	30,254円
平成28年度	30,500円	338,558冊（115.8%）	30,480円
平成29年度	30,500円	351,262冊（121.0%）	30,448円
平成30年度	16,600円	350,399冊（123.1%）	16,411円

(2) 監査手続

- ①備品図書及び書架の購入について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
- ②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- ③各学校の充足率を確認し、充足率を踏まえた各学校への配当方針が、事業目的に合致していることを検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、入札結果表、見積書、納品書、契約執行伺書、契約締結伺書、物品購入契約書、検査調書、随意契約理由、平成30年度図書整備費配当方針、学校図書配当額一覧表、学校図書館図書標準算定早見表、平成30年度学校図書館蔵書数一覧表

(3) 監査結果

- ①備品図書及び書架の全支出（3件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の図書整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、当該方針はその年度の予算の範囲内で効果的なものとなるように決定したものであり、基準額における1校当たりの購入冊数や加算額における1学級当たりの購入冊数等毎年同じ配当方針となるとは限らない。

（配当額の積算）

$$\begin{aligned} \text{配当額} &= \text{ア 基準額} + \text{イ 学級数による加算} + \text{ウ 重点配当額} \\ \text{ア 基準額} &: \text{平成29年度の学校図書館用図書平均単価} \times 95 \text{冊分} \\ &\quad (\text{平成30年度の1校当たりの購入冊数。分校は75冊}) \\ \text{イ 加算額} &: \text{学級数} \times 13 \text{冊} \\ \text{ウ 重点配当額} &: \text{次頁の記載参照} \end{aligned}$$

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配分は適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

- ③各学校の充足率を確認した結果、全ての学校で充足率が100%を超えており、また、1校を除き全ての学校で110%を超えていることを確認した。充足率については、年度末の蔵書冊数に対

する学校図書館図書標準に基づく学級数に応じた蔵書冊数の割合で算定する。金沢市では、平成29年度までの第8次図書整備計画において、標準冊数の110%を達成することに重きをおき、図書の廃棄を控えたことにより、全中学校で学校図書館図書標準の充足率100%、全体の平均充足率110%を達成している。それを受けて、平成30年度より、充足率110%を維持しながら、傷みの激しい図書や年数の経過とともに内容が古くなった図書の更新を進めることとしている。

上記の目的を踏まえて、平成30年度の図書整備費配当方針においては、重点配当額を下記としている。この配当方針も平成30年度のものであり、予算により毎年同じ方針となるとは限らない。

- ウ 重点配当額：
  - i 平成30年4月1日時点で、充足率<110%の学校に、不足額の5分の1を配当（平成30～34年の5年間で110%の達成を見込む）
  - ii 平成30年4月1日時点で、購入後10年以上経過している図書が全蔵書冊数に占める割合が高い学校に、下記の金額を配当する。  
 ※ここでいう10年以上経過冊数は、実際の蔵書冊数から、各校の110%を超える冊数（除籍可能冊数）を差し引いたものとする。

重点配当ウ ii の金額 = 配当総額 - (ア + イ + ウ i)

※1校当たり5万円程度（約25冊購入）を目安とする。

上記の重点配当額の方針が、事業目的に合致しているかどうかを検証した結果、iについては、充足率110%に達していない学校にその不足額の5分の1を重点的に配当するものであり、事業目的に合致しているものと判断した。

また、iiについては、充足率110%を維持しながら10年以上経過した古い蔵書を更新する目的のものであり、事業目的に一定程度は沿っているものと考えられた。しかしながら、10年以上経過冊数の考え方について、実際の蔵書冊数ではなく各校の110%を超える冊数（除籍可能冊数）を差し引いたものとしているため、下記表のG校及びH校のように10年以上経過した古い蔵書の占める割合が60%を超える学校に対して重点配当が行われない結果となっていた。

（「学校図書配当額一覧表」より作成）

学校名	蔵書冊数	購入後10年以上経過冊数	標準冊数の110%の冊数	110%まで廃棄した場合の10年以上経過冊数	(d)が蔵書冊数に占める割合	重点配当の有無	(b)が蔵書冊数に占める割合
	(a)	(b)	(c)	(d=b-(a-c))	(d÷a)		(b÷a)
A	15,234	8,744	14,432	7,942	52.13%	○	57.40%
B	13,768	7,200	13,376	6,808	49.45%	○	52.30%
C	14,692	7,483	14,432	7,223	49.16%	○	50.93%
D	15,734	8,954	14,432	7,652	48.63%	○	56.91%
E	15,363	7,314	15,312	7,263	47.28%	○	47.61%
F	16,477	8,561	15,664	7,748	47.02%	○	51.96%
G	18,217	11,207	14,432	7,422	40.74%	×	61.52%
H	10,893	6,630	8,096	3,833	35.19%	×	60.86%

※全中学校24校のうち、重点配当は「(d)が蔵書冊数に占める割合」の高い順にA～Fの6校が対象となっている。



各学校が古い蔵書を廃棄しながら充足率 110%を維持するためには、廃棄可能冊数を適切に管理することで達成が可能である。それを前提として、古い蔵書の更新をより進めるためには、現在の整備計画終了以降、年度末の蔵書冊数に占める古い蔵書冊数の割合が高い学校に重点的に配当する方が効果的であると考えられる。よって、10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする方がより望ましい。

**【意見】**

現在の図書更新計画（2018～2022年）の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

**3-2 教材整備費 教材整備費（中学校）**

(1) 概要

①目的

授業に必要な一般教材（理科教育設備を除く）の充実を図るため。

②事業概要

中学校での教育活動に必要な教材を整備する。

③事業対象及び選定条件

金沢市立全中学校へ学級数に応じて配分し、資金前渡で支払

※一部高額な備品等については、学校指導課で購入

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	クラス数	金額（千円）
平成26年度	28,800	390	27,956
平成27年度	28,800	394	28,028
平成28年度	34,400	392	33,692
平成29年度	29,400	387	28,169
平成30年度	30,200	373	29,688

(2) 監査手続

①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、見積書、納品書、契約執行伺書、物品完納届、契約締結伺書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、随意契約依頼書、決裁伺書、平成30年度教材整備費配当方針、平成30年度教材整備費確定配当額（中学校需用費）、平成30年度教材整備費確定配当額（中学校備品費）、需用費基準額、備品購入費基準額

(3) 監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（16件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の教材整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

（配当額の積算）

配当額 = ア + イ + ウ

ア：学級数（通常の学級）による基準額（別紙基準額表）× 配当乗算率

イ：学級数（特別支援学級＋通級教室）による基準額 × 特学調整率 × 配当乗算率

特学調整率：需用費 0.3、備品購入費 0.3

配当乗算率：予算額÷配当総額

ウ：調整額（配当額が前年度の確定配当より大幅に減となる学校への補正額等）

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、下記のとおり基準額表における学級数の1増加に対する基準額の増加額にばらつきが確認された。

（中学校の需用費及び備品購入費の基準額表より作成）

需用費			備品購入費		
学級数	基準額（円）	学級数の1増加に対する基準額の増加額（円）	学級数	基準額（円）	学級数の1増加に対する基準額の増加額（円）
1	103,780	20,030	1	499,310	31,150
2	123,810	20,040	2	530,460	66,670
3	143,850	20,030	3	597,130	48,920
4	163,880	20,030	4	646,050	48,920
5	183,910	20,040	5	694,970	54,500
6	203,950	20,030	6	749,470	43,320
7	223,980	20,030	7	792,790	48,911
8	244,010	20,020	8	841,701	48,909
9	264,030	4,330	9	890,610	40,170
10	268,360	4,340	10	930,780	40,160
11	272,700	4,340	11	970,940	40,170
12	277,040	4,340	12	1,011,110	40,170
13	281,380	4,340	13	1,051,280	40,170
14	285,720	4,320	14	1,091,450	40,150
15	290,040	8,270	15	1,131,600	22,850
16	298,310	8,270	16	1,154,450	22,850
17	306,580	8,280	17	1,177,300	22,830
18	314,860	8,260	18	1,200,130	22,840
19	323,120	8,270	19	1,222,970	22,840
20	331,390	8,280	20	1,245,810	22,840

※実際の基準額表は学級数 50 まであり

上記の基準額表では、需用費について学級数9から10での増加額がそれより少ない学級数での増加額より極端に少なくなり、また、備品購入費について学級数1から8までの各増加額が不規則に増減しているように思われる。この基準額表の算定根拠を担当者に確認したところ、「教材に国庫負担制度があった際の教材基準（昭和60年度まで）及びその廃止後に設定された標準教材品目（平成3年度）を参考に、各学年の学級数（小学校：6学年×○学級、中学校：3学年×○学級）に沿って作成し、過去から継続して適用されているとのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わらないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討すべきである。

**【意見】**

需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。

**3-3 情報教育機器整備費（中学校）**

(1) 概要

①目的

生徒用パソコン等の情報教育に必要な機器を整備・管理するとともに、教職員用パソコンのセキュリティ強化用クラウドサーバ機等を運用するため。

②事業概要

市立中学校に整備されている教育用パソコン等の情報教育機器の整備・管理  
（平成30年度の内容）

内容		決算金額 (千円)
情報教育機器賃借料	平成25年度整備分（継続：1年分）	23,779
	平成27年度整備分（継続：1年分）	29,415
	平成29年度整備分（継続：1年分）	48,662
	平成30年度整備分（新規：3ヶ月分）	9,596
情報教育活性化業務（ICT支援員）		5,913
学習支援グループウェア賃貸借業務		4,830
クラウド環境等接続・設定業務		4,475
消耗品購入費		3,994
クラウドサービス利用料		2,624
クラウドサービスヘルプデスク委託業務		2,585
ファイル暗号化ソフトウェア等導入・設定・賃借業務		2,125

### ③事業対象及び選定条件

#### ア 整備内容

- ・ハードウェア（パソコン、周辺機器）
- ・ソフトウェア（ウイルス対策ソフト、ファイル暗号化ソフト等）
- ・クラウドサービス（教職員用ファイルサーバ、教職員用グループウェア等）

#### イ 管理内容

- ・教職員からの問い合わせに対応するヘルプデスク業務委託
- ・学習用ソフト等の活用サポートを担うICT支援員業務委託
- ・その他リース機器一式の保守業務

### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成26年度	128,197	-	128,389
平成27年度	128,581	-	124,104
平成28年度	119,288	-	119,620
平成29年度	116,967	-	117,119
平成30年度	142,848	-	139,291

## (2) 監査手続

①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧し、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、入札結果表、賃貸借業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、電子計算機引渡およびソフトウェア検収完了通知書、見積書、随意契約理由、委託業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、委託事業結果報告書

## (3) 監査結果

①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧した結果、契約については制約付き一般競争入札での落札業者、随意契約業者である日本教育情報機器(株)及び金沢市の3者による賃貸借業務契約となっていた。また、契約書上は、日本教育情報機器(株)が所有する機器の保守管理を落札者が行うとともに、金沢市は日本教育情報機器(株)に対し賃借料を支払う契約となっていた。

この点、業者選定に関して随意契約の理由が妥当かどうか確認したが、随意契約業者である日本教育情報機器株式会社は、レンタル制度を普及する目的で国の指導・支援に基づき平成4年に設立された公共的な性格を有する会社であり、平成7年度より金沢市と順次契約を実施する中で信用実績が認められるとのことであり、特段問題ないものと判断した。

また、情報教育機器の更新に係る費用は多額であり（平成30年度は合計で111,453千円を計上）、情報教育機器整備費（中学校）の全体の事業費の約8割を占めている。当該事業では、中学

校 24 校の生徒用パソコン等を保守込み賃貸借業務契約により 5 年サイクルで更新しているが、機器の状況により 1 年の再リースを行う場合もある。再リースの場合は通常の賃貸借業務契約と比較して大幅に賃借料が低くなるのが一般的であるため、多額である情報教育機器の更新費用を節約することが可能である。

この点、平成 25 年度整備分を再リースとしなかった理由について確認したが、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・以前より、再リース期間における機器の不具合が多かった。
- ・学校における I C T 教育の推進及び 2020 年からのプログラミング教育実施に備え、タブレットとして取り外し、教室等へ持ち出し可能なドッキング型パソコンへの切り替えが必要となった。

その他、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務について、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証したが、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

### 3-4 特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費（中学校）

#### (1) 概要

##### ①目的

特別支援学級を円滑に運営するため必要となる消耗品や、新設の学級に対する初度備品を整備することにより、特別支援教育環境の充実を図る。

##### ②事業概要

消耗品及び初度備品の整備のための予算を各校に配当する。ただし、高額な備品については、学校指導課で購入し、現物支給を行う。

##### ③事業対象及び選定条件

特別支援学級が設置される中学校に対して、学級数・生徒数に応じて予算を配当。

##### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 26 年度	6,320	22 校（新設 9 学級）	4,681
平成 27 年度	6,490	23 校（新設 6 学級）	4,065
平成 28 年度	5,523	23 校（新設 4 学級）	4,232
平成 29 年度	5,373	23 校（新設 7 学級）	4,314
平成 30 年度	6,223	22 校（新設 2 学級）	4,153

#### (2) 監査手続

①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為何書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、見積書、納品書、契約執行伺書、決裁伺書、平成 30 年度特別支援学級運営費配当方針、【中学校】平成 30 年度特別支援学級等運営費配当（確定配当）

### （3）監査結果

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、該当する支出はなかった。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成 30 年度の特別支援学級運営費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、その年の予算の範囲内で公平な配当となるように調整をしており、各単価をはじめ配当方針は毎年同じとは限らない。

（配当額の積算）

$$\begin{aligned} \text{需用費} &= \text{基本額 (40,000 円}^{\ast 1}) + \text{学級割 (25,000 円/学級)} \\ &+ \text{人数割 (特別支援学級: 11,000 円/人、通級指導教室: 5,000 円/人)} \end{aligned}$$

$$\text{備品購入費} = \text{基本額 (250,000 円/学級}^{\ast 2}) + \text{調整額}^{\ast 3}$$

※1：分校は 150,000 円

※2：新設学級のみ。2 学級以上新設の場合は、2 学級目から 170,000 円/学級

※3：過去 5 年以内に閉鎖になった学級が今回再度新設

上記に基づき、配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されおり、特記すべき事項は発見されなかった。

## 3-5 理科教育設備整備費（中学校）

### （1）概要

#### ①目的

理科教育設備現有率（国が定める「基準額」に対する達成度）について、100%未満の学校がほとんどであり、理科教材を重点的に整備することで、中学校における理科教育の振興・充実を図るため。

#### ②事業概要

理科教育振興法に基づき、中学校理科教育に必要な理科教育設備の整備を行う。

#### ③事業対象及び選定条件

理科設備（観察・実験を重視した理科教育実現のための環境整備にかかるもの）

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	理科教育設備現有率（%）	金額（千円）
平成 26 年度	24,400	82.3	24,079
平成 27 年度	16,600	82.6	16,309
平成 28 年度	16,600	82.8	16,474
平成 29 年度	16,600	84.6	16,338
平成 30 年度	16,600	85.1	16,311

## (2) 監査手続

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為伺書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- ③理科教育設備現有率について、他市の同比率との比較を行い、現有率の水準に問題がないことを検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、入札書、見積書、納品書、契約執行伺書、物品完納届、契約締結伺書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、受領書、決裁伺書、【中学校】平成30年度理科教育設備整備費配当方針（暫定配当）、平成30年度理科教育設備整備費の確定配当方針、H30年度理科教育設備整備費暫定配当積算（中学校）、H30年度理科教育設備整備費配当確定額積算（中学校）、平成30年度理科教育設備整備費教材購入計画書、平成30年度当初理科教育設備現有額（備品について）、H30「理科教育設備」に関する調査票集計

## (3) 監査結果

- ①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（10件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の理科教育設備整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

（配当額の積算）

$$\text{配当額} = \text{ア} \times \text{イ} + \text{ウ}$$

ア：学級数による基準額

イ：調整率

基準額に対する予算額の不足分を基準額に応じて各校同率減額し調整

ウ：加算額

科学教育の実践状況等を考慮して加算（備品購入費で21千円）

サイエンスクラブ会場校

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、下記のとおり基準額における学級数の1増加に対する基準額の増加額に一部のばらつきが確認された。

(中学校の需用費及び備品購入費の基準額より作成)

需用費			備品購入費		
学級数	基準額 (円)	学級数の1増加に対する基準額の増加額 (円)	学級数	基準額 (円)	学級数の1増加に対する基準額の増加額 (円)
1	56,000	2,000	1	620,000	60,000
2	58,000	3,000	2	680,000	0
3	61,000	3,000	3	680,000	10,000
4	64,000	3,000	4	690,000	10,000
5	67,000	3,000	5	700,000	10,000
6	70,000	3,000	6	710,000	40,000
7	73,000	3,000	7	750,000	10,000
8	76,000	3,000	8	760,000	10,000
9	79,000	3,000	9	770,000	10,000
10	82,000	3,000	10	780,000	10,000
11	85,000	3,000	11	790,000	10,000
12	88,000	3,000	12	800,000	40,000
13	91,000	3,000	13	840,000	10,000
14	94,000	3,000	14	850,000	10,000
15	97,000	3,000	15	860,000	10,000
16	100,000	3,000	16	870,000	10,000
17	103,000	3,000	17	880,000	10,000
18	106,000	3,000	18	890,000	40,000
19	109,000	3,000	19	930,000	10,000
20	112,000	3,000	20	940,000	10,000
21	115,000	3,000	21	950,000	10,000
22	118,000	2,000	22	960,000	10,000
23	120,000	2,000	23	970,000	10,000
24	122,000	3,000	24	980,000	40,000
25	125,000		25	1,020,000	10,000

上記の基準額表では、備品購入費について学級数6から7、12から13、18から19、24から25での増加額がその他と比較して大きく増加している。この大きく増加している部分の算定根拠を担当者に確認したところ、「国庫補助における設備の基準に関する細目や学校規模及び生徒数等を考慮して作成したものを過去から継続して適用してきている」とのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わりないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討するべきである。



**【意見】**

需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。

③理科教育設備現有率について、金沢市の中学校全体では 85.1%であり（各中学校の最低値は 51.2%、最高値は 114.4%）、国が定める「基準額」に対する達成度は 100%未満となっている。この点、当該数値が他市と比較して低い水準となっていないかどうか、他市の同比率との比較を行っている資料を閲覧した結果、他市と比較して金沢市は極めて高い水準（調査した 53 市の中で一番高い数値）となっていた。

そこで、当該要因について担当課に確認したところ、金沢市では教育基本計画において科学教育の充実を掲げており、理科学に秀でた中学生を対象とした高峰賞の実施や（公財）金沢子ども科学財団の設立など、理科学教育に力を入れていることもあり、理科教育設備に関して国庫補助を活用しながら着実に予算確保に努めた結果、理科教育設備現有率の向上につながったのではないかとのことであった。

よって、上記は概ね妥当な理由であると考えられ、現時点での現有率の水準に特段問題ないものと判断した。

### 3-6 部活動振興費 中学校部活動大会派遣援助費

#### (1) 概要

##### ①目的

スポーツ・文化活動を通して、豊かな人間性と健全な身体の形成を図るために、部活動を支援する。

##### ②事業概要

関係競技団体が主催する石川県大会（金沢教育事務所管轄以外での開催大会に限る）、北信越ブロック大会及び全国大会等に参加する学校に対し、必要な経費の一部を援助する。

##### ③事業対象及び選定条件

ア 金沢市立：県大会以上対象（平成 29 年度から県大会に対象拡大）

イ 金沢市立外：北信越大会以上対象

※対象経費は、交通費、宿泊費及び機材運搬費で、2分の1を補助

※支援対象となる大会の開催地や出場人数（校数）により、決算が大きく変動する

##### ④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	延べ対象生徒数（人）	金額（千円）
平成 26 年度	6,600	332	6,586
平成 27 年度	6,900	287	6,009
平成 28 年度	4,000	388	3,562
平成 29 年度	15,200	1,302	14,866
平成 30 年度	9,800	696	5,255

## (2) 監査手続

①部活動大会派遣援助費の支出について、大会派遣費援助申請書及び関連資料を閲覧し、支出の妥当性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為何書、大会派遣費援助申請書、平成30年度中学校部活動大会派遣援助費（××大会）

## (3) 監査結果

①部活動大会派遣援助費の全支出について、大会派遣費援助申請書及び関連資料を閲覧した結果、交通費は、学校の最寄駅（バス停）から会場の最寄駅までの交通費を基本とし、往復割引・学割・団体割引が適用可能な場合に漏れなく割引が適用されており、妥当な金額として計算されていた。

一方、宿泊料については、連泊の単価も各大会で全て同じ金額となっており、主催団体から宿泊ホテルの指定がない場合は金沢市職員等旅費条例に規定される格付5級以下に相当する額を上限としている状況であった。当該状況について担当課へ確認した結果、原則として各大会が示す宿泊プランの中で一番安いランクのものを基準に担当課が調べた必要額を宿泊料として決めており、実際の費用とは異なるとのことであった。

この点、各学校への補助金額は、担当課が調べた必要額全額ではなく、その2分の1となるため、補助金額が高額とならないように一定の抑制がかかっているともいえる。但し、大会の開催地が県外の遠方の場合で、参加生徒・引率の人数及び宿泊期間によっては、宿泊費を含む旅費が高額となり、実際かかった費用を基準とした本来あるべき補助金額との間に乖離が大きくなる可能性もある。実際、平成30年度においては、1学校で旅費の合計金額が50万円を超える大会が6件あった。

## 3-7 部活動振興費 中学校部活動振興費

### (1) 概要

#### ①目的

部活動に必要な消耗品を補充するとともに、運動部地域指導者（外部指導者）による充実した指導体制の形成、及び部活動指導員業務による教員（顧問）の多忙化を解消（軽減）する。

#### ②事業概要

- ア 部活動に必要な用具の購入経費を各学校に支給
- イ 指導者不足の運動部に外部指導者を派遣
- ウ 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進め、教員の負担軽減を図るための部活動指導員を派遣（平成30年度～）

#### ③事業対象及び選定条件

- ア 部活動消耗品費（各中学校の部活動数に応じて配当）
- イ 外部指導者派遣にかかる報酬（1,000円／時間）
- ウ 部活動指導員にかかる報酬（1,600円／時間）

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	部活動数（部）	金額（千円）
平成26年度	5,828	331	5,838
平成27年度	5,828	333	2,827
平成28年度	6,198	338	6,078
平成29年度	6,200	332	5,933
平成30年度	8,634	323	8,600

※平成30年度より、部活動指導員を配置（7名）（国補助1／3、県補助1／3）  
令和元年度より3名増加し、10名配置

(2) 監査手続

- ①部活動消耗品費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- ②外部指導者派遣報酬について、毎月の支払一覧及び実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した
- ③部活動指導員報酬について、毎月の報酬支給状況及び勤務実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した。

閲覧資料：決裁伺書、平成30年度中学校部活動振興費の配当方針、平成30年度中学校部活動振興費配当積算、支出負担行為伺書、平成30年度金沢市中学校運動部活動地域指導者派遣事業支払一覧（××月分）、平成30年度運動部活動地域指導者派遣事業実績報告書（××月分）、部活動指導員報酬（補助対象経費）支給状況（××月分）、平成30年度中学校部活動指導員モデル配置事業に係る勤務実績報告書

(3) 監査結果

①需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の中学校部活動振興費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、その年の予算の範囲内で公平な配当となるように調整をしており、学校基本額や1部活動当たりの金額等配当方針は毎年同じとは限らない。

（配当額の積算）

$$\text{配当額} = \text{ア} + \text{イ} \times \text{ウ}$$

ア：学校基本額（各校63,000円）

イ：部活動合計数による配当額（部活動数×12,000円）

ウ：調整率（1.029%：予算内で最大限各校に配当なされるように調整した率）

上記に基づき、配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されおり、特記すべき事項は発見されなかった。

②外部指導者派遣報酬について、毎月の支払一覧及び実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、平成 30 年度は 26 人の外部指導者に謝礼金を支給しているが、指導時間に基づき単価 1,000 円で計算された金額を支給しており、また、年間の指導時間の合計については全員が年間の上限である 20 時間以内（26 人中 23 人が 20 時間）であることを確認した。

③部活動指導員報酬について、毎月の報酬支給状況及び勤務実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、平成 30 年度は 7 人の部活動指導員に謝礼金を支給しているが、指導時間に基づき単価 1,600 円（県の要領に基づいた金額）で計算された金額を支給していることを確認した。

また、当該事業は、石川県市町立中学校部活動指導員モデル配置事業であり、国と県でそれぞれ 3 分の 1 ずつの補助金の対象となっている。補助対象経費である 2,352 千円の 3 分の 2 の金額である 1,568 千円が補助金として適正に交付申請され、同額の補助金の交付を受けていることを確認した。

## 4 学校保健費

### 4-1 学校保健検診費

#### (1) 概要

##### ①目的

児童生徒の各種疾病について、早期発見と適切な指導を行い、健康増進と学習能率の向上を図る。

##### ②事業概要

毎学年定期に実施するものとされている児童生徒等の健康診断（学校保健安全法第 13 条）における検査項目（同施行規則第 6 条及び第 7 条）のうち、外部委託が必要となる項目について、委託事務を行う。また、思春期貧血（鉄欠乏性貧血）及びその疑いのある生徒や、小児生活習慣病としての高脂血症又は糖尿病の生徒の早期発見を目的として、中学校第 2 学年生徒のうち希望者を対象に、血液検査を実施する。

##### ③事業対象及び選定条件

#### ア 法定検査

##### i 委託検査機関

公益社団法人金沢市医師会及び民間事業者

##### ii 検査項目等

	対象児童生徒	平成 30 年度 対象人数(人)
心電図検査	小学校第 1 学年児童 中学校第 1 学年生徒	7,502
尿検査	全小中学校の児童生徒	※ 35,692
結核検査	問診やアンケート等により必要と判断された児童生徒	40

※再検査の人数を含む

## イ 血液検査

### i 委託検査機関

公益社団法人金沢市医師会

### ii 検査項目等

	対象生徒	平成 30 年度 検査人数(人)
貧血検査 高脂血症、肥満検査 糖尿病検査	中学校第 2 学年生徒の希望者	1,062

## ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額 (千円)	件数(件)	金額 (千円)
平成 26 年度	26,069	-	25,422
平成 27 年度	25,979	-	25,148
平成 28 年度	22,349	-	21,231
平成 29 年度	21,849	-	21,415
平成 30 年度	21,869	-	21,286

## (2) 監査手続

①委託事業につき、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：委託業務結果報告書、契約締結伺、委託契約書、入札結果表、契約執行伺、支出負担行為伺書 等

## (3) 監査結果

①委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

## 4-2 学校保健センター費

### (1) 概要

#### ①目的

児童生徒の体と心の障害について、早期発見により適切に指導し、健康増進と学習能率の向上を図る。

#### ②事業概要

児童生徒等の心身の健康に関して、適切な健康相談及び保健教育等を行うために、以下の業務を公益財団法人金沢健康福祉財団に委託する。また、健康診断結果に基づく心臓二次検診についても併せて当該法人に委託する。

区分	科目	事業項目
健康相談	内科、眼科、耳鼻科	健康相談
	精神科	カウンセリング
	肥満、痩身	健康相談、調理実習
保健指導	環境衛生	手洗い指導
	歯科	歯科保健指導
	その他専門家派遣	助産師講話 等

### ③事業対象及び選定条件

学校保健安全法第 10 条により、学校においては、健康相談又は保健指導を行うにあたって、必要に応じて地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとされている。公益財団法人金沢健康福祉財団（以下、「健康福祉財団」という。）は、児童生徒の健康増進を目的の 1 つとして設立され、学校保健・学校環境衛生についての専門的な研究・実施体制を備え、当該事業を総合的に実施できる唯一の団体であることから、随意契約による委託先として選定されている。

上記の健康相談事業及び保健指導事業については、希望する保護者や児童生徒又は各学校が直接、委託先である健康福祉財団に申し込みを行われ、活用されるものである。

### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	件数(件)	金額（千円）
平成 26 年度	12,200	-	11,636
平成 27 年度	12,200	-	11,812
平成 28 年度	12,200	-	11,614
平成 29 年度	12,200	-	11,952
平成 30 年度	12,800	-	10,612

## (2) 監査手続

①委託事業につき、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

②事業報告を閲覧し、保健センター機能が有効に活用されているか検証した。

閲覧資料：契約締結伺、委託契約書、契約執行伺、支出負担行為伺書、平成 30 年度学校保健事業報告 等

## (3) 監査結果

①委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②学校保健センター機能の活用実績について

平成 30 年度の事業報告によれば、平成 30 年度において健康相談を利用した児童生徒数の実績

は以下のとおりであり、金沢市の児童生徒数を踏まえると、十分に活用されていない傾向がうかがえる。

区分	利用人数(人)
内科、眼科、耳鼻科	0
精神科	43
肥満、痩身	26

例えば、上記報告では平成 30 年度の身体測定結果に基づく肥満傾向児・やせ傾向児の人数は 2,460 人とあるが、健康福祉財団が保健センターとして行っている相談業務（すこやか発育改善塾）への参加人数はこのうち約 1.0%と、極めて利用実績が少ない状況にある。

金沢市教育委員会では、児童生徒の心と体の健康づくりに関する行政施策を取りまとめた「金沢市健康教育推進プラン 2019」において、健康相談事業の充実・利用促進を掲げている。当該方針に鑑み、健康相談事業の内容や利用促進策について見直しを行う必要がある。

**【意見】**

公益財団法人金沢健康福祉財団に委託されている児童生徒の健康相談事業の利用実績が極めて少ない。健康相談事業の利用促進策について見直しを行う必要がある。

**4-3 日本スポーツ振興センター共済掛金**

(1) 概要

①目的

独立行政法人日本スポーツ振興センター(注)に対して掛金給付を行い、スポーツの振興及び児童生徒の健康の保持増進を図る。

(注) 日本スポーツ振興センターはスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、スポーツの振興のために必要な援助や学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付等を行うことを目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき設立された法人である。

②事業概要

共済掛金の金額等は独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び同施行令により定められており、保護者負担分以外の部分を学校の設置者である市が負担する。小中学校の児童生徒の保護者負担分については、4割から6割の範囲内で市が決定する。

平成 30 年度の児童生徒一人あたりの年間の共済掛金及び金沢市における保護者負担額は以下のとおりである。

	掛金額	うち、保護者負担額
一般の児童生徒	945 円	460 円
生活保護法の要保護世帯(※)	945 円	0 円
就学支援制度の対象者(※)	65 円	0 円

※一部、国庫による補助がある。

③事業対象及び選定条件

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく法定の支出である。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
平成26年度	33,580	35,635	33,291
平成27年度	33,375	35,417	32,078
平成28年度	33,400	35,109	32,778
平成29年度	31,900	34,800	32,499
平成30年度	32,720	34,675	32,415

※上記は保護者負担分を含む金額である。

(2) 監査手続

①担当課への質問及び関連資料の閲覧により、共済掛金の金額が適切に計算・納付されているか検証した。

閲覧資料：災害共済契約者名簿、共済掛金支払明細書、支出負担行為伺書、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの各種通知書 等

(3) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

#### 4-4 日本スポーツ振興センター医療給付金

(1) 概要

①目的

「4-3 日本スポーツ振興センター共済掛金」からの医療給付金を給付し、保護者の負担を軽減することをもって、スポーツの振興及び児童生徒の健康の保持増進を図る。

②事業概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターで決定された医療給付金を各学校を通じて保護者に支給する。同額が金沢市の歳入となるため、金沢市としての負担はない。

③事業対象及び選定条件

独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付決定に基づき対象児童生徒の保護者へ給付する。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
平成26年度	36,900	5,302	34,615
平成27年度	36,900	4,755	51,486
平成28年度	36,900	4,166	15,949
平成29年度	27,600	4,019	47,838
平成30年度	24,700	4,223	14,442



## (2) 監査手続

①支出に係る事務の適切性を検証するため、平成 30 年度の支出のうち特定の 2 カ月を抽出し、各学校を通じて行われた保護者への個別の支払が、が独立行政法人日本スポーツ振興センターでの決定どおりに行われているか、関連資料の閲覧により確認した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの各種通知書、日本スポーツ振興センター災害共済給付金資金前渡精算書、振込依頼書等の支払記録

## (3) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

# 5 体育振興費

## 5-1 中学校体育連盟運営事業交付金

### (1) 概要

#### ①目的

金沢市中学校体育連盟が行う市内各中学校の体育部活動運営事業に対し、交付金を交付し、生徒の体力向上及びスポーツ精神のかん養を図り、加賀地区大会、県大会、北信越大会、全国大会での入賞を目指す。

#### ②事業概要

大会開催や選手強化等に必要な経費を金沢市中学校体育連盟に交付する。

#### ③事業対象及び選定条件

金沢市中学校体育連盟

#### ④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算
	金額（千円）	金額（千円）
平成 26 年度	17,000	17,000
平成 27 年度	17,000	17,000
平成 28 年度	17,000	17,000
平成 29 年度	17,000	17,000
平成 30 年度	17,000	17,000

## (2) 監査手続

①交付金の支出について、交付金交付申請書及び関連資料を閲覧し、支出の妥当性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為伺書、概算払精算請求書、決裁伺書、交付金交付申請書、交付金交付決定通知書、交付金確定通知書、事業結果報告

### (3) 監査結果

①交付金の支出について、交付金交付申請書及び関連資料を閲覧した結果、交付金交付申請書の添付書類（事業計画書、収支予算書等）で交付金額の前提となる大会名及び内容等が項目毎に明確にされており、また、事業結果報告の添付書類（事業実施内容、収支決算書等）においても同様に明確にされていた。結果として、金沢市中学校体育連盟には毎年同額の 17,000 千円を交付しているが、交付金交付申請書や事業結果報告書の提出を受ける際に、関連書類を吟味するとともに、特に収支予算書及び収支決算書については担当者から使用状況等の内容を確認しているとのことであった。

また、当該事業に係る交付金が他事業「**3-6 中学校部活動大会派遣援助費**」の援助費と重複がないか担当者に確認したが、本事業に係る交付金は、県大会選手派遣費としての支給であり、支給額は団体内の予算額を超えないように傾斜をかけるため、各学校の積算額の半分かそれ以下であることに対して、「**3-6 中学校部活動大会派遣援助費**」は、金沢教育事務所管轄外の大会のみ2分の1を支給しているため、重複することはないとのことであった。よって、支出の妥当性は特段問題ないものと判断した。

## 第4章 学校監査

### 1 学校監査の概要

金沢市には令和元年5月1日現在で53校1分校の市立小学校、24校1分校の市立中学校がある。それらの学校では、学校が管理主体となり行っている金銭や備品等の取り扱いが存在する。そこで、本監査では学校の財務事務についても監査対象に含めることとした。但し、監査時間の効率的配分のため、監査要点を、資金取り扱い状況、学校徴収金、備品等管理、勤怠管理、図書管理の5項目に絞った。なお、学校徴収金は学校が取り扱う金銭ではあるが市の公金ではなく、私費の管理を学校が行っているというものである。

監査の実施方法としては、上記77校2分校の中から、小学校3校、中学校3校を選択して学校現地を訪問し監査を行った。なお、学校を選択に当たっては児童生徒数により、小規模、中規模、大規模からそれぞれ小中学校1校ずつ選択した。

#### 学校名と監査実施日

監査実施日	学校名	児童数	学校名	生徒数
8月5日	花園小学校（小規模校）	146人	兼六中学校（大規模校）	722人
8月8日	田上小学校（大規模校）	903人	犀生中学校（小規模校）	108人
8月26日	泉小学校（中規模校）	652人	泉中学校（中規模校）	397人

※児童数、生徒数は令和元年5月1日現在

### 2 資金取り扱い状況

#### (1) 概要

①金沢市立小・中学校では、学校の管理運営上必要な物品の購入、修繕、借上げ、備品(税込5万円未満)の購入等に要する費用の支払のため資金前渡制度を運用している。

資金前渡制度は、概略、以下の手順で運用されている。

- ・ 毎月1度、必要とされる金額を教育委員会に請求して送金を受ける。
- ・ 請求は前月の20日までに行い、当月の8日に各学校の当座預金口座に入金する。
- ・ 物品の購入等の支払は、業者に小切手を手渡して行っている。
- ・ 購入を証明する書類として、請求書/領収書を保管している。
- ・ 月末に使い残し(残金)がある場合、都度、小切手を用いて金沢市が発行する納付書により金沢市の口座に全額返金している。

#### (2) 監査手続

①市立小・中学校の資金前渡制度が効率的に運用されているか確かめるため、各校の学校事務担当者に質問を行った。また、聞き取った内容が正確であるか、適宜、経理資料で確認を行った。

閲覧資料：資金前渡制度等運用基準、当座勘定照合票、校費資金前渡請求書、校費資金前渡精算書、小切手帳 等

### (3) 監査結果

#### ①支払及び返金時の小切手の使用の見直しについて

各学校は、業者への支払について専ら小切手を使用している。また、毎月の残金の返納についても、小切手を使用している。かつて、取引銀行は小切手帳(50枚綴)を無償で提供していたが、現在、1冊3,300円で販売している。このため、市内全域の市立小・中学校で支払および返納の都度、実質的に66円(3,300円÷50枚)の実費が発生していることになる。

以前は小切手帳が無償で供与されていたため、現在まで利用を続けていると考えられるが、有償化後の近年の経緯を考えると更なる値上がりも十分に予想されるところであり、制度を見直す時期が来ているのではないかと考えられる。

資金前渡制度に関して、小切手に替えてインターネットバンキングや口座振込による支払を利用すれば、公金であるため送金手数料をすべて無料にできるから、市立小・中学校全体としてのコスト低減が期待できる。なお、県内の他市町においては、学校で行う支払い事務の中に、インターネットバンキングを既に導入している実績もある。

#### 【意見】

学校現場での各種経費等の支払事務において、不正防止策を施した上で、インターネットバンキングや口座振込を利用する方法について検討する必要がある。

また、支払事務におけるインターネットバンキング等の利用に留まらず、学校事務全般について、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一的なシステム化の導入を検討し、将来的な働き方改革に繋げていくことが望まれる。

#### 【意見】

学校事務全般について、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一的なシステム化の導入を検討する必要がある。

#### ②資金前渡期間の見直しについて

各学校からの教育委員会への資金の請求は前月の20日までに行い、翌月の8日に学校の当座預金口座に入金が行われている。このため、月の初めから7日まで手元に支払資金がない状態にあり、緊急に物品の購入、修繕等が必要で、入金日である8日まで事態を放置することができない場合、手元に資金がない状態で外部に発注を掛けることになる。つまり、「支出負担行為伺」を資金の裏付けなく、実施する必要に迫られることになっている。

年度替り時(4月初日)では送金実施が実質的に不可能であることから、これに引き摺られて年間を通じて8日の入金になっているものと考えられるが、年度末を除き、資金受領日から当月末までの資金前渡期間を見直して毎月8日から翌月7日に設定することにより、手元資金の「空白期間」を埋めることができる。

#### 【意見】

各学校における資金前渡期間を当月入金日から翌月入金日の前日までの1ヶ月分とすることにより、資金の空白期間がなくなるよう手続を改める必要がある。

### ③納品書の保管について

物品の購入等を証明する書類については、現在、請求書や領収書を保管することで足りることとなっているため、納品書は事務担当者の任意により一時的にしか保管されていない。そのため、後日、納品の事実を証明できる文書はない状態となっている。また、複数の学校で、学年度末に支出が集中する現象が確認できたが、例えば、3月に支払った物品・消耗品が年度内に納品されているか、納品書の保管義務がないため、後日、確認できない状況にある。

新聞の購読など一部の例外を除いて、納品書の受領は広く行われており、請求書/領収書と別のファイルに綴じ合わせれば、現実には納品書は問題なく保管可能である。但し、地方自治体においては納品書を保管しない事務が広く行われていることもあるので、今後の地方自治体の内部統制制度導入の推移を見ながら、必要な納品書は残していくことが望まれる。

#### 【意見】

学校での物品等の購入の際には、請求書や領収書のみならず納品書も保管することが望ましいが、事務の増加も勘案して、学校現場に適した必要書類とその保管について検討を進める必要がある。

## 3 学校徴収金

### (1) 概要

①学校徴収金とは、個人が使用または所有する教材費、校外活動費、修学旅行費及びその他の教育活動に要する経費で、保護者負担が適当と考えられ、教育効果を高めるために学校が保護者から徴収、管理する経費である。学校徴収金は金沢市の公金ではないが、学校が徴収と支払を管理している金銭であり、「金沢市立学校徴収金取扱要領」を定めて学校徴収金の適切な管理運営に努めている。

### (2) 監査手続

①平成30年度の学校徴収金の出納簿、領収書等の原始証憑、徴収伺書、銀行預金通帳を閲覧し、それらの整合性や管理状況を確認した。また、現金や預金通帳の保管場所の視察を実施した。

閲覧資料：徴収金差引簿兼現金出納簿、徴収伺書、領収書等の支出根拠資料、銀行預金通帳

### (3) 監査結果

①金沢市立学校徴収金取扱要領に定められた事項は、概ね遵守されていた。現金及び預金通帳の保管、出納簿や領収書綴の作成、関係書類の校長確認印及び5年間保存は適正に行われていた。

但し、徴収金差引簿兼現金出納簿と領収書の金額が少額合わないものが散見される学校があった(兼六中学校)。これについては、教材等の購入人数が変更になって後日調整が入り、領収書と出納簿が不一致となることが原因である。他の学校で同様の事象が生じている訳ではないので、改善は可能であると思われる。

## 4 備品等管理

### 4-1 備品管理

#### (1) 概要

①市立小・中学校で購入した備品は、備品台帳に登録して、毎年3月31日現在に帳簿と現品とを照合の上、現在高を報告することとなっている(金沢市財務規則第257条)。また、各備品には、備品の管理番号を識別できる管理シール(棚札)が貼付されることとなっている。

#### (2) 監査手続

①市立小・中学校の物品管理の状況について、各校の担当者に質問を行った。また、物品管理の状況を確認するため、適宜、物品台帳と現品との照合を行った。

閲覧資料：金沢市財務規則、重要物品台帳、備品台帳、物品点検・引継調書、保管転換送付書、物品組替調書、物品取得調書、物品返納書

#### (3) 監査結果

##### ①実地棚卸のあり方について

- ・ 備品台帳と現品との照合において、以下の検出事項があった。  
監査会場となった図書室の机が備品台帳には7個登録されているところ、現品は6個しかなく、しかも管理シールの貼付を欠いているため、備品台帳と現品との照合が行えない状態となっている。
- ・ 数学準備室に登録されている「方眼黒板」が2つ見当たらない。逆に備品台帳に登載されていない「昭和45年12月21日」取得の「方眼黒板」が使用可能な状況で置かれている。(以上、兼六中学校)
- ・ 管理シールが適切に貼られていないもの・・・7点
- ・ 台帳に記載はあるが現物が見当たらないもの・・・10点
- ・ 台帳と現物は一致しており、管理シールもあるが、管理番号が台帳と異なるもの・・・1点
- ・ この他、管理シールは以前使用されていた旧型のシールが貼付されたままとなっており、管理番号も現在の台帳と異なるものが多くみられた。(以上、犀生中学校)
- ・ 管理シールの貼付がないため、現品と備品台帳との照合が行えなかった。・・・アナログ前屈計および得点板(各1点)(泉中学校)

備品について、金沢市の財務規則は、その購入、移動、除却(取得、保管転換、返納)等の手続を定めているが、当該財務規則は、台帳記録の実在性を担保するため、帳簿と現品との定期的な照合作業(実地棚卸)を実施すべきことも定めている。実地棚卸は、照合対象となる資産を網羅した事前の実施計画に従って、通常2名1組で行うことが原則である。もし人手が足りない場合には、循環棚卸とあって、複数年で照合作業を巡回的に実施する方法が取られる場合もある。

上記の検出事項は、帳簿と現品との定期的な照合作業が的確に行われていれば、既に是正されているはずの事案であり、実地棚卸の原則の不徹底に原因があると考えられる。実地棚卸の作業は、各校において、管理備品については各校の物品管理担当者、教材備品については各教

科担当の教員といった個人任せになっている状況が見受けられた。本来であれば、組織として、計画的かつ網羅的に実施されることが望ましい。

**【指摘事項】**

備品の实地棚卸について、複数人で実施し、正確な記録の確保を図るべきである。

②借受品の記帳について

泉中学校において、備品台帳に記載のない現品が複数あったため、記載漏れかと担当者に尋ねたところ、市立中学校の備品ではなく、育友会（PTA）の拠出による「借受品」との回答があった。学校の帳簿には何らの記録もないが、借受品も実質的には学校に備え置かれた物品であり、管理責任は学校側にあるものと考えられる。

**【意見】**

借受品について、管理責任は学校にあると思われる。財産台帳に参考資料を添付しておく等の対処により、实地棚卸の対象として適切に管理する必要がある。

③学校統合時の備品管理のあり方について

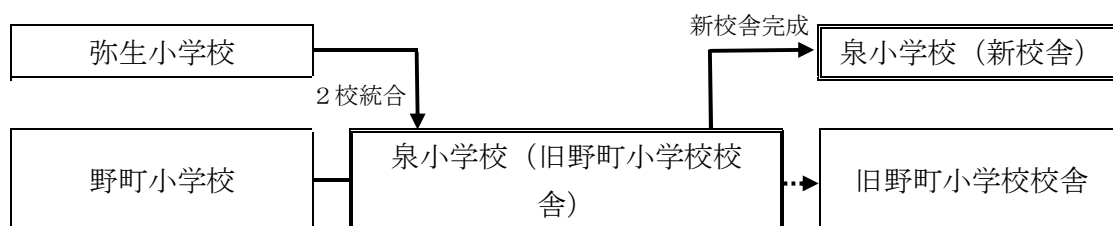
現在、泉小学校の備品台帳で管理している備品には、現時点で泉小学校にあるものに加えて旧野町小学校に保管されているものが混在していることが判明した。その経緯は以下のとおりである。

ア 平成 26 年 4 月に野町小学校が弥生小学校と統合して泉小学校が開校した。

- ・ 開校当初、泉小学校は旧野町小学校の校舎を使用、並行して旧弥生小学校の敷地に新校舎を建設。
- ・ 弥生小学校の閉校と共に、旧弥生小学校の備品のうち旧野町小学校に移転したものを旧野町小学校の備品と併せて「泉小学校」の備品台帳に移管した。

イ 平成 29 年 4 月に泉小学校の新校舎が完成、現在の校舎に移転した。

- ・ 新校舎の完成後、備品の大部分は現在の校舎に移転したが、一部は旧野町小学校校舎に残っている。
- ・ そのため、「泉小学校」の備品が新校舎にあるのか、旧野町小学校校舎にあるのか、所在が明確に分からない状態になっている。



この他、前記 ①「实地棚卸のあり方について」に記載したように、犀生中学校において監査人が抽出したサンプル（25 点）のうち、半分弱（10 点）について現物が見当たらなかったが、昭和

時代に取得した備品について見当たらないものが多かった。犀生中学校は、過去に他の学校と統合しており、統合時に持ち込まれた備品について、廃棄したにもかかわらず、台帳に登載したままになっているためと思われる。

こうした検出事例は、学校統合時の物品の登録に関する事前指示の不徹底に原因があるのではないかと思われる。少なくとも、各学校の物品担当者にすべての管理責任を負わせ、事後処理を委ねることには無理があると考えられる。学校統合という事態は、不定期に発生するものではあるが、今後も想定し得るので、教育委員会から明確な指示を出す等の対策が必要である。

#### 【指摘事項】

学校統合が行われた場合において、備品台帳の整備状況に数多くの不備が見受けられる。備品管理、特に帳簿の移管について、教育委員会において学校現場に明確に指示し、適正に管理すべきである。

## 4-2 薬品管理

### (1) 概要

①市立小・中学校においては、年度当初に理科用薬品の管理についての保管責任者を定め、年2回、理科用薬品現有一覧表を教育委員会に提出するとともに、「毒物及び劇物管理簿」を作成、定期的に現有残量の確認を行わせることになっている。各学校の保管責任者（薬品管理担当者）には、通常、理科教員が任命されている。

### (2) 監査手続

①市立小・中学校の薬品管理の状況を確認するため、適宜、保管場所と現品の照合及び管理簿と現品との照合を行った。

閲覧資料：理科薬品の適切な管理に関して（学校指導課）、理科用薬品現有一覧表、理科薬品（毒物・劇物）管理簿

### (3) 監査結果

①理科薬品の保管されている薬品庫、薬品棚は常に施錠されていた。

理科薬品（毒物・劇物）管理簿（「管理簿」）と現品との照合において、以下のような検出事項があった。

- ・ 管理簿に残量減少の理由（「使用目的」欄）の記載がないもの。・・・1点（花園小学校）
- ・ 管理簿に記載があるが現物がないもの。・・・2点
- ・ 管理簿に記載がないが現物があるもの。・・・1点
- ・ 管理簿と現物とで残量が異なるもの。・・・6点
- ・ 管理簿と現物とで置かれている場所が一致しないもの。・・・1点（以上、兼六中学校）
- ・ 管理簿と現物とで残量が異なるもの。・・・3点
- ・ 管理簿に記載があるが現物がないもの。・・・2点（以上、犀生中学校）
- ・ 管理簿に残量の記載がないもの。・・・1点（泉小学校）



これらの検出事項は、保管責任者である理科教員に作業を委任して二重チェックが働いていないことに主な原因がある。

#### 【指摘事項】

毒物・劇物については特に慎重な取り扱いが求められることから、定期的に、複数人での薬品管理簿の確認を行うべきである。

## 5 教職員勤怠管理

### (1) 概要

①昨今、教員の長時間労働問題が取り沙汰されることが多くなっている。また、働き方改革が叫ばれており、学校も対応が求められている。教職員の勤務状況自体は本監査の対象とするものではないが、勤務状況を把握するための根拠資料が正しく作成されていることが、労働時間問題に対処するための必須要件であるため、勤務状況に関連する書類を閲覧し、各書類の整合性を検討することによりその信頼性を確かめることとした。

### (2) 監査手続

①以前から継続して作成されていた出勤記録、休暇記録、外出記録、それに加えて労働時間問題に対処するため新たに作成し始めた勤務時間集計等を閲覧し、それぞれの整合性を検討した。

閲覧資料：平成 30 年度出勤簿、学校日誌、年次有給休暇処理簿、病気休暇・特別休暇承認簿、出張命令簿兼復命書、職務専念義務免除願、勤務時間管理簿

### (3) 監査結果

①閲覧した資料において、矛盾や不整合は検出されなかった。勤怠管理は適正に行われていると思われる。また、新たに作成し始めた勤務時間集計表では、前年と比較することができるが、訪問した全校で労働時間の減少が認められた。

## 6 学校図書管理

### (1) 概要

①国は学校図書館の整備充実を図るため、運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を定めている。また、金沢市は学校図書館で受け入れる図書・資料について「金沢市立小・中学校図書館資料選定基準」を定めており、選定の際の判断基準としている。

### (2) 監査手続

①学校訪問日に学校司書が在室していた 2 校において、学校図書館の運営状況について質問し、また学校図書の受入・除籍に関する資料を閲覧した。学校司書が不在の 4 校では当該手続は実施していない。

閲覧資料：消耗性図書返納書、除籍一覧、選書リスト

(3) 監査結果

①学校図書館の運営状況について質問した結果、「学校図書館ガイドライン」に適合せず問題となるような事象は検出されなかった。学校図書の受入・除籍については定められた規程に従って実行されていた。また、全校に導入されている図書管理システムを利用して日常の貸出・返却、新図書の受入及び不要と判断した図書の除籍が行われており、図書館業務が効率的に行われていることを確認した。

## 第5章 過年度の指摘、意見等への対応状況

この項では、過去の包括外部監査において、全庁横断的な監査テーマの中で教育委員会所管事業が取り上げられ、それについて指摘事項や意見等が記載されたものを対象とし、その措置の状況や現在の状況を検討した。

### 1 学校の特別教室の利用について

#### (1) 過年度監査の概要

##### ①記載された事項

##### (指摘事項)

各学校における特別教室の利用は、基本的に学校の判断によっており、金沢市(教育委員会)としての明確な基準が存在しない。基準の作成が望まれる。

##### ②監査報告年度 平成16年度

##### ③背景

学級数に対する特別教室の割合や特別教室の内訳は、各学校によって大きく相違している。これが各学校の教育上の特色のために相違しているのであれば異論はないが、現場視察によると、有効に利用されていないと思われる教室(学年利用室や吹奏楽活動室など)や、必要以上に用意された資料室などが散見される。またこの割合が大きく変動すると、義務教育でありながら、教育環境にアンバランスが生ずる結果となると思われる。

#### (2) 措置の状況

①措置公表日： 平成18年3月13日

②措置内容： 学校は、その特色やこれまでの経緯、規模、児童・生徒数など条件が異なるため、特別教室に関する一律の基準を設けることは考えていない。なお、学校施設の目的外利用など有効利用を図ることは必要であると考えられるので、管理や安全面の問題も考慮しながら対応することとした。

#### (3) 現在の状況

前回指摘を受けた3校のうち、現在も利用されている学校は1校のみである(その他2校は、建替及び閉校)。目的外利用などの活用について、管理・安全面の問題も考慮しながら対応しているところであり、当該1校においては、平成25年度に申請があり、学校施設の使用を許可している。現在は申請がないため、目的外使用等で貸出しはしていないが、申請があれば審査し貸出す体制はできている。

#### (4) 結論

特別教室過剰の学校があることは、その後の少子化進行により教室自体が余っている現況において、より大きな視点で捉えるべき問題となっており、この措置対応の適否について、現在は論ずる価値があまりない状況である。なお、特別教室の目的外使用は可能となっており、この面では対応されたとと言える。

## 2 学校開放制度について

### (1) 過年度監査の概要

#### ①記載された事項

##### (指摘事項)

学校開放を制度的に行っていない学校がある。また、学校開放業務を委託する管理委員会への委託業務の抜本的見直しが必要である。

#### ②監査報告年度 平成 16 年度

#### ③背景

開放した学校施設の活用促進のため、金沢市としては管理委員会という制度を設けて運営を行っているが、管理委員会が組織できないため、学校開放が制度的に行われているとは言い難い学校が6校ある(中学校5 小学校1)。地域の事情があつて管理委員会が組織できない場合には、本来、管理委員会という制度の導入を決めた金沢市が責任をもって公民館等と協力し、地域の理解を求めながら学校開放業務を行うべきものである。

また、開放した学校施設の利用に当っては、利用者の鍵の取り扱いを厳しくし、守れないものへの利用の拒否を規約上明確にするなどにより、管理委員会への委託業務を軽減し、委託費用の削減を図るべきである。

### (2) 措置の状況

#### ①措置公表日： 平成 18 年 5 月 11 日

②措置内容： 管理委員会が組織できない学校についても、要望があれば個別に教育委員会の判断で開放している。なお、指摘の6校中、1校は平成17年9月より管理委員会を組織しており、他の5校についても、地域の理解を求めながら、開放業務を進めていく。

また、開放施設に鍵保管庫を設置し、平成17年6月より委託業務を抜本的に見直した。利用者責任を明確にし、管理委員会への委託業務を軽減した。併せて委託費用の軽減を図った。

### (3) 現在の状況

指摘のあった6校中4校については既に学校開放業務を行っている。残りの2校についても施設の整備状況を見据えつつ、学校や地域と協議を行っていく。なお、当該2校が現在、学校開放を行っていない理由は次のとおりである。

①新校舎の体育館は外構工事も含めると令和2年度中に完成予定である。併設されている小学校の学校開放事業の稼働状況も勘案し、今後は学校や地域と協議を行っていく。

②体育館と校舎との仕切シャッターが設置されていないため、防犯上の理由で学校開放事業を行っていない。

### (4) 結論

過年度の意見に沿って改善が図られており、問題はない。

### 3 共同調理場のコスト管理について

#### (1) 過年度監査の概要

##### ①記載された事項

(意見)

今後の課題として、どの調理場がコスト面で効率的に運営されているかということを経営的に把握できる管理体制の構築が必要と考える。

##### ②監査報告年度 平成 16 年度

##### ③背景

金沢市には、現在ミルク給食の学校は 5 中学校あり、今後、新規の共同調理場の建設を視野に入れながら、完全給食の実施を目指していく方針である。しかし、学校給食の調理方式をどの方式にするかは、各方式によるメリットとデメリットを総合的に勘案しながら決定する必要があり、その中でもコスト計算は重要な要素であることは間違いなく、各方式によるコストを比較しながら検討する必要がある。

#### (2) 措置の状況

①措置公表日： 平成 18 年 3 月 13 日

②措置内容： 学校に併設されている調理場については、光熱水費が把握できるよう、順次、子メーターを設置するなど、効率的な運営の確立に向けた管理体制の構築を進めることとした。

#### (3) 現在の状況

小立野共同調理場については、平成 24 年の小学校改築時あわせて、上水道・下水道の子メーターを設置しているが、その他については設置されていない。子メーター設置料金や基本料金が別途かかり、追加料金がかかることは経費面で合理性に欠けるため設置していない。

#### (4) 結論

本監査報告書の第 3 外部監査の結果 第 1 章教育総務課所管事業 9-1 共同調理場施設衛生環境改善事業費において「金沢市学校給食調理場再整備計画の進捗が遅れている。」、9-2 共同調理場施設設備整備費において「学校給食運営の効率性・経済性の観点から、外部委託の拡大について検討を行う必要がある。」という意見を述べている。平成 16 年当時と環境が変わっている部分もあるが、根本は同じ問題として残っている。予算の制約が大きいものと思われるが、対応が必要であると考えます。

なお、本年の金沢市議会 12 月定例会議会において、市長が、学校給食の共同調理場新設のため、石川県央土木総合事務所跡地の取得を県に申し入れたことを明らかにした。これが実現すれば、状況は改善に向かうものと思われる。

#### 【意見】

共同調理場については、より優先度を上げて「金沢市学校給食調理場再整備計画」を推進し、統廃合を進める必要がある。

## 指摘事項・意見一覧

### 1. 指摘事項 4件

#### 【教育総務課所管事業】

番号	頁	内 容
1	58	・学校環境衛生管理費について 学校衛生管理基準に基づく定期検査のうち、空気検査については、全校を対象に毎年度1回定期的に検査を行うべきである。また、基準値を超過した教室等については、翌年度も検査対象とすべきである。

#### 【学校監査】

番号	頁	内 容
2	153	・実地棚卸のあり方について 備品の実地棚卸について、複数人で実施し、正確な記録の確保を図るべきである。
3	154	・学校統合時の備品管理のあり方について 学校統合が行われた場合において、備品台帳の整備状況に数多くの不備が見受けられる。備品管理、特に帳簿の移管について、教育委員会において学校現場に明確に指示し、適正に管理すべきである。
4	155	・薬品管理について 毒物・劇物については特に慎重な取り扱いが求められることから、定期的に、複数人での薬品管理簿の確認を行うべきである。

### 2. 意見 22件

#### 【教育総務課所管事業】

番号	頁	内 容
1	27	・学校用地借上料について 現状、支払っている借上料（賃借料）については、近傍類似の民間賃貸実例に比して多額に支払われているものと考えられることから、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。
2	63	・共同調理場費 共同調理場施設衛生環境改善事業費について 学校給食調理場の衛生環境の改善と施設運営の効率化のために、「金沢市学校給食調理場再整備計画」に基づく統廃合を推進する必要がある。
3	68	・共同調理場費 管理運営費について 学校給食運営の効率性・経済性の観点から、学校給食調理業務の外部委託化の拡大について検討を行う必要がある。

【学校職員課所管事業】

番号	頁	内 容
4	75	・コミュニティ・スクール推進費について 本事業が有効に発展していくため、2年目以降は学校ごとに工夫が見られる事業となることが望ましい。全校で一律の委託料を交付しているが、弾力的な運用ができないか検討を行う必要がある。

【学校指導課所管事業】

番号	頁	内 容
5	89	・いじめを許さない学校づくり推進費について 金沢市いじめ防止等対策委員会の議事録を作成する必要がある。
6	95	・特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費について 用務先に対する謝礼は現金支給し領収書を入手することが望ましいが、謝礼として図書券等の金券を贈呈する場合、精算書等で支出先、何のための支出か等を明記する必要がある。
7	95	・特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費について 税務上の問題が生じる可能性があることから、謝礼の支出先が法人の場合、支出は個人口座ではなく法人口座へ行う必要がある。
8	112	・西町教育研修館管理運営費について 老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。
9	116	・教材整備費 学校図書更新費（小学校）について 現在の図書更新計画（2018～2022年）の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。
10	117	・教材整備費 教材整備費（小学校）について 需用費及び備品購入費について、配当方針に基づき各学校に適正に配分するために、配当根拠資料を正確に作成する必要がある。
11	120	・大型教材整備費について 取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合には、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行う必要がある。
12	126	・理科教育設備整備費（小学校）について 需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。
13	131	・教材整備費 学校図書更新費（中学校）について 現在の図書更新計画（2018～2022年）の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

14	133	・教材整備費 教材整備費（中学校）について 需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。
15	139	・理科教育設備整備費（中学校）について 需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。
16	145	・学校保健センター費について 公益財団法人金沢健康福祉財団に委託されている児童生徒の健康相談事業の利用実績が極めて少ない。健康相談事業の利用促進策について見直しを行う必要がある。

【学校監査】

番号	頁	内 容
17	150	・支払及び返金時の小切手の使用の見直しについて 学校現場での各種経費等の支払事務において、不正防止策を施した上で、インターネットバンキングや口座振込を利用する方法について検討する必要がある。
18	150	・学校事務全般について 学校事務全般について、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一的なシステム化の導入を検討する必要がある。
19	150	・資金前渡期間の見直しについて 各学校における資金前渡期間を当月入金日から翌月入金日の前日までの1ヶ月分とすることにより、資金の空白期間がなくなるよう手続を改める必要がある。
20	151	・納品書の保管について 学校での物品等の購入の際には、請求書や領収書のみならず納品書も保管することが望ましいが、事務の増加も勘案して、学校現場に適した必要書類とその保管について検討を進める必要がある。
21	153	・借受品の記帳について 借受品について、管理責任は学校にあると思われる。財産台帳に参考資料を添付しておく等の対処により、実地棚卸の対象として適切に管理する必要がある。

【過年度の指摘、意見等への対応状況】

番号	頁	内 容
22	159	・共同調理場のコスト管理について 共同調理場については、より優先度を上げて「金沢市学校給食調理場再整備計画」を推進し、統廃合を進める必要がある。